

第3章 対象事業実施想定区域周辺の状況

対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の概況及び基礎的な環境特性を把握するにあたっては、対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市真木町を中心とする範囲を基本とした。

ただし、統計資料等の既存資料のうち、市町村単位で公表されている数値については、組合の構成市町及び対象事業実施想定区域に近接する久留米市を含めた地域を対象とし、最新年（年度）のものを使用することとした。

1 自然的状況

1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

対象事業実施想定区域に近い地域気象観測所としては、佐賀地方気象台の鳥栖地域気象観測所（鳥栖市田代外町）、福岡県管区気象台の久留米地域気象観測所（久留米市津福本町）があげられ、対象事業実施想定区域との距離は、それぞれ約 4km、約 5km である。なお、鳥栖地域気象観測所では降水量のみ観測され、久留米地域気象観測所では、気温、降水量、風向・風速が観測されている（図 3.1.1-1）。

(1) 気温

過去 5 年間の月別平均気温は表 3.1.1-1 に示すとおりである。また、平成 27 年における月別平均気温の変化は図 3.1.1-2 に示すとおりである。

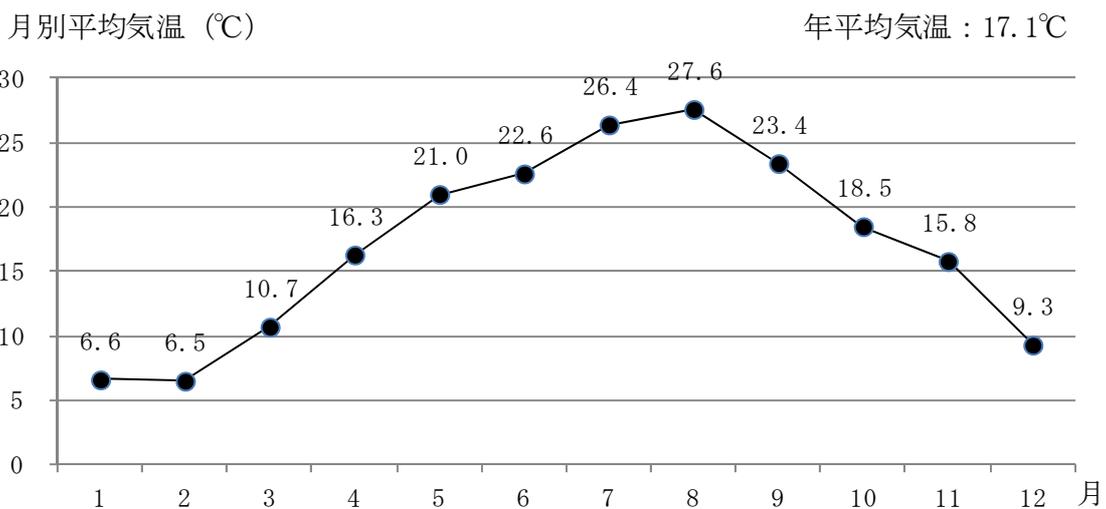
平成 27 年における月別平均気温は、最高が 8 月の 27.6℃、最低が 2 月の 6.5℃であり、年平均気温は 17.1℃となっている。

表 3.1.1-1 月別平均気温（久留米地域気象観測所）

単位：℃

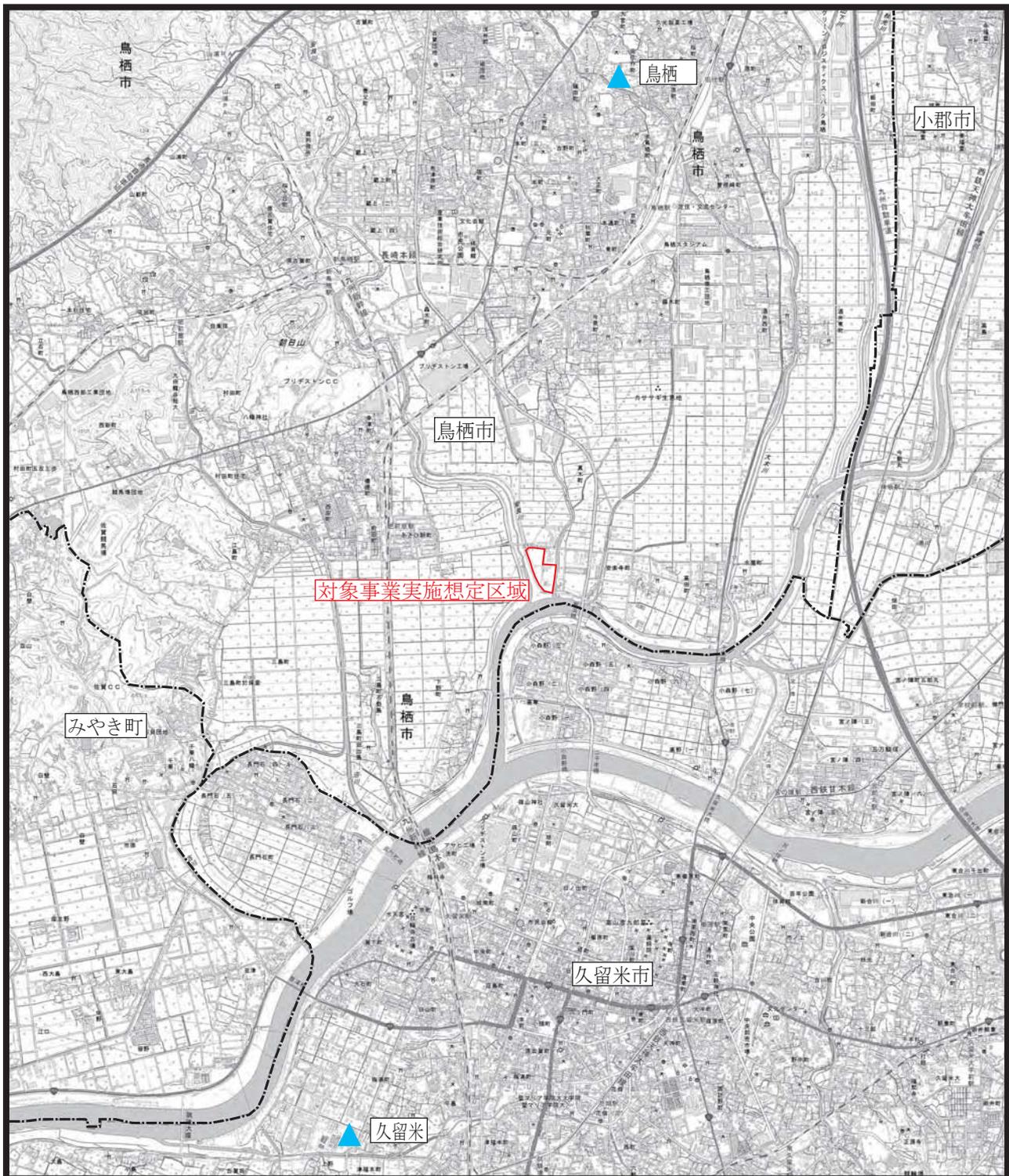
年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平成23年	2.4	7.7	8.0	14.2	19.9	23.8	27.7	28.1	25.0	19.1	15.5	7.3	16.6
平成24年	5.1	5.3	10.0	15.7	20.3	23.2	27.5	28.9	24.5	18.6	11.5	6.2	16.4
平成25年	4.9	7.0	11.8	14.1	20.8	24.2	28.8	29.3	25.0	20.3	12.2	6.5	17.1
平成26年	6.0	6.9	10.9	15.1	20.3	23.0	26.9	26.6	24.1	19.4	13.9	6.1	16.6
平成27年	6.6	6.5	10.7	16.3	21.0	22.6	26.4	27.6	23.4	18.5	15.8	9.3	17.1

出典：気象庁ホームページ



(久留米地域気象観測所)

図 3.1.1-2 月別平均気温の変化（平成 27 年）



凡例

: 対象事業実施想定区域

----- : 市町界

▲ : 地域気象観測所



S = 1 : 50,000

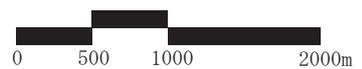


図3.1.1-1 対象事業実施想定区域周辺における気象観測所の位置

(2) 降水量

過去5年間の月別降水量は表3.1.1-2に示すとおりである。また、平成27年における月別降水量の変化は図3.1.1-3に示すとおりであり、鳥栖の降水量は、久留米より同程度または多い傾向にある。

平成27年における月別降水量は、鳥栖における最大が8月の322.0mm、最低が2月の45.0mmであり、年間降水量は2126.0mmとなっている。一方、久留米では最大が6月の339.0mm、最低が2月の43.0mmであり、年間降水量は2063.0mmとなっている。

表 3.1.1-2(1/2) 月別降水量（鳥栖地域気象観測所）

年	月												年間降水量
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成23年	60.5	70.0	83.5	101.5	377.5	533.5	234.5	287.0	108.5	185.0	198.0	27.5	2267.0
平成24年	27.5	159.5	168.5	150.0	42.5	413.5	759.5	181.0	93.0	55.0	116.0	119.0	2285.0
平成25年	51.0	161.5	114.0	144.0	119.0	370.5	252.0	482.5	221.5	190.0	94.5	75.5	2276.0
平成26年	59.0	107.5	194.0	88.0	143.5	138.5	535.5	515.5	171.5	116.5	104.0	73.0	2246.5
平成27年	97.0	45.0	153.5	298.5	174.0	302.5	247.0	322.0	132.5	112.5	134.5	107.0	2126.0

単位：mm

出典：気象庁ホームページ

表 3.1.1-2(2/2) 月別降水量（久留米地域気象観測所）

年	月												年間降水量
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成23年	28.5	47.0	66.5	65.0	287.5	507.5	257.5	290.0	131.0	203.5	179.0	25.5	2060.0
平成24年	23.0	147.5	154.0	143.0	46.0	421.5	890.0	151.0	110.5	64.0	116.0	97.5	2364.0
平成25年	48.5	144.0	81.5	148.5	110.0	336.0	159.5	496.0	177.0	190.0	86.5	68.0	2045.5
平成26年	46.5	113.0	156.0	86.0	127.5	134.5	407.5	385.5	141.0	92.0	102.0	64.5	1856.0
平成27年	82.0	43.0	147.0	246.0	185.5	339.0	264.0	312.5	118.5	102.5	130.0	93.0	2063.0

単位：mm

注：表中の“() ”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値を示す。

出典：気象庁ホームページ

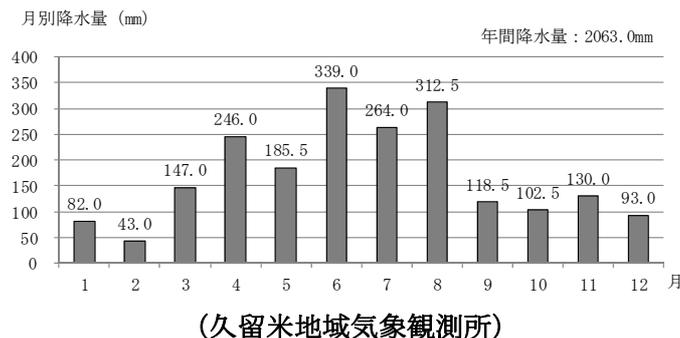
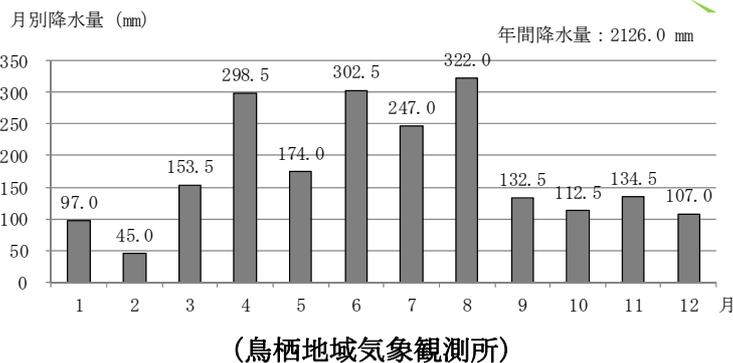


図 3.1.1-3 月別降水量の変化（平成 27 年）

(3) 風向・風速

過去5年間の月別最多風向及び月別平均風速は、表3.1.1-3に示すとおりである。また、平成27年における風配図は、図3.1.1-4に示すとおりである。

久留米における平成27年の年間最多風向は北東、平均風速は2.2m/sとなっている。

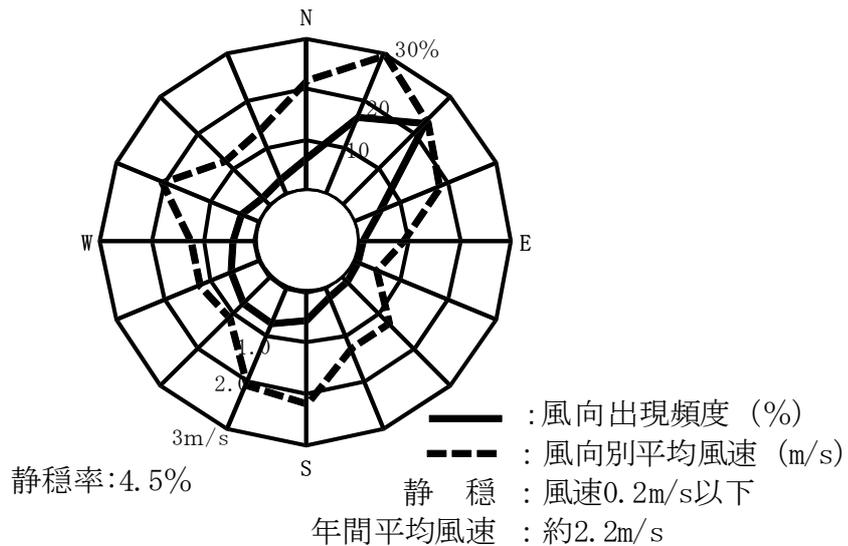
表 3.1.1-3 月別最多風向及び月別平均風速 (久留米地域気象観測所)

年 \ 月	1月		2月		3月		4月		5月		6月			
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向		
平成23年	1.5)	南西)	2.1	北東	2.0	北東	2.5	南南西	2.6	北東	2.3	南南西		
平成24年	1.9	北東	2.4	北東)	2.4	北東)	2.2	北東	2.5	北東	2.6	北東		
平成25年	1.8	北東	2.0	北東	2.5	北東	2.4	北東)	2.1	北東	2.4	北東		
平成26年	1.6	北東	3.1	北東	2.3	北東	2.4	北東	2.1	南西	2.3	北東		
平成27年	1.9	北東	1.9	北東)	2.3	北東	2.8	北北東	2.0	北東)	2.1	北東		
年 \ 月	7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向
平成23年	2.7	南南西	2.4	北東	2.7	北東	2.2	北東	2.0	北東	1.8	北東	2.2	北東)
平成24年	2.4	南南西	2.5	北東	2.3	北東	2.4	北東	1.8	北東	1.8	北東	2.3	北東)
平成25年	3.0	南南西	2.0	南南西	2.4	北東	3.1	北東	1.6	北東	1.6	北東)	2.2	北東)
平成26年	2.2	南南西	2.6	南	2.5	北東	2.9	北東	1.9	北東	1.7	西北西	2.3	北東)
平成27年	2.6	北東	2.0	北東	2.7	北北東	2.2	北東	2.2	北東	1.6	北東	2.2	北東)

注：月別平均風速の単位は、m/sである。

表中の“()”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う(準正常値)ことを示す。

出典：気象庁ホームページ



(久留米地域気象観測所)

図 3.1.1-4 風配図 (平成27年)

2) 大気質

(1) 大気環境の状況

対象事業実施想定区域に近い一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）としては、鳥栖測定局及び城南中学校が、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）としては、曾根崎自排局があげられる。

また、対象事業実施想定区域に近いダイオキシン類の測定は鳥栖測定局及び城南町（久留米市市民会館）で実施されている。

各測定局等における測定項目は表 3.1.1-4 に、対象事業実施想定区域とそれぞれの測定局の位置関係は図 3.1.1-5 に示すとおりである。

表 3.1.1-4 各測定局等における測定項目

測定局等		測定項目	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	ダイオキシン類	微小粒子状物質	降下ばいじん	管理主体
一般局	鳥栖		○	○	○	-	○	○	○	○	佐賀県、降下ばいじんは鳥栖市
	城南中学校		○	○	○	-	○	-	○	-	久留米市
	えーるピア久留米		○	○	○	-	○	-	-	-	久留米市
自排局	曾根崎		-	○	○	○	-	-	-	-	佐賀県
その他	城南町（久留米市民会館）		-	-	-	-	-	○	-	-	久留米市

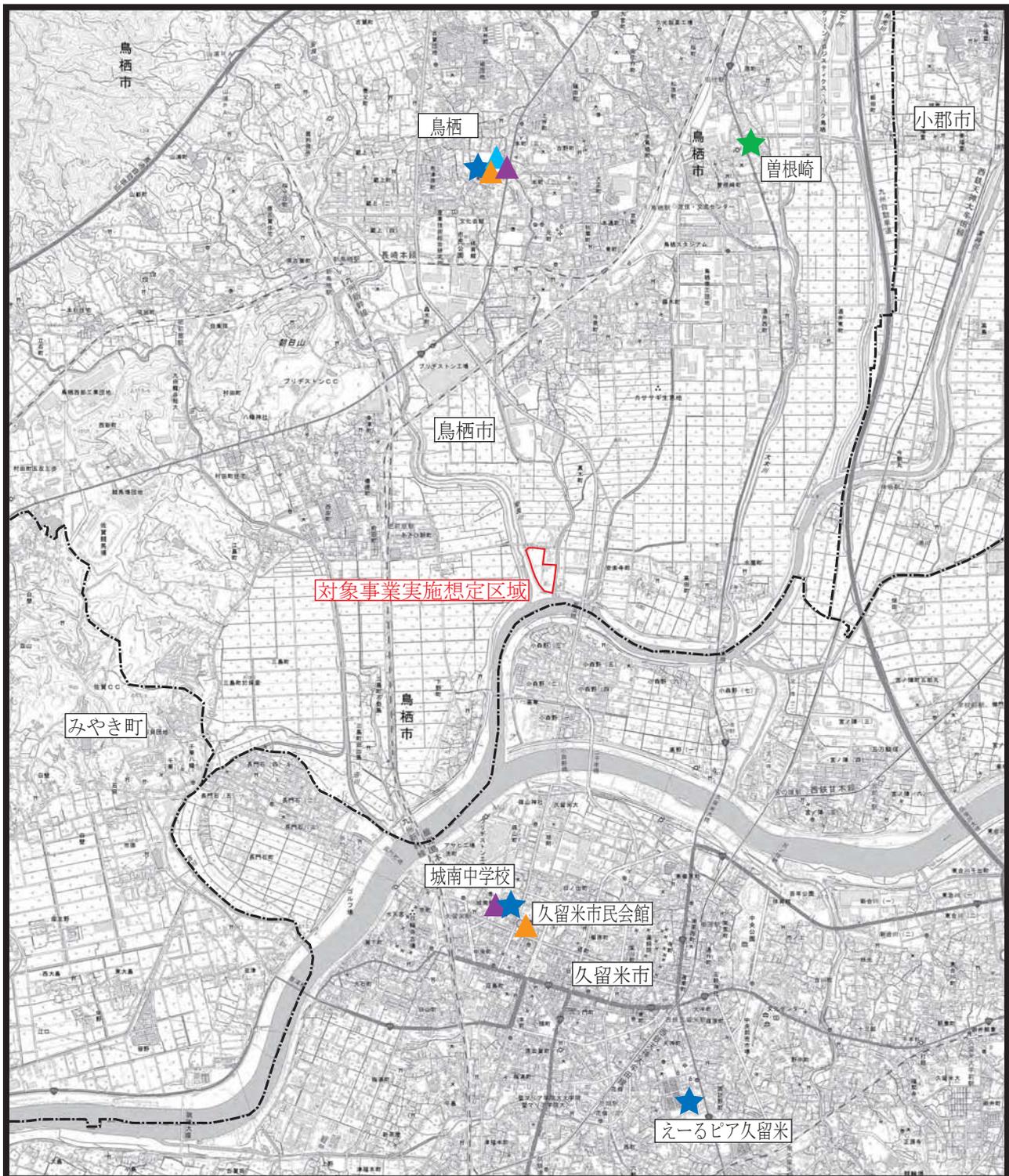
注：事業実施想定区域より半径5km以内の測定局を選定した。

測定している項目は○、測定していない項目は-を記載した。

出典：「平成27年版佐賀県環境白書」（平成28年 佐賀県）

「平成27年版福岡県環境白書」（平成27年 福岡県）

「平成27年度 久留米市環境調査結果」（平成28年 久留米市）



凡例

- : 対象事業実施想定区域
- : 市町界
- ★ : 一般局
- ★ : 自排局
- ▲ : ダイオキシン類測定地点
- ▲ : PM2.5測定地点
- ▲ : 降下ばいじん測定地点



S = 1 : 50,000

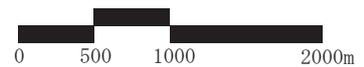


図3.1.1-5 対象事業実施想定区域周辺における一般局・自排局等の位置

一般局である鳥栖、城南中学校及びえーるピア久留米における二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O_x)及び微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果は、表3.1.1-5に示すとおりである。

いずれの測定局についても、SO₂、NO₂、SPMは環境基準(長期的評価)を達成している。

O_x及びPM2.5については、環境基準(短期的評価)は非達成の状態となっている。

一方、降下ばいじんについては、鳥栖市市役所屋上において測定されている。

平成26年度に実施された測定結果は表3.1.1-6に示すとおりであり、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省都市局都市計画課監修)において示された参考値(10t/km²/月)を下回っている。

表 3.1.1-5(1/5) 二酸化硫黄の状況(一般局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値		1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況 ^注	環境基準
			日	ppm	時間	%	日	%					
平成26年度	鳥栖	362	0.002	0	0.0	0	0.0	0.037	0.005	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
	城南中学校	362	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.005	○	○		
	えーるピア久留米	363	0.001	0	0.0	0	0.0	0.035	0.005	○	○		

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」
「平成27年度 久留米市環境調査結果」(平成28年 久留米市)

表 3.1.1-5(2/5) 二酸化窒素の状況(一般局)

年度	測定局	測定時間	年平均値		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況 ^注	環境基準
			時間	ppm	日	%	日	%				
平成26年度	鳥栖	8,666	0.013	0	0.0	0	0.0	0.051	0.025	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
	城南中学校	8,674	0.009	0	0.0	0	0.0	0.046	0.018	○		
	えーるピア久留米	8,699	0.012	0	0.0	0	0.0	0.046	0.021	○		

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」
「平成27年度 久留米市環境調査結果」(平成28年 久留米市)

表 3.1.1-5(3/5) 浮遊粒子状物質の状況(一般局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況 ^注	環境基準
			日	mg/m ³	時間	%	日	%					
平成26年度	鳥栖	363	0.020	0	0.0	0	0.0	0.114	0.045	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
	城南中学校	364	0.026	0	0.0	0	0.0	0.197	0.064	○	○		
	えーるピア久留米	361	0.023	0	0.0	0	0.0	0.017	0.053	○	○		

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」
「平成27年度 久留米市環境調査結果」(平成28年 久留米市)

表 3.1.1-5(4/5) 光化学オキシダントの状況（一般局）

年度	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	達成状況 ^注	環境基準
		日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm	○・×	
平成26年度	鳥栖	365	5,452	90	548	0	0	0.104	0.050	×	1時間値が0.06ppm以下であること。
	城南中学校	365	5,453	87	530	0	0	0.104	0.049	×	
	えーるピア久留米	365	5,461	83	471	0	0	0.100	0.048	×	

注：1時間値が0.06ppm以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（短期的評価）。
 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」
 「平成27年度 久留米市環境調査結果」（平成28年 久留米市）

表 3.1.1-5(5/5) 微小粒子状物質の状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況 ^注	環境基準
		時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○・×	
平成26年度	鳥栖	360	17.0	15	4.2	131	38.5	×	年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	城南中学校	360	19.0	24	6.7	226	44.2	×	

注：年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」
 「平成27年度 久留米市環境調査結果」（平成28年 久留米市）

表 3.1.1-6 降下ばいじんの測定結果

年度	不溶解成分 ($\text{t}/\text{km}^2/30\text{日}$)	溶解性成分 ($\text{t}/\text{km}^2/30\text{日}$)	ばいじん合計 ($\text{t}/\text{km}^2/30\text{日}$)
平成27年度	1.2	2.0	3.2

出典：鳥栖市ホームページ 鳥栖の環境（水質・大気・自動車騒音）

自排局である曾根崎におけるNO₂、SPM及び一酸化炭素(CO)の測定結果は表3.1.1-7に示すとおりである。

NO₂、SPM及びCOについて、環境基準(長期的評価)を達成している。

また、ダイオキシン類については、鳥栖及び城南町(久留米市民会館)において測定されている。

測定結果は表3.1.1-8に示すとおりであり、ともに環境基準を達成している。

表3.1.1-7(1/3) 二酸化窒素の状況(自排局)

年度	測定局	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況 ^注	環境基準
				時間	ppm	日	%				
平成26年度	曾根崎	8,669	0.028	0	0.0	36	9.9	0.086	0.044	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」

表3.1.1-7(2/3) 浮遊粒子状物質の状況(自排局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況 ^注	環境基準
				日	mg/m ³	時間	%					
平成26年度	曾根崎	364	0.027	0	0.0	0	0.0	0.138	0.058	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」

表3.1.1-7(3/3) 一酸化炭素の状況(自排局)

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	達成状況 ^注	環境基準
					回	%	日	%	日	%						
平成26年度	曾根崎	364	8680	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.2	0.5	○	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注：日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「佐賀県 県民環境部 環境課 提供資料」

表3.1.1-8 ダイオキシン類の測定結果

年度	測定局	年平均値 pg-TEQ/m ³	環境基準 pg-TEQ/m ³
平成27年度	鳥栖	0.021	0.6
平成26年度	城南町(久留米市民会館)	0.036	

出典：佐賀県ホームページ 平成27年度 ダイオキシン類環境調査結果
「平成27年度 久留米市環境調査結果」(平成28年 久留米市)

(2) 公害苦情の状況

平成 26 年度の大気汚染に係る公害苦情件数は、「平成 27 年版佐賀県環境白書」（平成 28 年 佐賀県）によれば、佐賀県全体で 168 件、対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市で 1 件となっている。また、「久留米市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年 久留米市）によれば、久留米市で 117 件となっている。苦情発生原因は主として、焼却（野焼き）となっている。

3) 騒音

(1) 自動車騒音

対象事業実施想定区域周辺において、平成 26 年度に実施された幹線道路における自動車騒音の測定結果は、表 3.1.1-9 に示すとおりである（評価区間は図 3.1.1-6 参照）。評価対象住居等の 72.5～100.0%の割合で環境基準値以下であった。

表 3.1.1-9 自動車騒音の測定結果（幹線道路の面的評価結果）

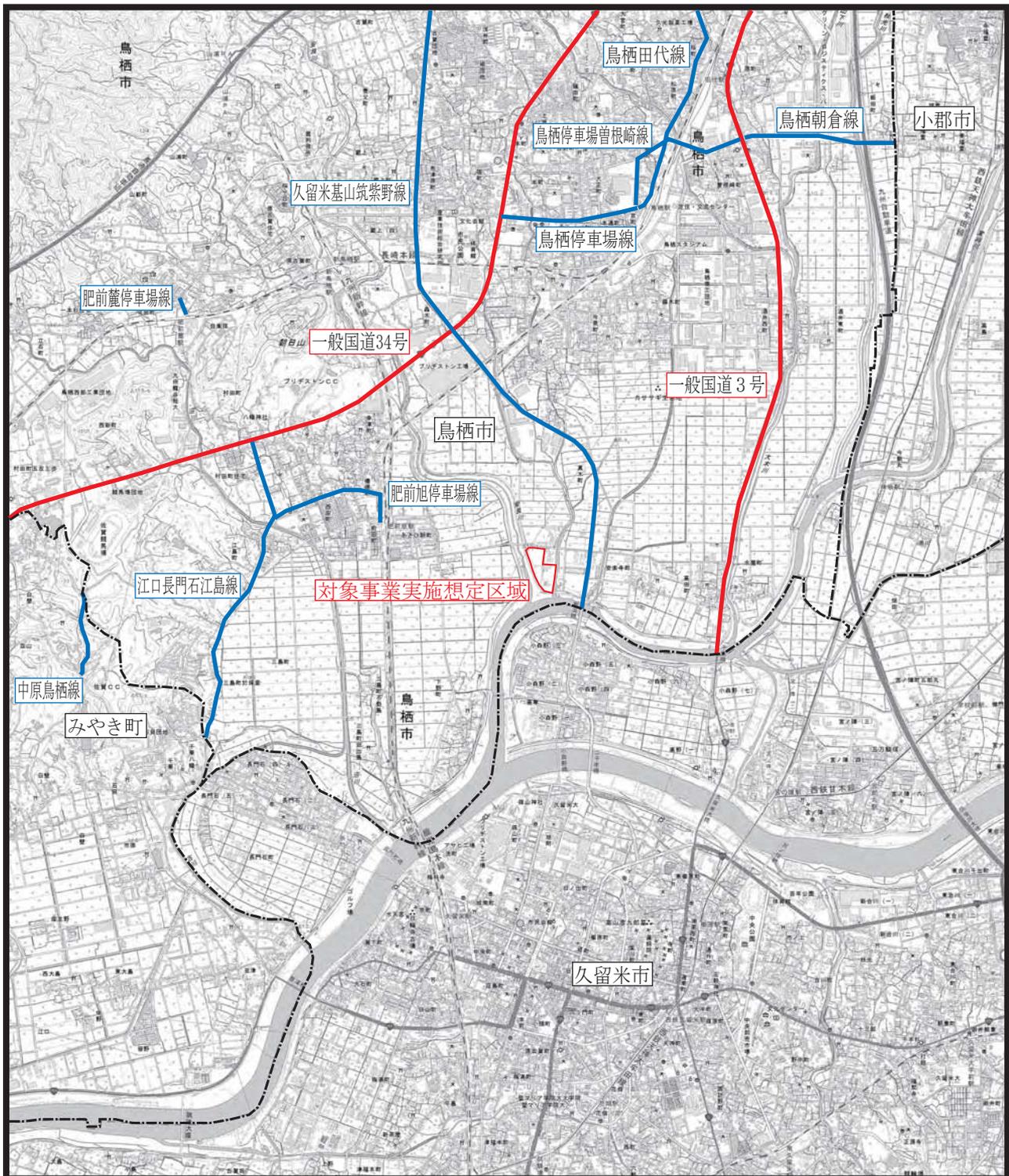
路線名	評価区間		評価 区間 延長 km	評価 対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
	始点	終点			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
一般国道3号	鳥栖市境	鳥栖市水屋町	7.6	244	177	72.5	53	21.7	0	0.0	14	5.7
一般国道34号	鳥栖市永吉町	鳥栖市境	9.6	598	496	82.9	97	16.2	0	0.0	5	0.8
鳥栖朝倉線	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市飯田町	1.1	58	57	98.3	0	0.0	0	0.0	1	1.7
久留米基山筑紫野線 ^注	鳥栖市真木町	鳥栖市轟木町	3.3	10	9	90.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0
	鳥栖市轟木町	鳥栖市弥生が丘	5.3	280	215	76.8	30	10.7	0	0.0	35	12.5
江口長門石江島線	鳥栖市三島町	鳥栖市村田町	2.8	193	186	96.4	1	0.5	1	0.5	5	2.6
鳥栖田代線	鳥栖市京町	鳥栖市姫方町	2.5	510	500	98.0	3	0.6	6	1.2	1	0.2
鳥栖停車場線	鳥栖市京町	鳥栖市宿町	1.1	259	259	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
肥前麓停車場線	鳥栖市平田町	鳥栖市平田町	0.2	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市京町	鳥栖市曾根崎町	1.2	336	334	99.4	1	0.3	1	0.3	0	0.0
肥前旭停車場線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市村田町	1.2	238	238	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中原鳥栖線	みやき町大字白壁	みやき町大字白壁	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

注：久留米基山筑紫野線は事業実施想定区域に近接の評価区間のみ抽出して示した。

出典：「平成27年版佐賀県環境白書」（平成28年 佐賀県）

(2) 公害苦情の状況

平成 26 年度の騒音に係る公害苦情件数は、「平成 27 年版佐賀県環境白書」（平成 28 年 佐賀県）によれば、佐賀県全体で 38 件、対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市で 2 件となっている。また、「久留米市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年 久留米市）によれば、久留米市で 23 件となっている。苦情発生原因は主として、産業用機械作動、工事・建設作業となっている。



凡例

- : 対象事業実施想定区域
- : 市町界
- : 国道（自動車騒音面の評価区間）
- : 県道（自動車騒音面の評価区間）



S = 1 : 50,000

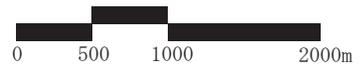


図3.1.1-6 対象事業実施想定区域周辺における自動車騒音面の評価区間

4) 振動

(1) 振動の状況

対象事業実施想定区域周辺において、振動の測定は行われていない。

(2) 公害苦情の状況

平成 26 年度の振動に係る公害苦情件数は、「平成 27 年版佐賀県環境白書」(平成 28 年 佐賀県)によれば、佐賀県全体で 5 件、対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市で 0 件となっている。また、「久留米市統計書 平成 27 年版」(平成 28 年 久留米市)によれば、久留米市で 0 件となっている。苦情発生原因は主として、工事・建設作業となっている。

5) その他の大気に係る環境の状況

(1) 悪臭の状況

鳥栖市では、「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質による規制地域を指定しているが、対象事業実施想定区域は規制地域に該当しない地域である。

なお、対象事業実施想定区域周辺では、悪臭の測定は行われていない。

(2) 悪臭の公害苦情の状況

平成 26 年度の悪臭に係る公害苦情件数は、「平成 27 年版佐賀県環境白書」(平成 28 年 佐賀県)によれば、佐賀県全体で 32 件、対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市で 4 件となっている。また、「久留米市統計書 平成 27 年版」(平成 28 年 久留米市)によれば、久留米市で 15 件となっている。苦情発生原因は、飲食店営業、流出・漏えい、製造業関連等となっている。

1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象

対象事業実施想定区域周辺の河川・湖沼・湿地等の分布状況は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の東側には轟木川が、西側には安良川が流れており、南側を流れる宝満川に合流する。宝満川は対象事業実施想定区域から約 1.5km 流下した地点で筑後川に合流する。

2) 水質

(1) 水質の状況

対象事業実施想定区域の周辺を流れる河川において、公共用水域測定地点が設定されており、環境基準の類型は筑後川（瀬の下）、安良川（鳥南橋）及び轟木川（鹿児島線下）でA類型、宝満川（酒井東橋、下野）でB類型に指定されている。なお、対象事業実施想定区域との位置関係は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

各測定地点における平成 26 年度の測定結果のうち、生活環境の保全に関する環境基準項目（以下「生活環境項目」という。）については表 3.1.2-1 に示すとおりであり、大腸菌群数については全地点で環境基準値を上回る場合がみられ、筑後川（瀬の下）、宝満川（酒井東橋）及び轟木川（鹿児島線下）では、pH についても環境基準を上回る場合がみられた。

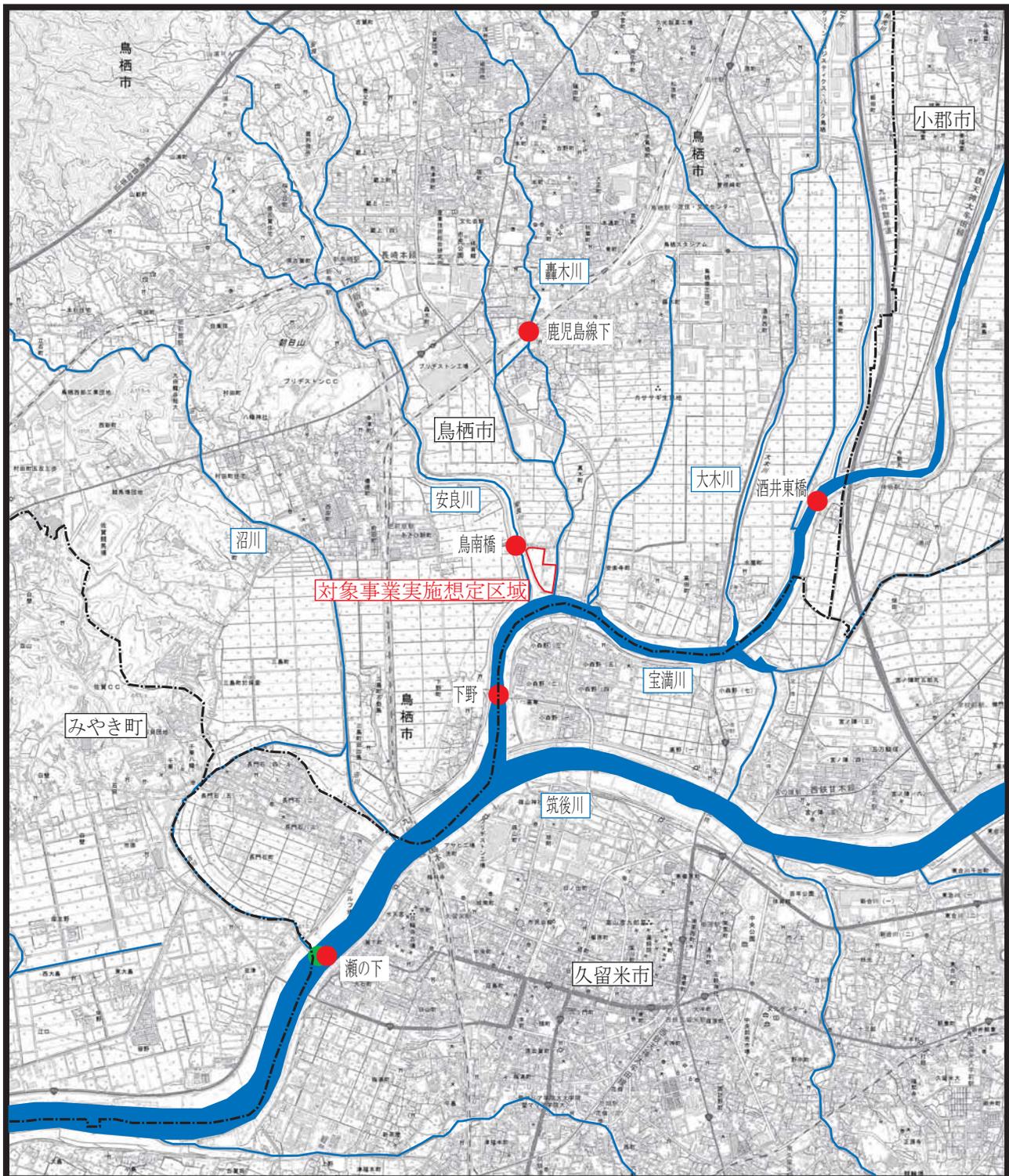
また、ダイオキシン類については、筑後川（瀬の下）で測定されており、表 3.1.2-2 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。

(2) 公害苦情の状況

平成 26 年度の水質に係る公害苦情件数は、「平成 27 年版佐賀県環境白書」（平成 28 年 佐賀県）によれば、佐賀県全体で 125 件、対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市で 7 件となっている。また、「久留米市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年 久留米市）によれば、久留米市で 29 件となっている。苦情発生原因は主として、流出・漏えい、産業排水、不明等となっている。

3) 水底の底質の状況

ダイオキシン類については、筑後川（瀬の下）で測定されており、表 3.1.2-3 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。



凡例

- : 対象事業実施想定区域
- : 市町界
- : 河川
- : 公共用水域測定地点
- : ダイオキシン類測定地点 (水質、底質)



S = 1 : 50,000



図3.1.2-1 対象事業実施想定区域周辺における河川・湖沼・湿地等の分布状況

表 3.1.2-1 公共用水域測定結果（生活環境項目）

No.	河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準				
				項目	最小値	最大値	平均値	75%値					
1	筑後川	瀬の下	A	pH	7.4	8.8	—	—	6.5以上 8.5以下				
				DO (mg/L)	7.9	12	10	—	7.5以上				
				BOD (mg/L)	0.5	2.1	1.0	1.3	2以下				
				SS (mg/L)	3	11	6	—	25以下				
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	110	4,900	2,300	—	1,000以下				
2	宝満川	酒井東橋	B	pH	7.4	8.6	—	—	6.5以上 8.5以下				
				DO (mg/L)	8.1	13	10	—	5以上				
				BOD (mg/L)	<0.5	5.2	1.3	0.9	3以下				
				SS (mg/L)	1	19	6	—	25以下				
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	700	7,900	3,600	—	5,000以下				
		生物B	全亜鉛	—	—	0.007	—	0.03以下					
			ノニルフェノール	—	—	<0.00006	—	0.002以下					
3		下野	B	pH	7.3	7.7	—	—	6.5以上 8.5以下				
				DO (mg/L)	7.7	11	9.7	—	5以上				
				BOD (mg/L)	0.6	2.3	1.2	1.5	3以下				
				SS (mg/L)	5	14	9	—	25以下				
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	7000	7900	7,500	—	5,000以下				
		生物B	全亜鉛	0.003	0.005	0.004	—	0.03以下					
			ノニルフェノール	—	—	<0.0006	—	0.002以下					
			L A S（直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩）	—	—	<0.0006	—	0.05以下					
				4	安良川	鳥南橋	A	pH	7.1	7.8	—	—	6.5以上 8.5以下
								DO (mg/L)	8.1	12	10	—	7.5以上
BOD (mg/L)	<0.5	4.2						0.8	0.5	2以下			
SS (mg/L)	<1	12						4	—	25以下			
大腸菌群数 (MPN/100mL)	330	33,000	6,900					—	1,000以下				
5	轟木川	鹿児島線下	B (A)注	pH	7.5	9.3	—	—	6.5以上 8.5以下				
				DO (mg/L)	9.5	14	12	—	5以上				
				BOD (mg/L)	<0.5	1.0	0.6	0.7	3以下				
				SS (mg/L)	<1	4	1	—	25以下				
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	490	33,000	12,000	—	5,000以下				

注：轟木川類型は、平成28年4月よりBからAに変更となった。

出典：佐賀県ホームページ 平成26年度 公共用水域及び地下水水質測定結果
平成27年度 久留米市環境調査結果

表 3.1.2-2 公共用水域測定結果（水質：ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/L

河川名	地点名	測定結果	環境基準
筑後川	瀬の下	0.11	1以下

出典：佐賀県ホームページ 平成27年度ダイオキシン類調査結果

表 3.1.2-3 公共用水域測定結果（底質：ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/g

河川名	地点名	測定結果	環境基準
筑後川	瀬の下	2.7	150以下

出典：佐賀県ホームページ 平成27年度ダイオキシン類調査結果

5) その他の水に係る環境の状況

(1) 地下水

佐賀県では、地下水水質の状況を監視するため、全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査や、過去に有害物質が検出された地区の地下水の動向を経年的に把握するための継続監視調査等が実施されている。

対象事業実施想定区域周辺では、表 3.1.2-4 に示す地点で継続監視調査が実施されており、六価クロム及びトリクロロエチレンの超過がみられる。

表 3.1.2-4 地下水質調査結果（継続監視調査）

調査地区名	平成26年度調査結果			環境基準超過項目に係る過去5年間の超過状況 (環境基準を超過した年度)	
	調査項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数		
鳥栖市原町	六価クロム、トリクロロエチレン等4項目	8	5	六価クロム	平成22年度～25年度
			5	トリクロロエチレン	

出典：佐賀県ホームページ 平成26年度 公共用水域及び地下水水質測定結果

1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

(1) 土壌の状況

「土壌分類基本調査」による周辺の土壌図を図 3.1.3-1 に示す。
対象事業実施想定区域及びその周辺は、灰色低地土壌が広く分布する地域となっている。

(2) 土壌汚染の状況

平成 27 年度に土壌のダイオキシン類調査を、佐賀県では県内 4 地点で、久留米市では 2 地点実施している。

対象事業実施想定区域に最も近い地点は、三養基郡上峰町（上峰中学校）であり、表 3.1.3-1 に示すとおり環境基準値を下回る結果となっている。

表 3.1.3-1 土壌のダイオキシン類結果

単位：pg-TEQ/g

地点名	測定結果	環境基準
三養基郡上峰町（上峰中学校）	0.52	1000以下

注：対象事業実施想定区域からの距離は西南西約9km

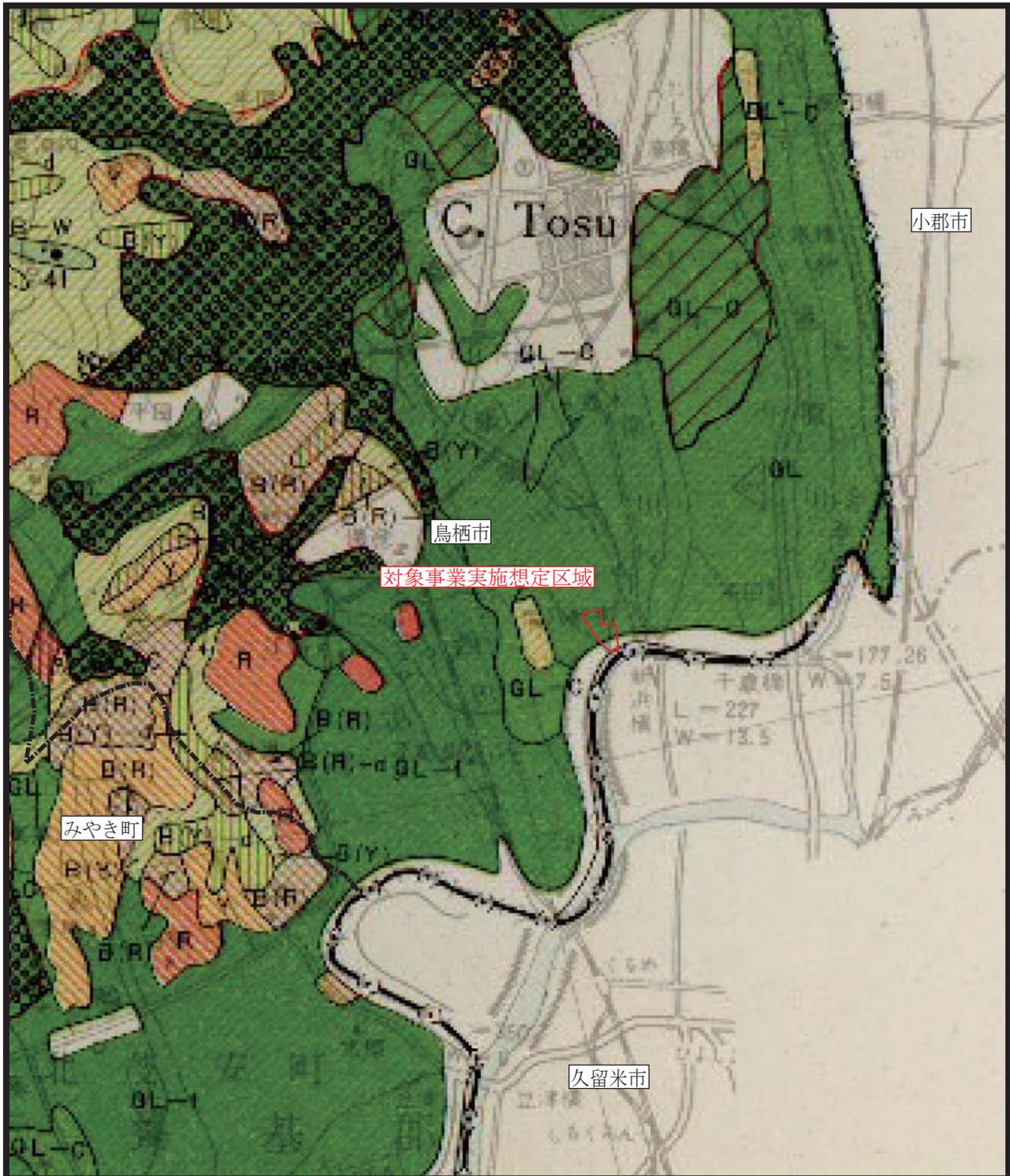
出典：佐賀県ホームページ 平成27年度ダイオキシン類調査結果

(3) 公害苦情の状況

平成 26 年度の土壌汚染に係る公害苦情件数は、「平成 27 年版佐賀県環境白書」（平成 28 年 佐賀県）及び「久留米市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年 久留米市）によれば、佐賀県全体及び久留米市で報告はなかった。

2) 地盤沈下の状況

地盤沈下については、筑紫平野において発生しているが、対象事業実施想定区域周辺において地盤沈下発生への報告はない。



凡例

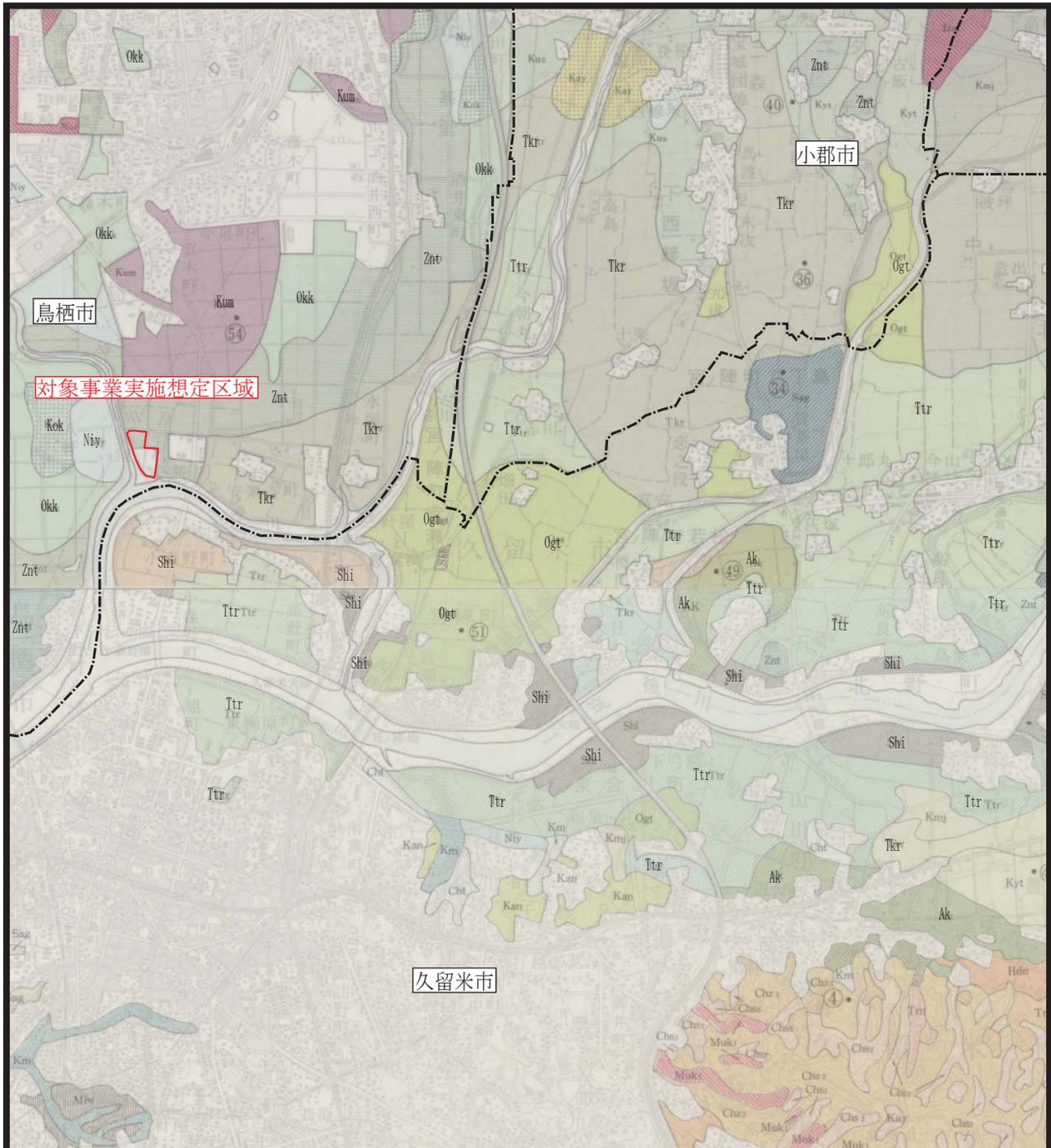
: 対象事業実施想定区域
 - - - - - : 市町界

褐色森林土壌	赤黄色土	灰色低地土
乾性褐色森林土壌 (黄褐色系)	赤色土壌	細粒灰色低地土壌
褐色森林土壌 (黄褐色系)	黄色土壌	灰色低地土壌
褐色森林土壌 (赤褐色系)	褐色低地土	粗粒灰色低地土壌
湿性褐色森林土壌	粗粒褐色低地土壌	1m以内に礫層があるもの
		老朽化水田の範囲

出典：「土地分類図（土壤図）佐賀県」（昭和49年 経済企画庁総合開発局）

S = 1 : 50,000

図3.1.3-1(1/2) 対象事業実施想定区域周辺における土壤図



凡例

 : 対象事業実施想定区域 - - - - - : 市町界

山地及び丘陵地の土壌 乾性褐色森林土壌 (赤褐色系) Mok 1 宗像1統 (Mok 1) 乾性褐色森林土壌 (黄褐色系) Kny 金山統 (Kny) Ch 2 筑前2統 (Ch 2) 乾性褐色森林土壌 (黄褐色系) Chs 1 筑紫1統 (Chs 1) Chs 2 筑紫2統 (Chs 2)	細粗粒灰色低地土壌 (灰褐色系) Sag 佐賀統 (Sag) Kmj 鴨島統 (Kmj) Tkr 宝田統 (Tkr) 中粗粒灰色低地土壌 (灰褐色系) Km 加茂統 (Km) Kyt 清武統 (Kyt) 礫質灰色低地土壌 Okk 追子野木統 (Okk) Kok 国領統 (Kok)	中粗粒灰色低地土壌 (灰褐色系) Znt 善通寺統 (Znt) 礫質灰色低地土壌 (灰褐色系) Ak 赤池統 (Ak) Kay 柏山統 (Kay) 細粒グライ土壌 Niy 新山統 (Niy) 千年統 (Cht) 中粒グライ土壌 新山統 (Niy) 灰色低地土壌 (下層有機物) Noi 野市統 (Noi) 灰色低地土壌 (下層黒ボク) Izm 泉崎統 (Izm) Kum 久米統 (Kum) 市街地その他
台地及び低地の土壌 中粗粒褐色低地土壌 Shi 芝統 (Shi)	細粒灰色低地土壌 (灰褐色系) Ogt 緒方統 (Ogt) Kan 金田統 (Kan) Ttr 多々良統 (Ttr)	

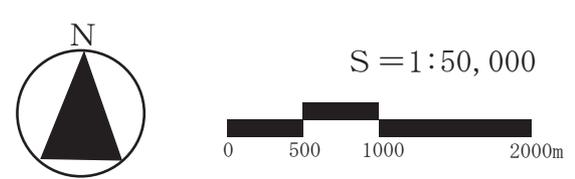


図3.1.3-1 (2/2)
対象事業実施想定区域周辺における土壌図

出典：「土地分類基本調査図 土じょう図 甘木」（昭和55年 福岡県、佐賀県）
 「土地分類基本調査図 土じょう図 久留米」（昭和57年 福岡県）

1.4 地形・地質の状況

1) 地形の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺における地形の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺の地形は、対象事業実施想定区域の北西部に位置する背振山地とその周辺に分布する丘陵地、さらに丘陵地の周辺に広く分布する三角州性低地などから構成されている。対象事業実施想定区域は三角州性低地となっている。

また、対象事業実施想定区域周辺には宝満川、安良川、轟川など多くの河川が流れる。その流路は湾曲し、典型的な蛇行河川の形状を呈している。これら河川による浸食・堆積作用により、河川沿いには自然堤防が発達し、その背後には後背湿地や旧河道が広がっている。

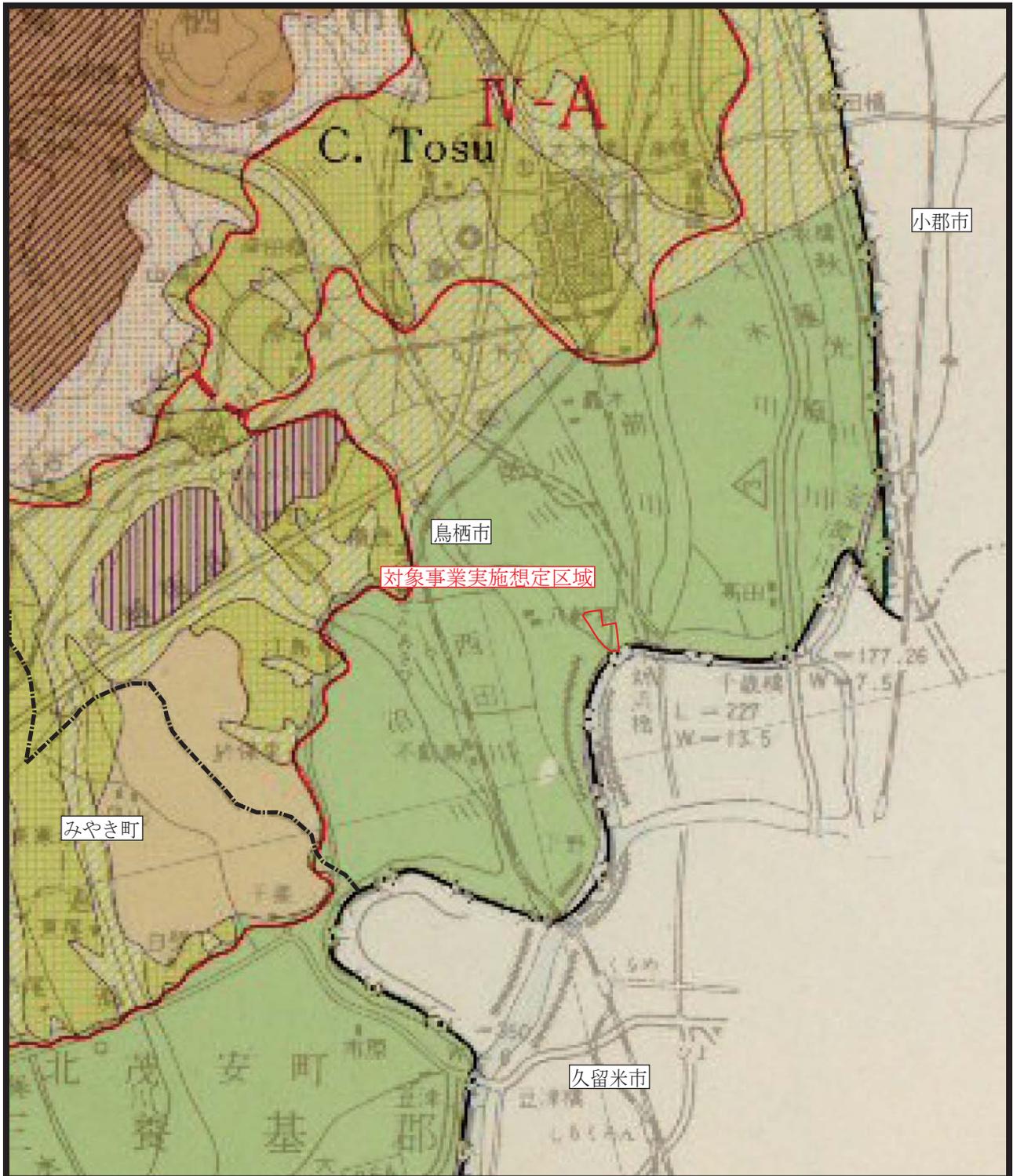
2) 地質の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺における地質の状況は、図 3.1.4-2 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺の地質は、対象事業実施想定区域の北西部に位置する背振山地を構成する深成岩類とその周辺に分布する砂礫がち堆積物、砂がち堆積物、さらにその周辺に広がる泥がち堆積物などから構成されている。

対象事業実施想定区域は泥がち堆積物（泥）となっており、完新世の堆積物である。筑後・佐賀平野の低地を構成する地層で、地下は汽水域から淡水域で形成された非海成沖積層となっている。

また、対象事業実施想定区域周辺の地質断面図は図 3.1.4-3 に示すとおりであり、地表面から約 1.5m が粘土層、約 1.5～10m が砂層、約 10m～は礫層となっている。



凡例

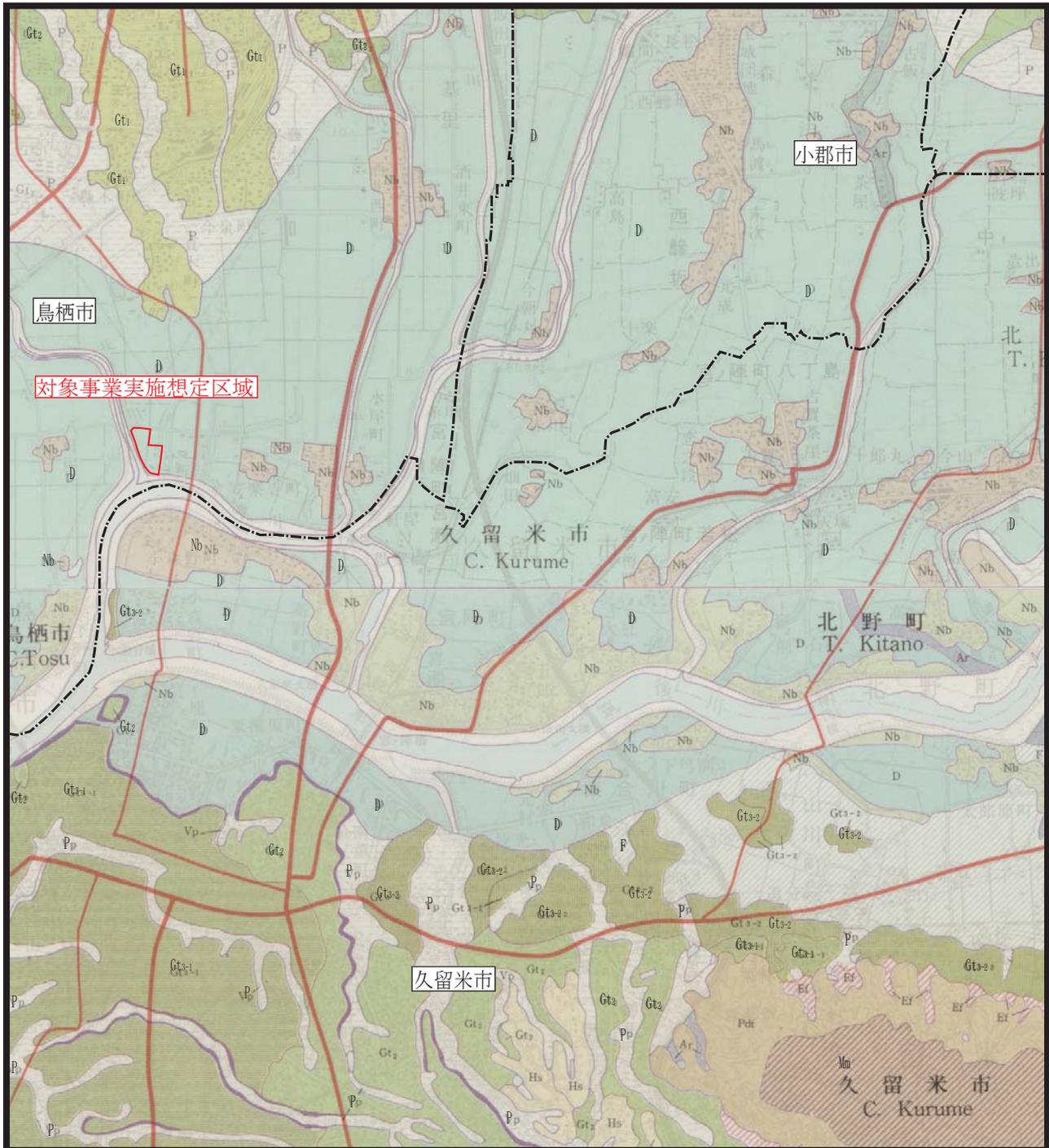
: 対象事業実施想定区域
 : 市町界

<p>山地</p> <p> 中起伏山地 (起伏量400~600m)</p> <p> 小起伏山地 (起伏量200~400m)</p> <p> 山麓地 (起伏量200m以下)</p>	<p>丘陵地</p> <p> 大起伏丘陵地 (起伏量100~200m)</p> <p> 小起伏丘陵地 (起伏量100m以下)</p> <p> 砂礫台地 (高位)</p>	<p>低地</p> <p> 扇状地性低地</p> <p> 三角州性低地</p>
--	---	--

出典：「土地分類図（地形分類図）佐賀県」（昭和49年 経済企画庁総合開発局）

S = 1 : 50,000

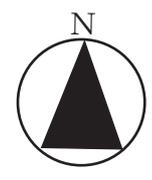
図3.1.4-1 (1/2)
対象事業実施想定区域周辺における地形分類図



凡例

 : 対象事業実施想定区域 - - - - : 市町界

山地	 中起伏山地(Mm) (起伏量400~200m)	低地	 谷底平野(P)
山麓地	 山麓地(Pdt) (起伏量100m以下)		 三角州(D)
丘陵地	 丘陵地II(Hs) (起伏量50m以下)		 自然堤防(Nb)
台地	 砂礫台地I(Gt1) (高位段丘)	その他	 扇状平野(F)
	 砂礫台地II(Gt2) (中位段丘、扇状段丘)		 土石堆積面(Ef)
	 砂礫台地III-1(Gt3-1) (低位段丘)		 旧河道湿地(Ar)
	 砂礫台地III-2(Gt3-2) (低位扇状段丘)		 崖面
			 国道(主要地方道)



S = 1 : 50,000

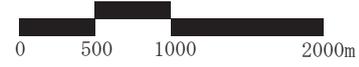
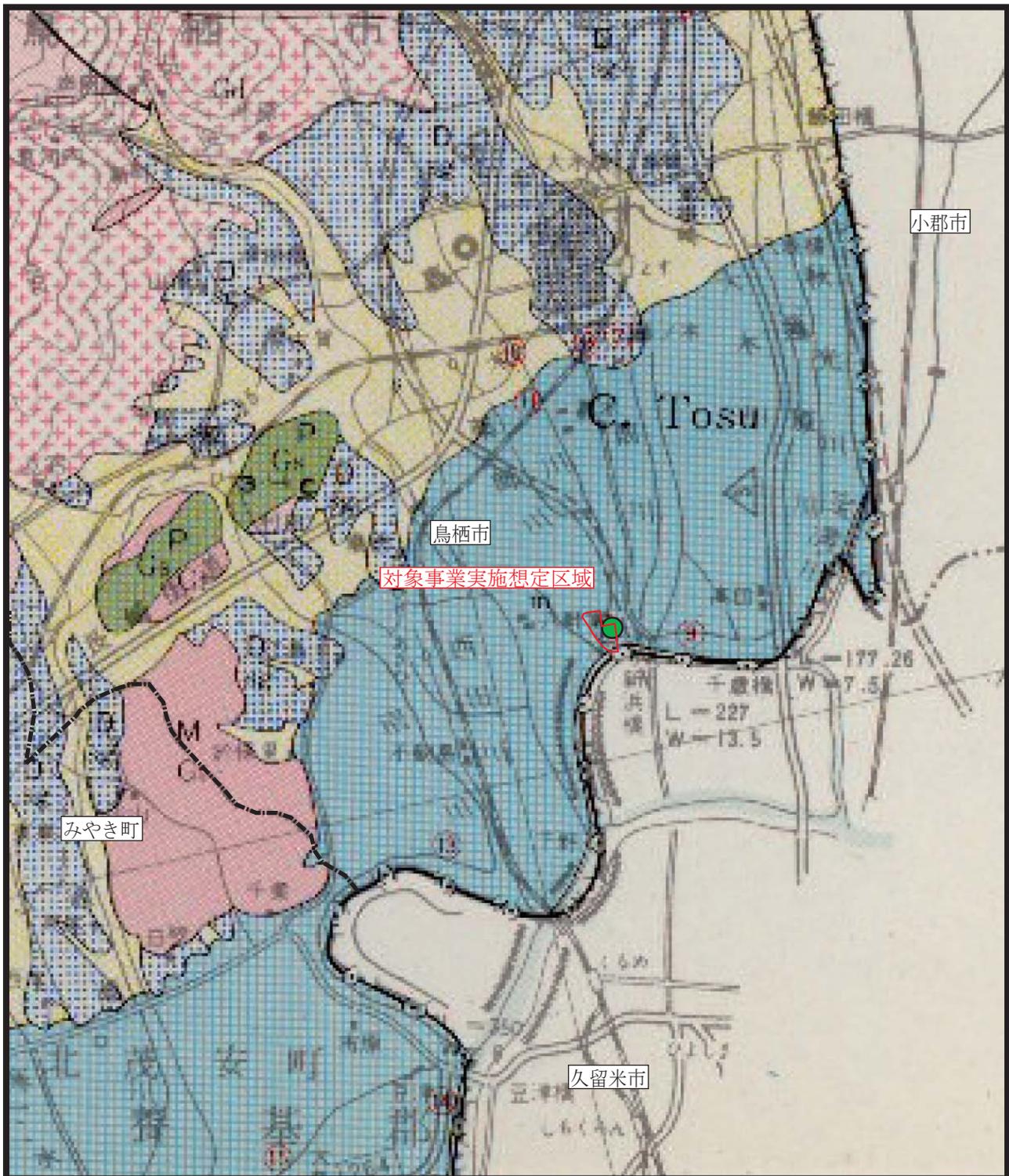


図3.1.4-1 (2/2)
対象事業実施想定区域周辺における地形分類図

出典：「土地分類基本調査図 地形分類図 甘木」(昭和55年 福岡県、佐賀県)
「土地分類基本調査図 地形分類図 久留米」(昭和57年 福岡県)



凡例

- : 対象事業実施想定区域
- : 市町界

未固結堆積物

- 泥がち堆積物 (完新世)
- 砂がち堆積物 (完新世)
- 砂礫がち堆積物 (更新世)

深成岩類 (中世代)

- 両雲母花崗岩類 (Cr)
- 花崗閃緑岩類 (Ca)

変成岩類 (古生代)

- 緑色片岩類 (Cs)

- 地層境界線
- 断層
- 走向及び傾斜

● : 地質断面調査位置

出典：「土地分類図 (表層地質図-平面的分類図) 佐賀県」
(昭和49年 経済企画庁総合開発局)

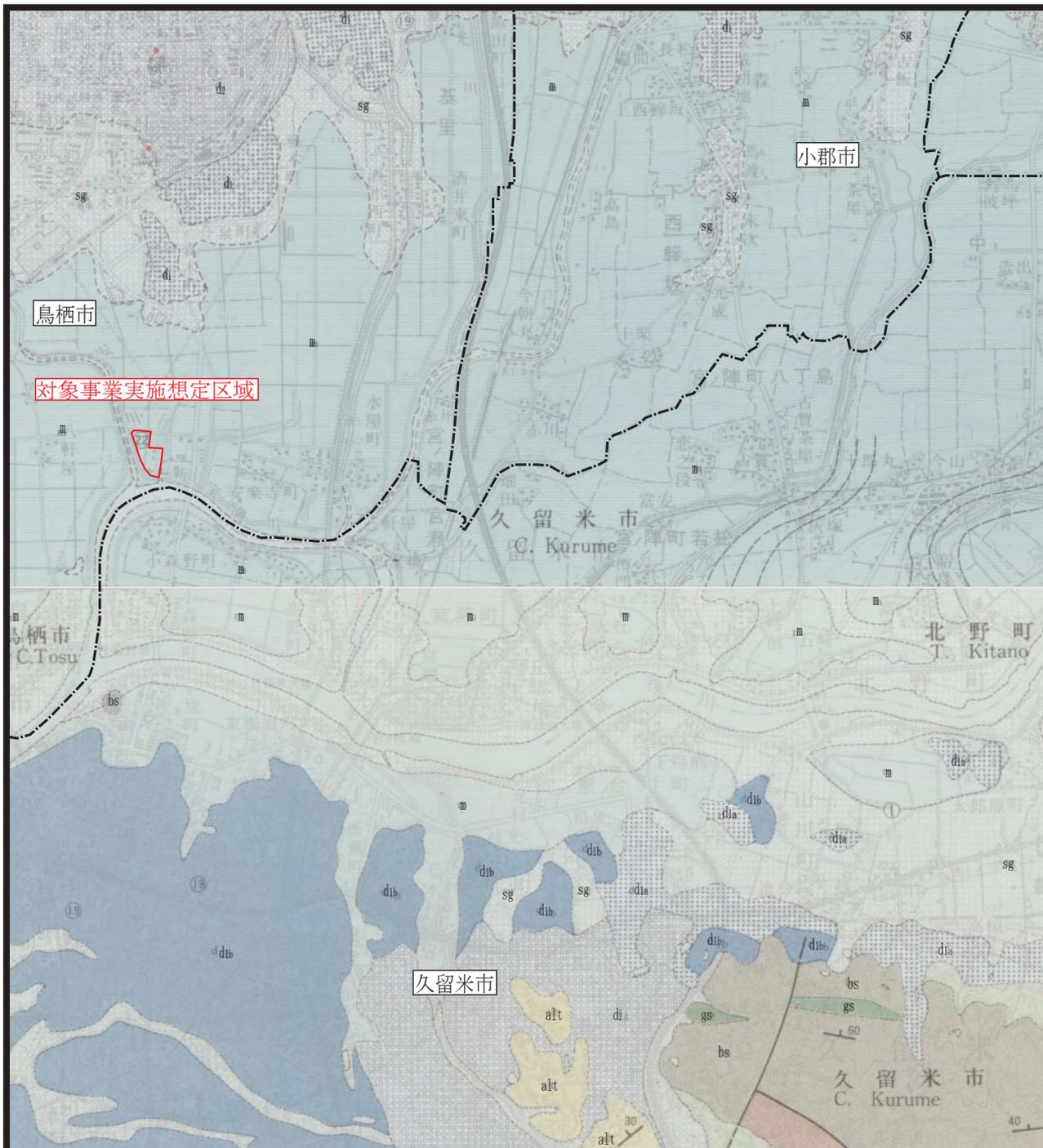


S = 1 : 50,000



図3.1.4-2(1/2)

対象事業実施想定区域周辺における表層地質図



凡例

: 対象事業実施想定区域 - - - - : 市町界

未固結堆積物		固結堆積物 (鮮新世)	
泥 (完新世) (m)	泥岩・砂岩・礫岩・亜炭・凝灰岩 (黒木層・久留米層) (alt)		
砂・礫 (完新世) (sg)	変成岩類 (古生代)		
砂・礫・泥 (低位段丘層) (更新世) (d1)	泥質 (黒色) 片岩 (bs)	緑色片岩 (gs)	
砂・礫 (低位段丘層1) (更新世) (dia1)	地層境界線		
砂・礫 (低位段丘層2) (更新世) (dib)	断層		
砂・礫・泥 (中段丘層) (更新世) (d2)	走向及び傾斜		

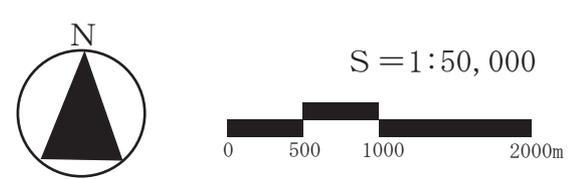
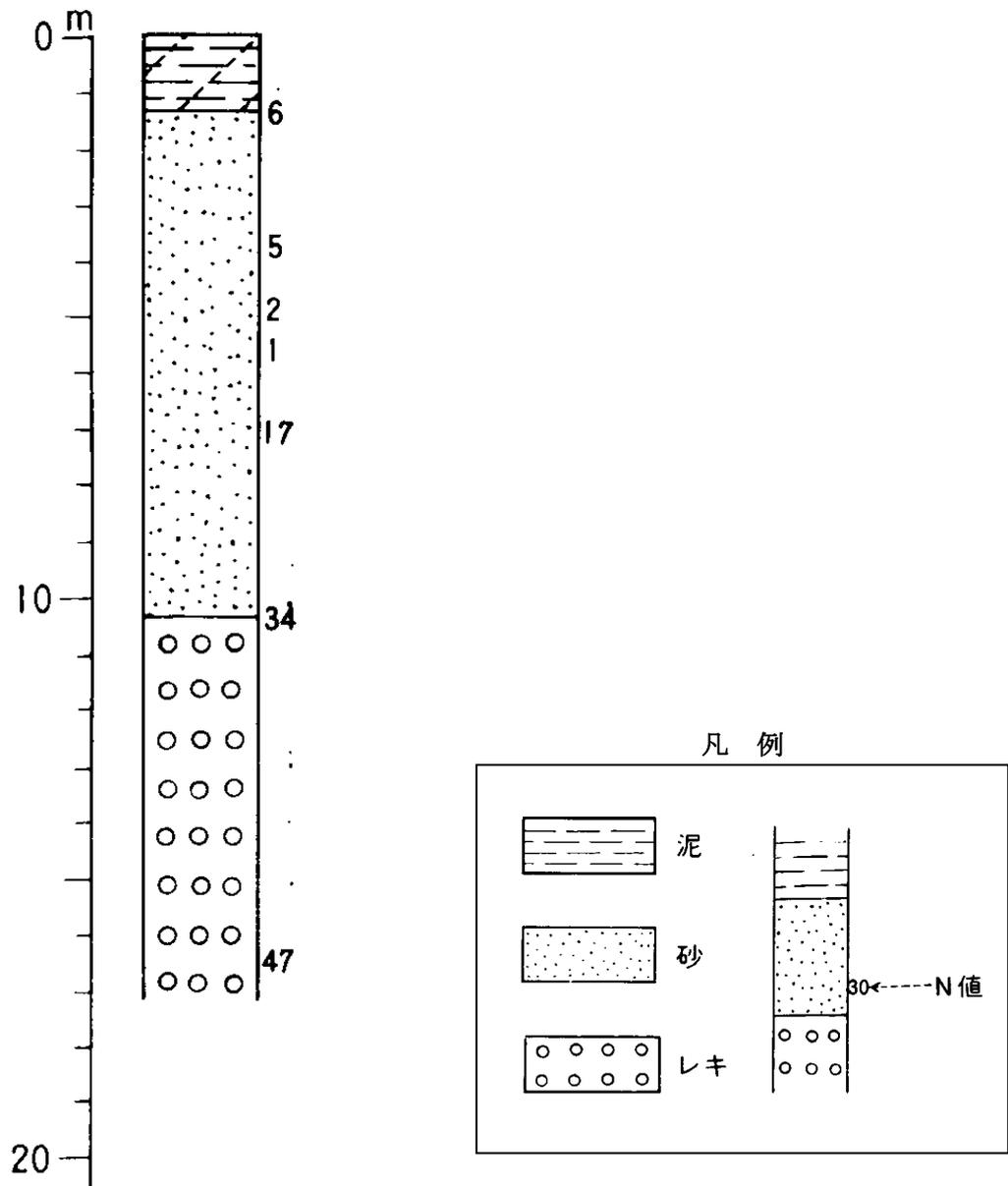


図3.1.4-2 (2/2)
対象事業実施想定区域周辺における表層地質図

出典: 「土地分類基本調査図 表層地質図 甘木」(昭和55年 福岡県、佐賀県)
「土地分類基本調査図 表層地質図 久留米」(昭和57年 福岡県)



注：調査位置は図 3.1.4-2 (1/2) の●に示す。

出典：土地分類図（表層地質図-平面的分類図）佐賀県
（昭和 49 年 経済企画庁総合開発局）

図 3.1.4-3 地質断面図

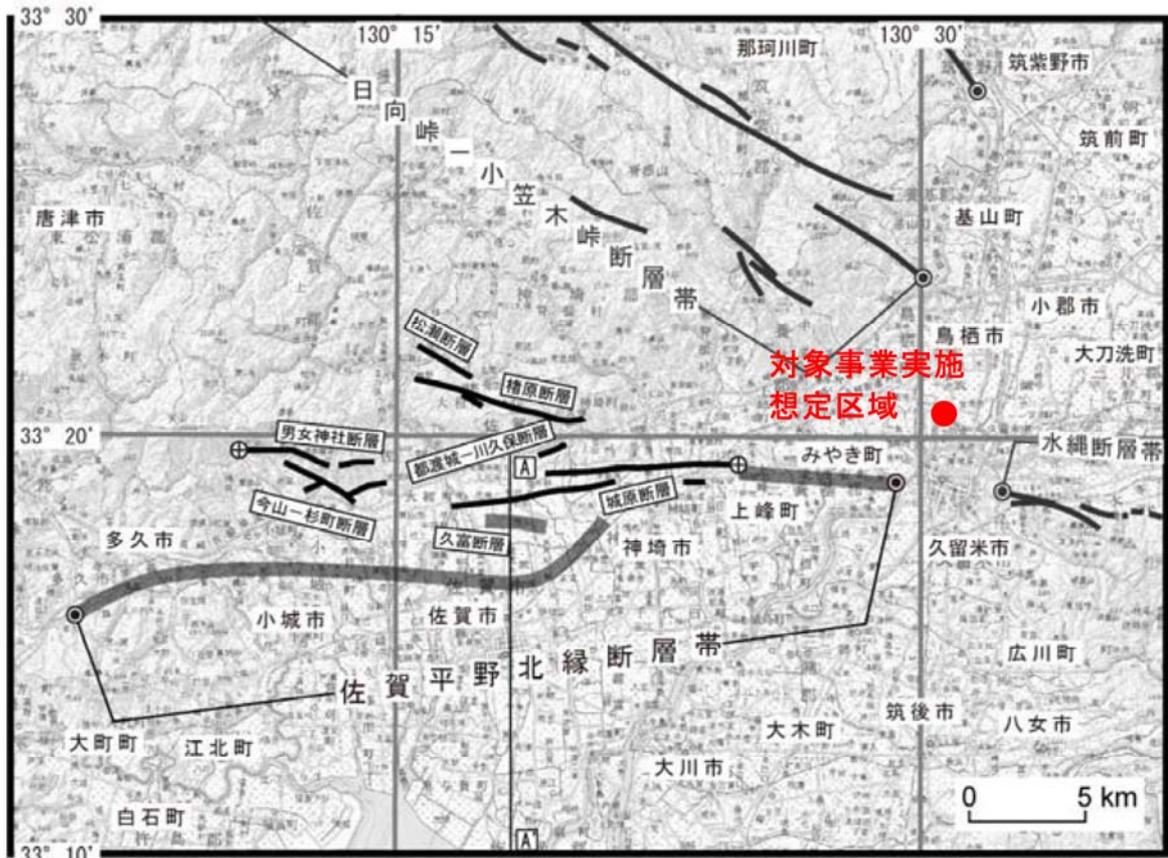
3) 活断層等の状況

対象事業実施想定区域周辺に存在する活断層として、佐賀平野北縁断層帯、日向峠—小笠木峠断層帯及び水縄断層帯があげられる。各活断層の概要は表 3.1.4-1 に、その位置は図 3.1.4-4 に示すとおりであり、不明な点が多い状況である。

表 3.1.4-1 活断層の概要

断層帯名	概要	地震の平均活動間隔	対象事業実施想定区域からの距離
佐賀平野北縁断層帯	佐賀県小城市小城町松尾付近から、佐賀市、神埼市を経て、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野付近にかけてほぼ東西方向に延びる。地表で認められる長さが約22kmの断層帯であり、北側が相対的に隆起する正断層である可能性がある。重力異常から推定される佐賀平野北縁断層帯の地下における断層面の長さは、西端が佐賀県多久市南多久町長尾付近まで、東端が福岡県久留米市長門石町付近の福岡県佐賀県の県境付近まで延長される可能性がある。	6,600～19,000年程度 (信頼性は低い)	断層帯東端まで 約3km
日向峠—小笠木峠断層帯	福岡県糸島市大門から佐賀県鳥栖市神辺町にかけて分布する、地表で確認される長さが約28km、北西—南東走向で一部に南西側隆起成分を伴う左横ずれ断層である。	不明	断層帯南端まで 約6km
水縄断層帯	福岡県浮羽郡浮羽町から同郡吉井町、田主丸町を経て久留米市に至る断層帯である。本断層帯の長さは約26kmで、ほぼ東西方向に延びる、南側が相対的に隆起する正断層である。	14,000年程度 (信頼性は低い) (今後30年以内の地震発生確率 ほぼ0%)	断層帯西端まで 約4km

出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)



出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

図 3.1.4-4 活断層の位置

1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物相の概要

対象事業実施想定区域は、鳥栖市の南端にあり、筑紫平野の中心付近に位置する。周辺地域には宝満川や大木川、安良川など多くの筑後川の支流が流れ、その流路は湾曲し、典型的な蛇行河川の形状を呈している。これら河川による浸食・堆積作用によって河川沿いには自然堤防が発達し、その上に集落が形成されている。また、その背後には水田として利用されている後背湿地が広がっている。そのため、対象事業実施想定区域及びその周辺は、田んぼ等農耕地や水辺を好む種の動物の生息が確認されている。

2) 重要な動物種及び生息地の状況

(1) 重要な動物種の選定根拠等

重要な動物種について、表 3.1.5-1 に示す文献より、表 3.1.5-2、表 3.1.5-3 に示す選定根拠、選定基準に基づき調査した。

表 3.1.5-1 重要な動物種の確認文献一覧

文 献 名		対象となる種等
A	「佐賀県レッドリスト 2003」 (平成 16 年 3 月 佐賀県環境生活局)	調査対象とした野生動物のうち対象事業実施想定区域周辺で確認された種
B	「鳥栖市誌 第 1 巻 自然地理編」 (平成 17 年 鳥栖市)	
C	「久留米市自然環境調査結果報告書」 (平成 11 年 久留米市自然環境調査委員会)	

表 3.1.5-2 重要な動物種の選定根拠

法令、文献等	選定根拠	対象地域	
		鳥栖市	久留米市
法令による指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成4年6月5日 法律第75号)	○	○
文献による指定種	「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト[哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物]」 (平成27年9月15日 環境省)	○	○
	「佐賀県レッドリスト2003」 (平成16年3月 佐賀県環境生活局)	○	
	「福岡県の希少野生生物 レッドデータブック2014(改訂版) 爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等」 (平成26年8月 福岡県)		○
	「福岡県の希少野生生物 一福岡県レッドデータブック2011 植物群落・植物・鳥類・哺乳類」 (平成23年10月 福岡県)		○

注：○は、選定に使用した文献を示す。

表 3.1.5-3 重要な動物種の選定基準

区 分		選 定 基 準	
種の保存法	国内希少野生動物種	その個体が本邦に生息し又は生息する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種(国内希少野生動物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるもの。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種	
環境省版レッドリスト	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	
	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足 (DD)	評価だけの情報が不足している種		
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		
佐賀県レッドリスト	絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種	
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種	
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		
福岡県レッドデータブック	絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種	
情報不足	評価するだけの情報が不足している種		
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		

注：種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」
 環境省版レッドリスト : 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」
 佐賀県レッドリスト : 「佐賀県レッドリスト2003」
 福岡県レッドデータブック : 「福岡県の希少野生動物 レッドデータブック2014 (改訂版) 爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等」
 「福岡県の希少野生動物 -福岡県レッドデータブック2011 植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」

(1) 哺乳類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域に重要な動物種（哺乳類）の生息は、表 3.1.5-4 に示すとおり、1 目 1 科 2 種の生息が確認されている。なお、「鳥栖市誌 第 1 巻 自然地理編」（平成 17 年 鳥栖市）によれば、カヤネズミは安良川の河川敷で生息が確認されている。

表 3.1.5-4 重要な動物種の状況（哺乳類）

目名	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
齧歯目（ネズミ目）	ネズミ	カヤネズミ			準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	B, C
		ハタネズミ			情報不足	準絶滅危惧	A

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動物種及び特定国内希少野生動物種を示している。

2) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

3) 「佐賀県レッドリスト2003」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「福岡県の希少野生動物－福岡県レッドデータブック2011 植物群落・植物・鳥類・哺乳類－」に掲載されている種のランクを示している。

5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-1の文献に対応している。

出典：「佐賀県レッドリスト2003」（平成16年3月 佐賀県環境生活局）

「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）

「久留米市自然環境調査結果報告書」（平成11年 久留米市自然環境調査委員会）

(2) 鳥類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（鳥類）は、表 3.1.5-5 に示すとおり、8 目 11 科 14 種の生息が確認されており、対象事業実施想定区域及びその周囲に注目すべき生息地は、確認されていない。

なお、対象事業実施想定区域北側に、文化財保護法に基づき天然記念物に指定されているカササギ生息地がある。

表 3.1.5-5 重要な動物種の状況（鳥類）

目名	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
カイツブリ目	カイツブリ	カンムリカイツブリ				絶滅危惧Ⅱ類	C
コウノトリ目	サギ	ササゴイ			絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	B
		チュウサギ		準絶滅危惧 (NT)		準絶滅危惧	B
カモ目	カモ	オシドリ		情報不足 (DD)	準絶滅危惧	準絶滅危惧	B
タカ目	ハヤブサ	ハヤブサ	国内希少野生動物種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	B
キジ目	キジ	アカヤマドリ		準絶滅危惧 (NT)	情報不足種	絶滅危惧Ⅱ類	A
ツル目	クイナ	ヒクイナ		準絶滅危惧 (NT)		準絶滅危惧	B
チドリ目	チドリ	イカルチドリ				絶滅危惧Ⅱ類	C
		ケリ		情報不足 (DD)	絶滅のおそれのある地域個体群	準絶滅危惧	A, B
	シロチドリ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		準絶滅危惧	C	
	タマシギ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	情報不足種	準絶滅危惧	B	
スズメ目	カモメ	コアジサシ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	C
	サンショウクイ	サンショウクイ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ A 類	A
	ヒタキ	コサメビタキ			絶滅危惧Ⅱ類	情報不足	A

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動物種及び特定国内希少野生動物種を示している。

2) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

3) 「佐賀県レッドリスト2003」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「福岡県の希少野生動物－福岡県レッドデータブック2011 植物群落・植物・鳥類・哺乳類－」に掲載されている種のランクを示している。

5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-1の文献に対応している。

出典：「佐賀県レッドリスト2003」（平成16年3月 佐賀県環境生活局）

「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）

「久留米市自然環境調査結果報告書」（平成11年 久留米市自然環境調査委員会）

(3) 両生類・爬虫類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（両生類・爬虫類）は、表 3.1.5-6 に示すとおり、3 目 3 科 3 種の生息が確認されている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲に注目すべき生息地は、確認されていない。

表 3.1.5-6 重要な動物種の状況（両生類・爬虫類）

目名	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
カメ目	スッポン	ニホンスッポン		情報不足 (DD)	情報不足種	絶滅危惧Ⅱ類	B
サンショウウオ目	サンショウウオ	カスミサンショウウオ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	B
カエル目	アカガエル	トノサマガエル		準絶滅危惧 (NT)	情報不足種	絶滅危惧ⅠB類	A, C

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動物種及び特定国内希少野生動物種を示している。

2) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

3) 「佐賀県レッドリスト2003」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「福岡県の希少野生動物 レッドデータブック2014（改訂版）爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等」に掲載されている種のランクを示している。

5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-1の文献に対応している。

出典：「佐賀県レッドリスト2003」（平成16年3月 佐賀県環境生活局）

「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）

「久留米市自然環境調査結果報告書」（平成11年 久留米市自然環境調査委員会）

(4) 昆虫類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（昆虫類）は、表 3.1.5-7 に示すとおり、2 目 2 科 4 種の生息が確認されている。なお、「久留米市自然環境調査報告書」（平成 11 年久留米市自然環境調査委員会）によれば、久留米市側の宝満川堤防でシルビアシジミの目撃情報がある。

表 3.1.5-7 重要な動物種の状況（昆虫類）

目名	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
チョウ目	シジミチョウ	シルビアシジミ		絶滅危惧ⅠB類 (EN)		絶滅危惧Ⅱ類	C
コウチュウ目	ゲンゴロウ	マルゲンゲンゴロウ		準絶滅危惧 (NT)		絶滅危惧Ⅱ類	B
		シャープツブゲンゴロウ		準絶滅危惧 (NT)		絶滅危惧ⅠA類	B
		キベリクロヒメゲンゴロウ		準絶滅危惧 (NT)		準絶滅危惧	B

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動物種及び特定国内希少野生動物種を示している。

2) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

3) 「佐賀県レッドリスト2003」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「福岡県の希少野生動物 レッドデータブック2014（改訂版）爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等」に掲載されている種のランクを示している。

5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-1の文献に対応している。

出典：「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）

「久留米市自然環境調査結果報告書」（平成11年 久留米市自然環境調査委員会）

(5) 魚類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（魚類）は、表 3.1.5-8 に示すとおり、6 目 7 科 21 種の生息が確認されている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲に注目すべき生息地は、確認されていない。

表 3.1.5-8 重要な動物種の状況（魚類）

目名	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類	B
コイ目	コイ	アブラボテ		準絶滅危惧 (NT)		準絶滅危惧	B, C
		ウグイ				情報不足	C
		カゼトグタナゴ		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	B, C
		カネヒラ				準絶滅危惧	B, C
		カワヒガイ		準絶滅危惧 (NT)		絶滅危惧Ⅱ類	B, C
		ゲンゴロウブナ		絶滅危惧ⅠB類 (EN)			B, C
		ゼゼラ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		準絶滅危惧	C
		セボシタビラ		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	B, C
		ツチフキ		絶滅危惧ⅠB類 (EN)		準絶滅危惧	B, C
		ニッポンバラタナゴ		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	B, C
		ヌマムツ				準絶滅危惧	B
	ハス		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)			B	
	ヤリタナゴ		準絶滅危惧 (NT)		絶滅危惧Ⅱ類	B, C	
	ドジョウ	アリアケスジシマドジョウ			絶滅危惧Ⅰ類		B
ドジョウ			情報不足 (DD)	絶滅の恐れのある地域個体群	絶滅危惧Ⅱ類	B, C	
ヤマトシマドジョウ			絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		準絶滅危惧	B, C	
ナマズ目	ギギ	アリアケギバチ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		絶滅危惧ⅠB類	C
サケ目	アユ	アユ				準絶滅危惧	C
ダツ目	メダカ	ミナミメダカ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	準絶滅危惧	準絶滅危惧	A, B, C
スズキ目	ケツギョ	オヤニラミ		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	C

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動物種及び特定国内希少野生動物を示している。
 2) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。
 3) 「佐賀県レッドリスト2003」に掲載されている種のランクを示している。
 4) 「福岡県の希少野生動物 レッドデータブック2014（改訂版）爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等」に掲載されている種のランクを示している。
 5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-1の文献に対応している。

出典：「佐賀県レッドリスト2003」（平成16年3月 佐賀県環境生活局）
 「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）
 「久留米市自然環境調査結果報告書」（平成11年 久留米市自然環境調査委員会）

(6) その他の動物（甲殻類、陸・淡水産貝類等）

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（甲殻類、陸・淡水産貝類等）は、表 3.1.5-9 に示すとおり、4 目 5 科 5 種の生息が確認されている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲に注目すべき生息地は、確認されていない。

表 3.1.5-9 重要な動物種の状況（その他）

目名	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
新生腹足目	タニシ	マルタニシ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		準絶滅危惧	B
ザルガイ目	シジミ	マシジミ		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		絶滅危惧Ⅱ類	B
異鰓目	モノアラガイ	モノアラガイ		準絶滅危惧 (NT)		準絶滅危惧	B
	キセルガイ	キュウシュウナミコギセル				準絶滅危惧	C
イシガイ目	イシガイ	トンガリササノハガイ		準絶滅危惧 (NT)			B

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動物種及び特定国内希少野生動物を示している。
 2) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。
 3) 「佐賀県レッドリスト2003」に掲載されている種のランクを示している。
 4) 「福岡県の希少野生動物 レッドデータブック2014（改訂版）爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等」に掲載されている種のランクを示している。
 5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-1の文献に対応している。

出典：「佐賀県レッドリスト2003」（平成16年3月 佐賀県環境生活局）
 「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）
 「久留米市自然環境調査結果報告書」（平成11年 久留米市自然環境調査委員会）

3) 植物相の概要

鳥栖市では高山、海岸等特殊な環境はないが、筑後川から九千部山までの平野、丘陵、800m級の山地に至る植物生育環境がある。「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」(平成17年 鳥栖市)によれば、分布植物はシダ植物165種、種子植物912種(裸子植物20種、被子植物892種)の計1077種がみられる。

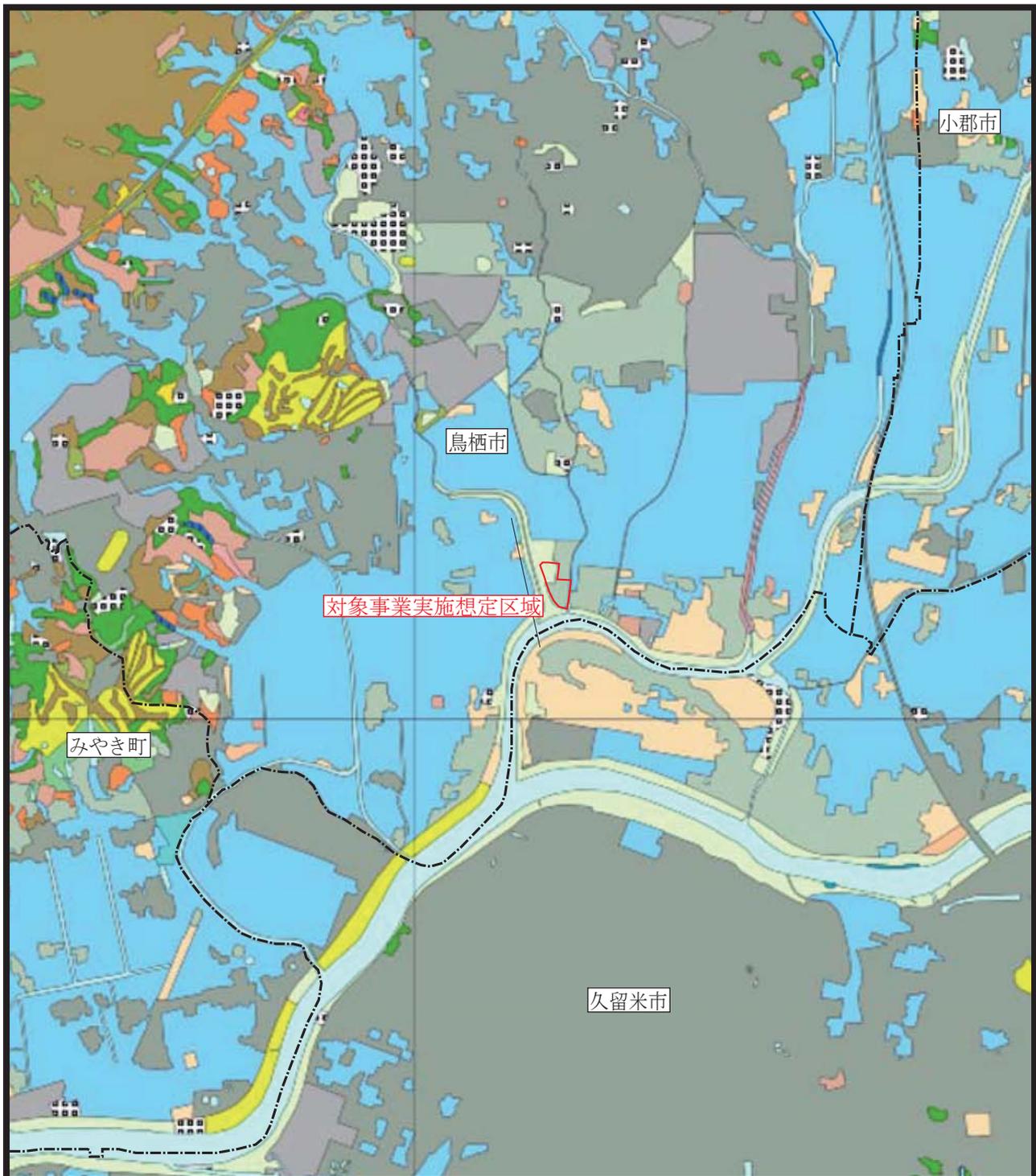
対象事業実施想定区域周辺の植生は、図3.1.5-1に示すとおりである。対象事業実施想定区域は、路傍・空地雑草群落及び緑の多い住宅地に分類されている。また、北部及び西部は水田雑草群落が広く分布し、東側及び南部には畑雑草群落や緑の多い住宅地が分布するなど、人為的な影響を大きく受けている植生となっている。植生自然度区分は、表3.1.5-10に示すとおりであり、区分に当てはめると、植生自然度は1～4といった低い自然度となっている。

なお、本植生図は平成16年発行のものである。現在は対象事業実施想定区域周辺の南側で緑の多い住宅地が増加しているが、当時の植生と大きな変化はない。

表 3.1.5-10 植生自然度区分

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群生、ブナ群生等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カン萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群生、クヌギコナラ群生等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落緑針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原、路傍・空地雑草群落
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「生物多様性センター」(環境省ホームページ)



凡例

□ (red outline) : 対象事業実施想定区域

--- (dashed line) : 市町界

■ (green) : シイ・カシ二次林	■ (brown) : スギ・ヒノキ・サワラ植林	■ (light blue) : 水田雑草群落
■ (light green) : コナラ群落	■ (orange) : 竹林	■ (grey) : 市街地
■ (olive) : アカメガシワ・カラスザンショウ群落	■ (yellow) : ゴルフ場・芝地	■ (light green) : 緑の多い住宅地
■ (pink) : クズ群落	■ (light green) : 路傍・空地雑草群落	■ (grey) : 工場地帯
■ (blue) : ヨシクラス	■ (orange) : 放棄畑雑草群落	■ (grid) : 造成地
■ (blue) : ミゾバ・ヨシ群落	■ (brown) : 果樹園	■ (light blue) : 開放水域
■ (teal) : ツルヨシ群落	■ (tan) : 畑雑草群落	■ (orange) : 自然裸地



S = 1 : 50,000

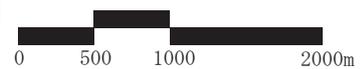


図3.1.5-1 対象事業実施想定区域周辺における植生図

出典：自然環境保全基礎調査（第6回平成11～16年度、第7回平成17年度～）
 自然環境Web-GIS 生物多様性センター（環境省自然環境局）ホームページ

4) 重要な植物種及び群落の状況

(1) 重要な植物種及び群落の選定根拠等

重要な植物種及び群落について、表 3.1.5-11 に示す文献より、表 3.1.5-12、表 3.1.5-13 に示す選定根拠、選定基準に基づき調査した。

表 3.1.5-11 重要な植物種及び群落の確認文献一覧

文 献 名		対象となる種等
A	「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」 (平成17年 鳥栖市)	調査対象とした野生植物のうち 対象事業実施想定区域周辺で確 認された種
B	「久留米市自然環境調査結果報告書」 (平成11年 久留米市自然環境調査委員会)	
C	「第2回自然環境保全基礎調査」 (昭和53年度実施 環境庁)	特定植物群落
D	「第3回自然環境保全基礎調査」 (昭和59～61年度実施 環境庁)	
E	「第5回自然環境保全基礎調査」 (平成9、10年度実施 環境省)	

表 3.1.5-12 重要な植物種及び群落の選定根拠

法令、文献等	選定根拠	対象地域	
		鳥栖市	久留米市
法令による 指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成4年6月5日 法律第75号)	○	○
文献による 指定種	「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト〔植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）〕」 (平成27年9月15日 環境省)	○	○
	「レッドデータブックさが2010 植物編」 (平成23年3月 佐賀県)	○	
	「福岡県の希少野生生物 —福岡県レッドデータブック2011 植物群 落・植物・鳥類・哺乳類—」 (平成23年10月 福岡県)		○

注：○は、選定に使用した文献を示す。

表 3.1.5-13 重要な植物種及び群落の選定基準

区 分		選 定 基 準	
種の保存法	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生息する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種	
環境省版レッドリスト	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	
	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足 (DD)	評価だけの情報が不足している種		
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		
佐賀県レッドデータブック	絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種	
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種	
	絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	
福岡県レッドデータブック	絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種	
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種	
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		

注：種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 環境省版レッドリスト：「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」
 佐賀県レッドデータブック：「レッドデータブックさが2010 植物編」
 福岡県レッドデータブック：「福岡県の希少野生生物 -福岡県レッドデータブック2011 植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」

(2) 重要な植物種及び群落の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺における重要な植物種は、表 3.1.2-14 に示すとおり、5科5種の生育が確認されている。なお、対象事業実施想定区域には、重要な植物種は確認されていないが、「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」(平成17年 鳥栖市)によれば、クララは宝満川堤防で生育が確認されている。

重要な植物群落については、「第2回自然環境保全基礎調査」(昭和53年度実施 環境庁)、「第3回自然環境保全基礎調査」(昭和59~61年度実施 環境庁)及び「第5回自然環境保全基礎調査」(平成9、10年度実施 環境省)によると、対象事業実施想定区域からは離れているが、九千部山のホソバシヨリマ群落及びブナ、アカガシ林、高良山のモウソウキンメイチク林及びシイ(コジイ)林が確認されている。

表 3.1.2-14 重要な植物種の状況

分類	科名	種名	指定状況				確認文献 ⁵⁾
			法 ¹⁾	環境省 ²⁾	佐賀県 ³⁾	福岡県 ⁴⁾	
維管束植物	ゴマ	ヒシモドキ		絶滅危惧ⅠB類(EN)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類	B
	ラン	サギソウ		準絶滅危惧(NT)		絶滅危惧ⅠA類	A, B
	スイレン	ヒメコウホネ		準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	B
	マメ	クララ			絶滅危惧Ⅰ類		A
	イネ	ヒナザサ		準絶滅危惧(NT)		絶滅危惧Ⅱ類	A

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。
 2) 「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。
 3) 「レッドデータブックさが2010 植物編」に掲載されている種のランクを示している。
 4) 「福岡県の希少野生生物 -福岡県レッドデータブック2011 植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」に掲載されている種のランクを示している。
 5) 確認文献欄のアルファベットは表3.1.5-11の文献に対応している。

出典：「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」(平成17年 鳥栖市)
 「久留米市自然環境調査結果報告書」(平成11年 久留米市自然環境調査委員会)

(2) 生態系

対象事業実施想定区域周辺の植生は、「3) 植物相の概要」で示したとおり、路傍・空地雑草群落及び緑の多い住宅地、水田雑草群落、畑雑草群落といった人為的な影響を大きく受けている植生となっている。そのため、陸域では人為的な影響を受けた状況にある環境に適応した動植物（セイタカアワダチソウやヌマガエル、カササギ、ミヤマカラス、タヌキ等（既存資料「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市））により生態系が形成されている。

また、対象事業実施想定区域周辺には安良川や宝満川等数多くの河川が流れており、その水域には、水中昆虫や魚類、それらを餌とする鳥類等によって生態系が形成されている。生育、生息する植物及び水生生物は、「鳥栖市誌 第1巻 自然地理編」（平成17年 鳥栖市）によれば、アシやマコモ（植物）、モズクガニ（甲殻類）、イシガイやドブガイ（貝類）コイやギンブナ（魚類）等が確認されている。また、鳥類ではカイツブリやカモ類等が確認されている。



写真 3.1.5-1 陸域「草地・耕地環境」



写真 3.1.5-2 水域「河川（下流域）環境」

(空白)

1.6 人と自然との触れ合いの活動及び景観の状況

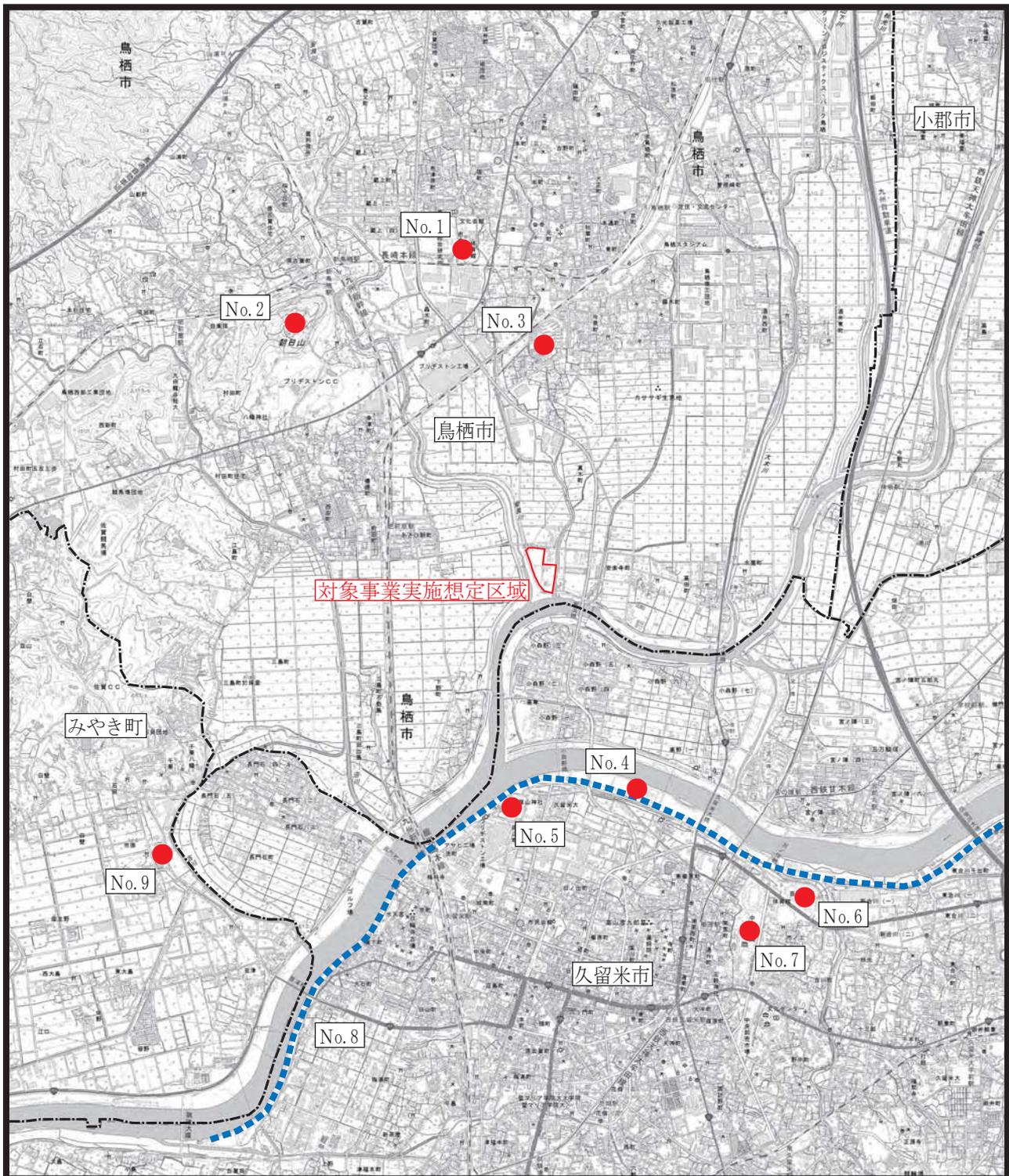
1) 人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における主な触れ合い利用施設等の分布状況は、表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、鳥栖市街と久留米市街の間に位置し、両市街地に比較的距離も近いことから、人と自然との触れ合いの活動の場として、都市公園が多くあげられる。

表 3.1.6-1 人と自然との触れ合いの活動の場の名称・概要

No	名称	概要
1	市民公園	市民文化会館、中央公民館の文化施設や市民球場、陸上競技場、市民プール等の運動施設のほか日本庭園がある。
2	朝日山公園	標高 132.9m 小高い山の一角が公園となった憩いの場。山頂から佐賀平野東部や久留米・小郡方面が一望できる。芝生広場や千本桜、サガン鳥栖がトレーニングで利用している 290 段の階段などがあり、冬になると 40 種近い野鳥が訪れる。
3	真木の大藤	大藤が真木町天満宮の境内に咲き乱れる。推定年齢約 120 年、佐賀県及び鳥栖市指定の名木、古木に選ばれ、花が棚から垂れ下がり、夜になると照明が点き、多くの花見客で賑わう。
4	筑後川リバーサイドパーク	大河「筑後川」の河川敷を活用し、久留米市を象徴する水と緑を体感できる都市公園。約 70ha ある敷地内には、野球場など多くのスポーツ施設があり、市民のレクリエーションの場となっている。また、堤防沿に 100 本以上のソメイヨシノなどを植え、さくら園として整備している。
5	久留米城跡、篠山神社	江戸時代の久留米藩、約 250 年間に治めた有馬氏の居城跡。見事な石垣や正面側の内濠に往時の雄姿をしのぶことができる。石垣と濠の落ち着いた佇まいに桜が華を添え、8 月には涼やかな音色の「鈴虫まつり」が開催される。
6	久留米百年公園	久留米市が市制 100 周年を記念してできた公園。園内のつつじ園は、春にはクルメツツジをはじめとするツツジが咲き乱れる。「久留米つつじまつり」では、つつじを求めて多くのファンでにぎわっている。
7	中央公園	久留米市の中心街のほぼ中央に位置し、約 23.6ha ある公園。公園内には、スポーツ施設や鳥類センターなどがあり、市民のレクリエーションの場として利用されている。5 月下旬頃に見頃を迎えるしょうぶ池は、毎年きれいな花を咲かせている。
8	筑後川サイクリングロード	筑後川沿いに久留米市安武町からうきは市まで続く 27.4km のサイクリングロード。
9	千栗土居公園	県道整備工事に伴い、姿を消してしまう千栗堤（ちりくてい）を後世に伝えるため、平成 12 年佐賀県文化財の認定を受け、千栗堤の一部をみやき町が公園化したもの。4～5 月になると公園前には武者のぼりが立ち並び、7～8 月には蓮の花が 3 千坪の敷地に咲き誇る。



凡例

 : 対象事業実施想定区域

 : 市町界

 : 人と自然との触れ合いの活動の場



S = 1 : 50,000



図3.1.6-1 対象事業実施想定区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場

2) 景観の状況

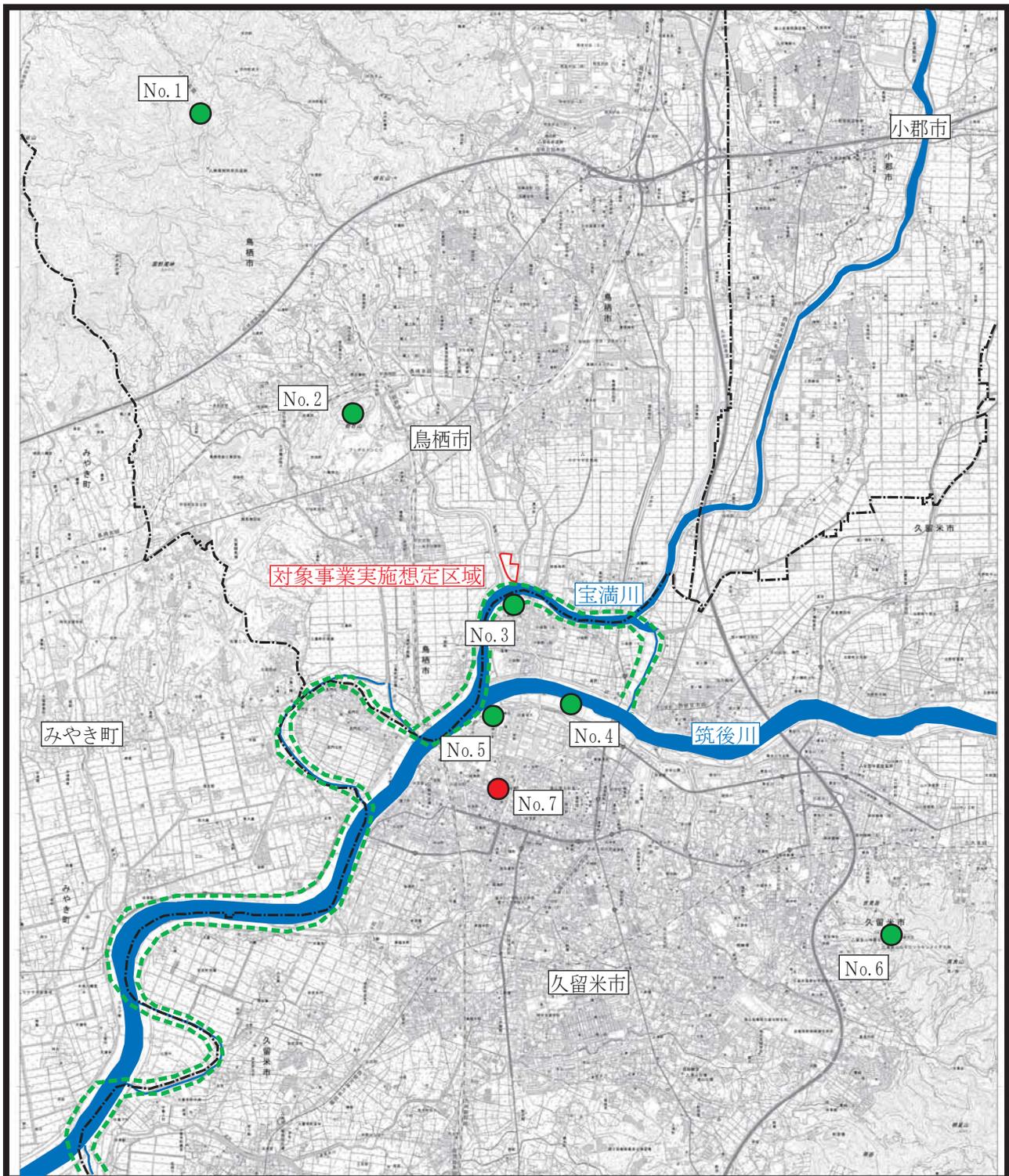
対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における景観資源及び主要な眺望点の分布状況は、表 3.1.6-2 及び図 3.1.6-2 に示すとおりである。

朝日山公園及び筑後川が「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載され、城山は国の史跡、久留米城跡は福岡県の史跡、高良大社は国の重要文化財に指定されている。これら景観資源の地点は、筑後川を除いて、山頂や高台に位置していることから、対象事業実施想定区域が位置する筑紫平野を視認することができる。また、筑後川も開放的空間であり、遠方まで視認することができる。よって、主要な眺望点としては、これら景観資源の他、展望ロビーが設置されている久留米市役所を加えた7地点があげられる。

なお、対象事業実施想定区域を含む周辺の地域は、農地及び住宅地等となっており、主に田園景観を呈している。

表 3.1.6-2 景観資源と主要な眺望点の状況

No	種類	名称	概要	対象事業実施想定区域からの方向・距離
1	景観資源及び主要な眺望点	城山	城山山頂 498m（勝尾城跡）から筑紫平野が一望できる。国の史跡に指定されている。	北北西・約 7.5km
2		朝日山公園	標高 132.9m 小高い山の一角が公園となった憩いの場。山頂から佐賀平野東部や久留米・小郡方面が一望できる。なお、朝日山は「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載されている非火山性孤峰である。	北西・約 3km
3		宝満川	筑後川、宝満川を中心とした河川沿いは、住民が散策を楽しむ貴重で身近な水辺空間である。なお、筑後川は「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載されている自由蛇行河川である。	南・約 0.1km
4		筑後川		南・約 1.4km
5		久留米城跡、篠山神社	江戸時代の久留米藩、有馬氏の居城跡で、平山城づくりの本丸跡が残されている。また、城内には藩祖豊氏を祀る篠山神社や歴代藩主の武具、工芸品などの有馬家資料を中心とした久留米藩政資料を主に展示する有馬記念館がある。城跡は福岡県の県史跡に指定されている。	南・約 1.8km
6		高良大社	耳納連山の高台に位置し、展望台も設置されている。筑紫平野が一望できる。社殿は国の重要文化財に指定されている。	南東・約 7 km
7	主要な眺望点	久留米市役所	展望ロビーからは、久留米市街が一望できるだけでなく、南は雲仙普賢岳、北は筑後川、背振山に包まれた広大な筑紫平野等のパノラマが楽しめる。	南・約 3km



凡例

□ : 対象事業実施想定区域

----- : 市町界

● : 景観資源及び主要な眺望点

● : 主要な眺望点

----- : 自由蛇行河川

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）



S = 1 : 80, 000



図3. 1. 6-2 対象事業実施想定区域周辺における景観資源及び主要な眺望点

2 社会的状況

2.1 人口・産業

1) 人口

人口及び世帯数は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

2市3町のうち、平成26年10月1日現在において、最も人口が多いのは鳥栖市であり72,078人(27,553世帯)、次いで神崎市32,007人(10,970世帯)となっている。

また、人口及び世帯数の推移の状況をみると、鳥栖市及び上峰町では、人口及び世帯数とともに増加傾向にあり、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町では、人口はほぼ横ばいもしくは減少傾向であるが、世帯数は増加傾向にある。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数

(各年10月1日現在)

単位：世帯、人

区 分		鳥栖市	神崎市	吉野ヶ里町	上峰町	みやき町	合 計	
平成22年	世帯数	25,219	10,741	5,478	3,074	8,437	52,949	
	人口	総数	69,074	32,899	16,405	9,224	26,175	153,777
		男	32,701	15,614	7,979	4,380	12,394	206,726
		女	36,373	17,285	8,426	4,844	13,781	80,709
平成23年	世帯数	25,918	10,774	5,557	3,133	8,493	53875	
	人口	総数	70,081	32,647	16,443	9,341	25,940	154,452
		男	33,257	15,499	8,017	4,409	12,285	73,467
		女	36,824	17,148	8,426	4,932	13,655	80,985
平成24年	世帯数	26,559	10,850	5,607	3,206	8,545	54767	
	人口	総数	70,864	32,435	16,349	9,403	25,707	154,758
		男	33,604	15,397	8,025	4,455	12,189	73,670
		女	37,260	17,038	8,324	4,948	13,518	81,088
平成25年	世帯数	27,206	10,958	5,657	3,262	8,601	55684	
	人口	総数	71,618	32,379	16,367	9,468	25,568	155,400
		男	34,022	15,393	8,042	4,508	12,106	74,071
		女	37,596	16,986	8,325	4,960	13,462	81,329
平成26年	世帯数	27,553	10,970	5,718	3,299	8,632	56,172	
	人口	総数	72,078	32,007	16,365	9,421	25,479	155,350
		男	34,308	15,201	8,044	4,462	12,100	74,115
		女	37,770	16,806	8,321	4,959	13,379	81,235

出典：佐賀県統計年鑑（平成26年版）

(2) 産業

① 産業構造の特性

産業分類別の事業所数及び従業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

事業所数、従業者数ともに鳥栖市で多く、それぞれ 3,226 事業所、41,969 人となっている。

また、2 市 3 町における産業分類にみると、事業所数ではいずれの市町とも卸売・小売業が最も多く、従業者数ではいずれの市町とも製造業が多くなっている。

表 3.2.1-2 産業分類別の事業所数、従業者数

(平成26年7月1日現在)

単位:事業所、人

区 分	鳥栖市		神埼市		吉野ヶ里町		上峰町		みやき町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	3,226	41,969	1,230	11,692	504	8,382	386	4,942	951	10,069
合 計	3,134	39,557	1,163	10,443	477	6,678	375	4,763	905	9,143
第1次産業 (農林漁業)	10	99	17	252	4	100	9	30	13	75
第2次産業	401	9,966	313	3,879	96	2,921	75	2,094	223	3,000
鉱 業	-	-	2	8	-	-	-	-	-	-
建設業	209	1,475	175	944	32	347	29	149	115	547
製造業	192	8,491	136	2,927	64	2,574	46	1,945	108	2,453
第3次産業	2,723	29,492	833	6,312	377	3,657	291	2,639	669	6,068
電気・ガス・熱供給・水道業	4	119	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	18	61	1	2	-	-	-	-	3	9
運輸業	199	6,231	34	756	26	536	20	389	32	762
卸売・小売業	1,018	8,111	284	1,706	131	840	94	752	240	1,745
金融・保険業	41	484	18	176	7	36	3	45	11	105
不動産業	158	572	43	127	14	37	10	53	24	117
学術研究, 専門・技術サービス業	108	504	30	103	7	100	7	24	28	90
宿泊業, 飲食サービス業	337	2,978	111	645	73	601	33	226	68	464
生活関連サービス業, 娯楽業	230	1,379	96	375	39	125	39	260	83	402
教育, 学習支援業	99	848	17	374	9	67	23	70	24	74
医療, 福祉	284	5,214	89	1,459	35	1,018	36	593	75	1,743
複合サービス事業	14	277	11	141	5	39	2	15	11	77
サービス業	213	2,714	99	448	31	258	24	212	70	480
国・地方公共団体	92	2,412	67	1,249	27	1,704	11	179	46	926

出典:佐賀県統計年鑑(平成27年版)

2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の状況

対象事業実施想定区域が位置する鳥栖市及び隣接する久留米市の土地利用の状況は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。

平成 25 年における土地利用では、鳥栖市、久留米市ともに田が最も広く、全体のそれぞれ 32.5%、48.5%と最も多く、次いで宅地がいずれの市でも大きな割合を占めており、鳥栖市では 31.1%、久留米市で 26.6%を占めている。

表 3.2.2-1 対象事業実施想定区域周辺の土地利用の状況

(平成25年1月1日現在)

(単位 ha)

区 分	総 数	地 目					
		田	畑	宅 地	山 林	原 野	その他
鳥 栖 市	4,247 (-)	1,380 (32.5%)	280 (6.6%)	1,320 (31.1%)	930 (21.9%)	52 (1.2%)	286 (6.7%)
久留米市	15,425 (-)	7,479 (48.5%)	1,596 (10.3%)	4,099 (26.6%)	1,591 (10.3%)	206 (1.3%)	455 (2.9%)

注) 市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に基づき報告された課税対象の面積を示す。

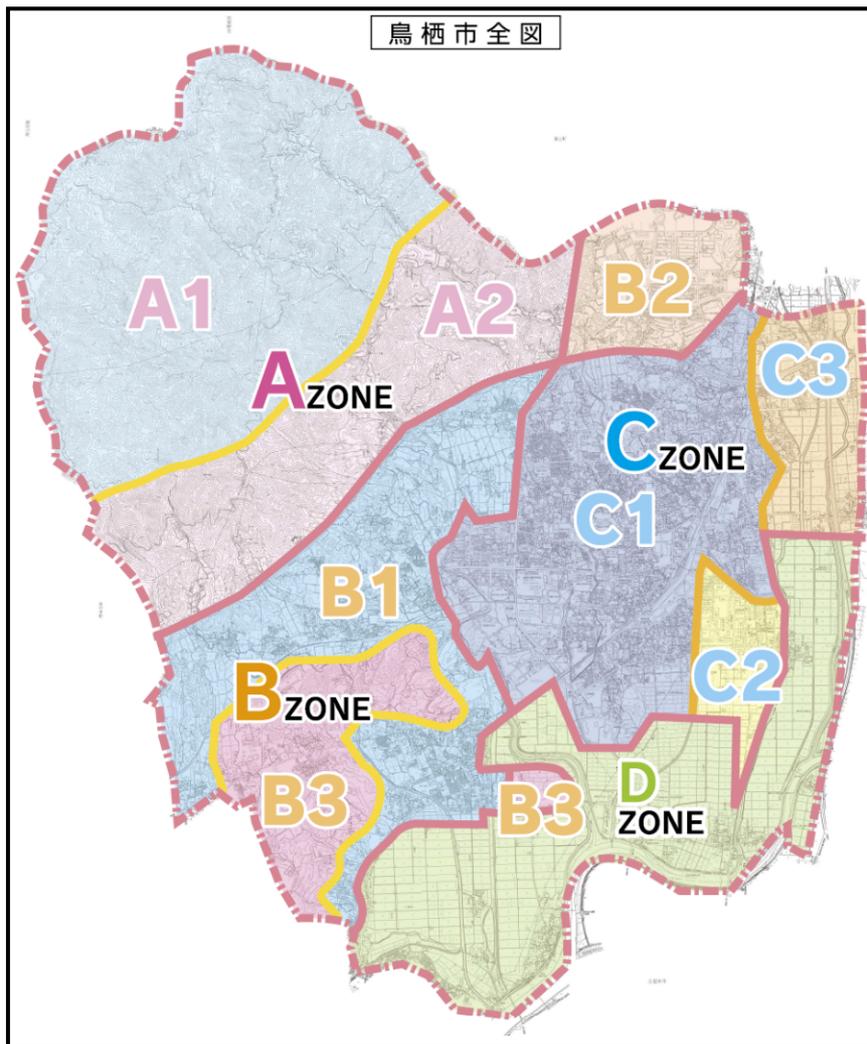
()内の値は総数に対する割合を示す。

出典：佐賀県統計年鑑（平成26年版）
平成25年福岡県統計年鑑

2) 土地利用基本計画

鳥栖市では、「第6次鳥栖市総合計画」を平成23年に策定し、前期の5年が経過したことから、「第6次鳥栖市総合計画後期基本計画」(平成28年3月)を策定している。第6次鳥栖市総合計画では、「住みたくなるまち鳥栖ー“鳥栖スタイル”の確立ー」を将来都市像に掲げ、これを実現するため、自然環境やこれまでの都市基盤の整備状況をはじめ、産業の集積、土地利用の状況等を総合的に考慮した土地利用の適正化を目指すため、図3.2.2-1に示すゾーンを設定している。

対象事業実施想定区域は「Dゾーン」に位置し、Dゾーンにおける土地利用計画の内容は、表3.2.2-2に示すとおり、田園ゾーンとされている。



出典：「第6次鳥栖市総合計画後期基本計画」(平成28年3月 鳥栖市)

図 3.2.2-1 土地利用計画に基づくゾーン区分

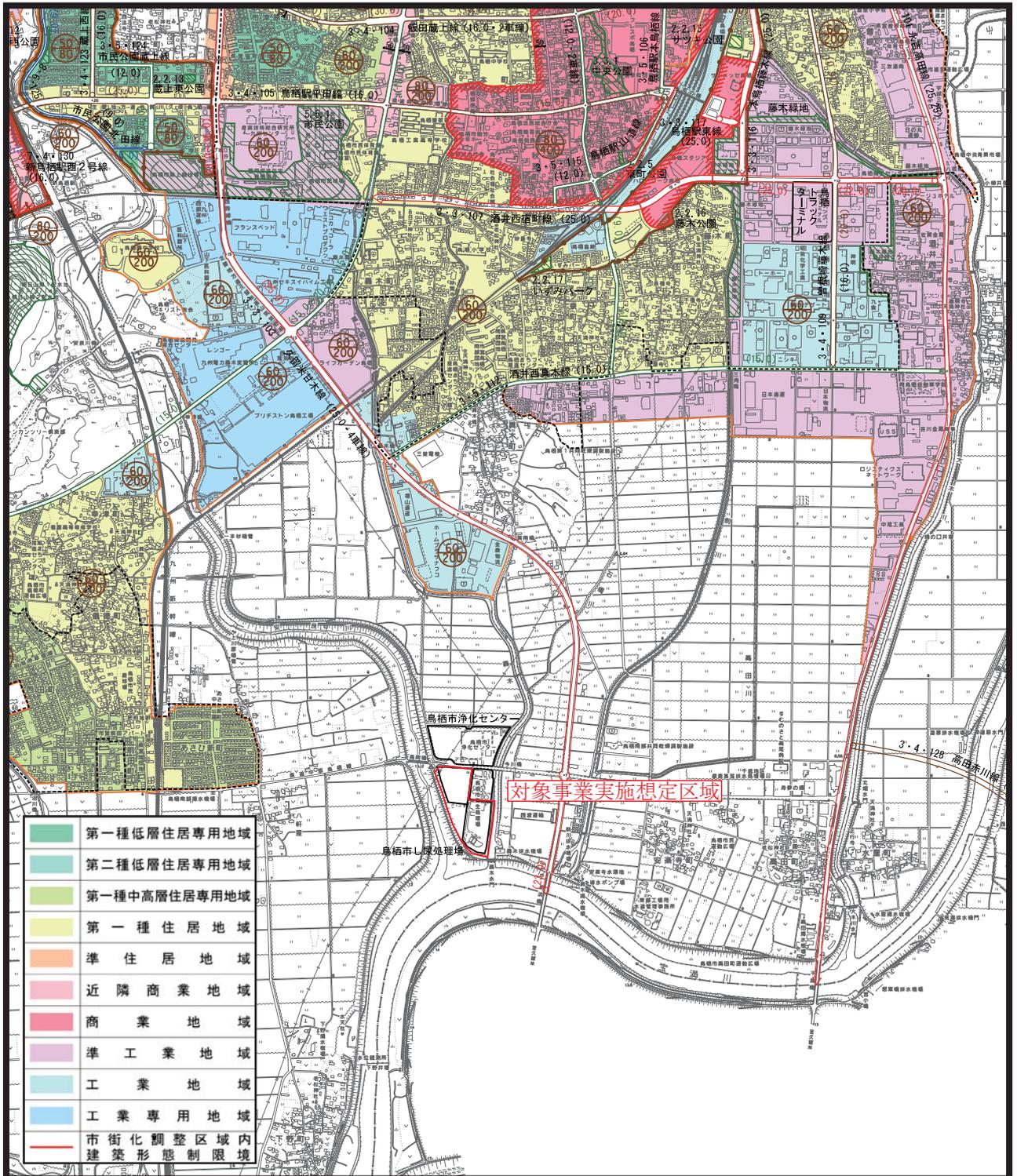
表 3.2.2-2 各区分の土地利用計画等

ゾーン区分	現況	方針	土地利用計画
Dゾーン 酒井東町～藤木町 ～佐賀競馬場以南 地区	水田、河川	保全地区 ○農村集落環境整備等により、現在の好ましい農村集落景観の維持、保全を図る ○河川の美化、整備により快適性の向上をめざす	田園ゾーン

3) 都市計画の用途地域

対象事業実施想定区域及びその周辺における「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、図3.2.2-2に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、市街化調整区域に指定されている。



凡例

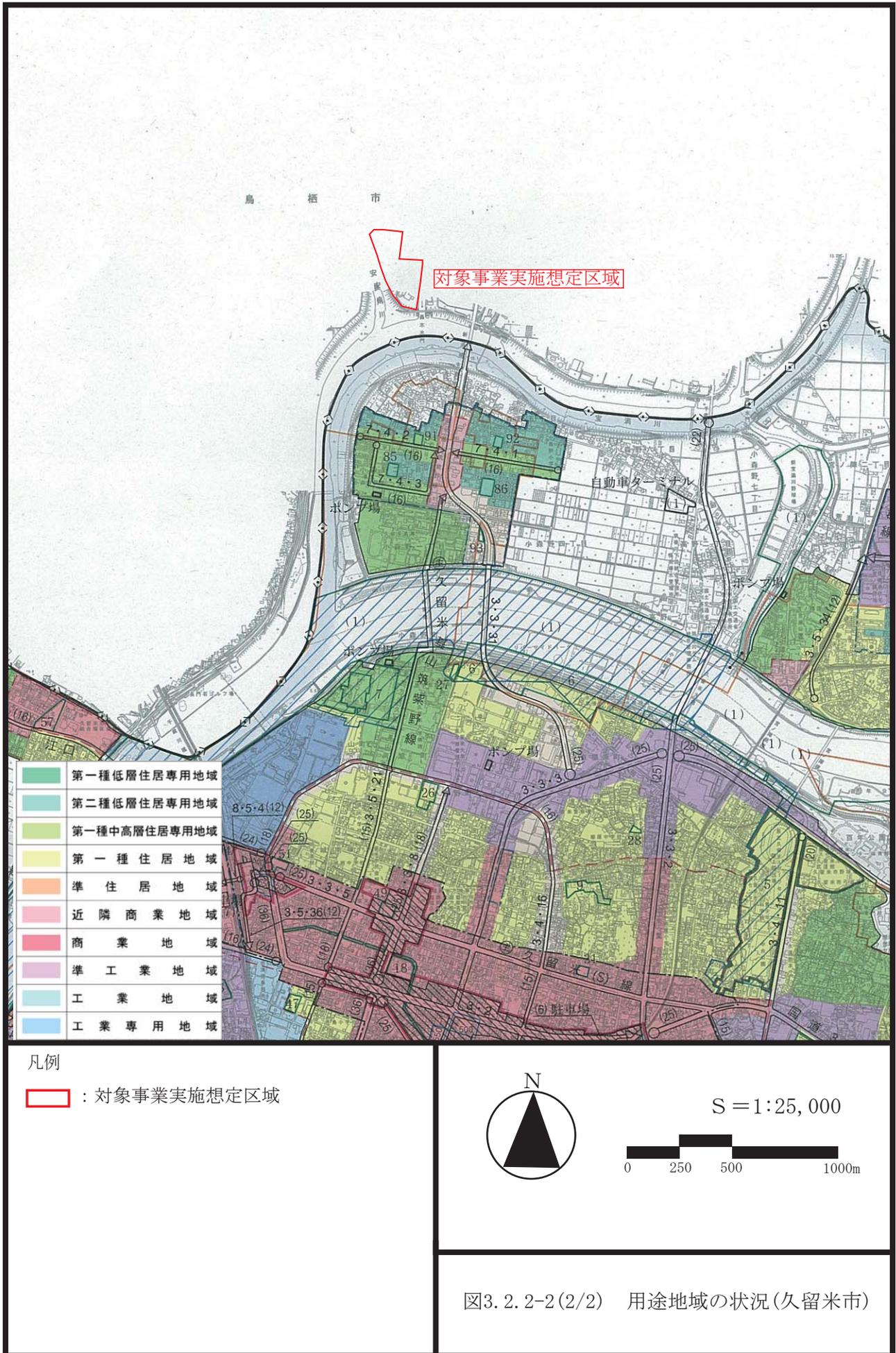
: 対象事業実施想定区域



S = 1:25,000



図3.2.2-2(1/2) 用途地域の状況(鳥栖市)



2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

対象事業実施想定区域に隣接している宝満川には漁業権（福岡県内共第 2 号共同漁業権（福岡県水産部水産局水産振興課））が設定されている。

宝満川には、対象事業実施想定区域の下流約 1km の地点に下野堰が、また、筑後川に合流後の約 4km の位置に筑後大堰があり、農業用水や上水のための取水が行われている。

地下水については、佐賀県の「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、地下水の採取による地盤の沈下を防止するために地下水の採取を規制する必要がある地域として「地下水採取規制地域」が設定されているが、鳥栖市はこの地域に該当しない。

2.4 交通の状況

対象事業実施想定区域周辺の主要交通網は、図 3.2.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の東側には、一般国道 3 号と九州縦貫自動車道が南北に延び、北西側には、一般国道 34 号と九州横断自動車道長崎大分線が北東から南西に延びている。主要道路の交通量は表 3.2.4-1 に示すとおりである。

鉄道については、九州新幹線や J R 鹿児島本線が縦断しており、J R 長崎本線が横断している。また、隣接する久留米市には、西鉄天神大牟田線が南北に延びている。最寄りの主要駅の乗降客数は表 3.2.4-2 に示すとおりであり、鳥栖駅では、日平均約 7 千人が利用している。

表 3.2.4-1 対象事業実施想定区域周辺の交通量

番号	路線名	交通量観測地点	平成 22 年度		
			自動車類交通量		大型車混入率
			昼間 12 時間 (台/12 時間)	24 時間 (台/日)	昼間 12 時間 (%)
①	一般国道 3 号	鳥栖市原町	17,030	24,816	32.2
②		久留米市東櫛原町	16,701	23,882	16.3
③	一般国道 34 号	鳥栖市宿町	14,036	19,347	17.4
④		鳥栖市村田町一本松	15,422	22,345	24.4
⑤	一般国道 322 号	久留米市合川町	22,112	29,188	13.1
⑥	一般国道 264 号	久留米市荘島町	18,558	24,497	8.0
⑦	県道 14 号線 (鳥栖朝倉線)	鳥栖市飯田町	9,894	12,890	13.0
⑧	県道 17 号線 (久留米基山筑紫野線)	鳥栖市真木町字巻上	19,281	26,569	12.9
⑨		久留米市旭町	14,688	19,388	9.7
⑩	県道 31 号線 (佐賀川久保鳥栖線)	鳥栖市平田町字一本杉 一本杉バス停前	17,007	22,258	21.1
⑪	県道 336 号線 (中原鳥栖線)	鳥栖市浄化センター	9,941	12,526	10.1

注) 番号は図 3.2.4-1 の番号を示す。

「昼間 12 時間」とは、7:00~19:00 における交通量を示す。

出典：国土交通省ホームページ

(平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) 一般交通量調査 集計表)

表 3.2.4-2 最寄りの主要駅の乗降客数

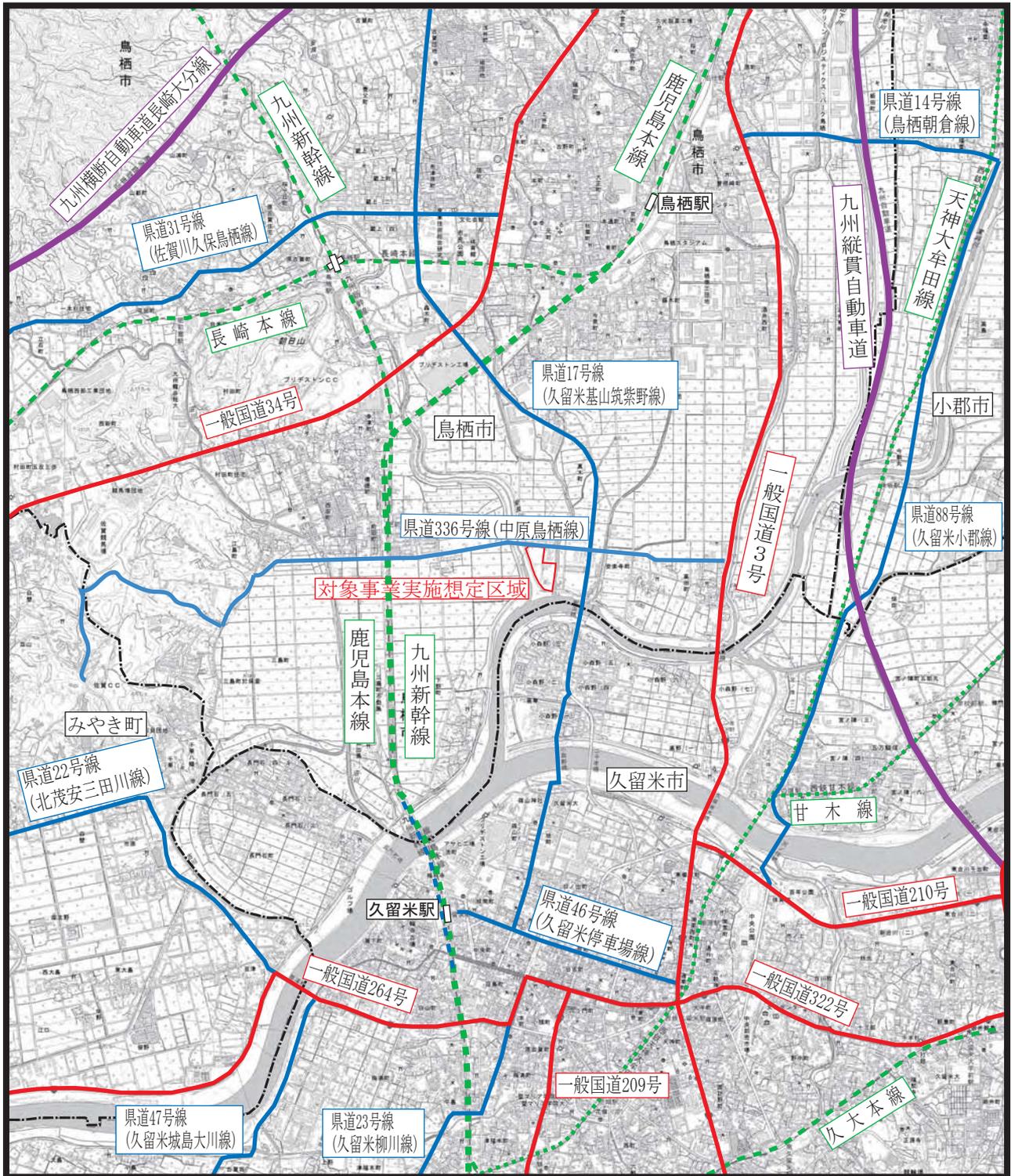
単位：人

区 分			平成 26 年度	
			年度間	1 日平均
J R 鹿児島本線	鳥栖駅	乗車	2,496,664	6,840
		降車	2,518,830	6,901
	久留米駅	乗車	2,683,000	7,351
		降車	2,732,000	7,485
西鉄 天神大牟田線	西鉄久留米	乗車	6,157,000	16,868
		降車	6,061,000	16,605

注) 久留米駅は新幹線利用者も含む

久留米駅及び西鉄久留米駅の 1 日平均乗降者数は、年度間乗降者数を 365 日で割った値を示す。

出典：平成 27 年版鳥栖市統計書
久留米市統計書 平成 27 年版



凡例

- : 対象事業実施想定区域
- : 市町界
- : 国道
- : 県道
- : 鉄道



S = 1 : 50,000

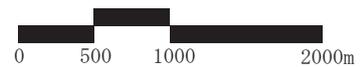


図3.2.4-1
対象事業実施想定区域周辺における交通網

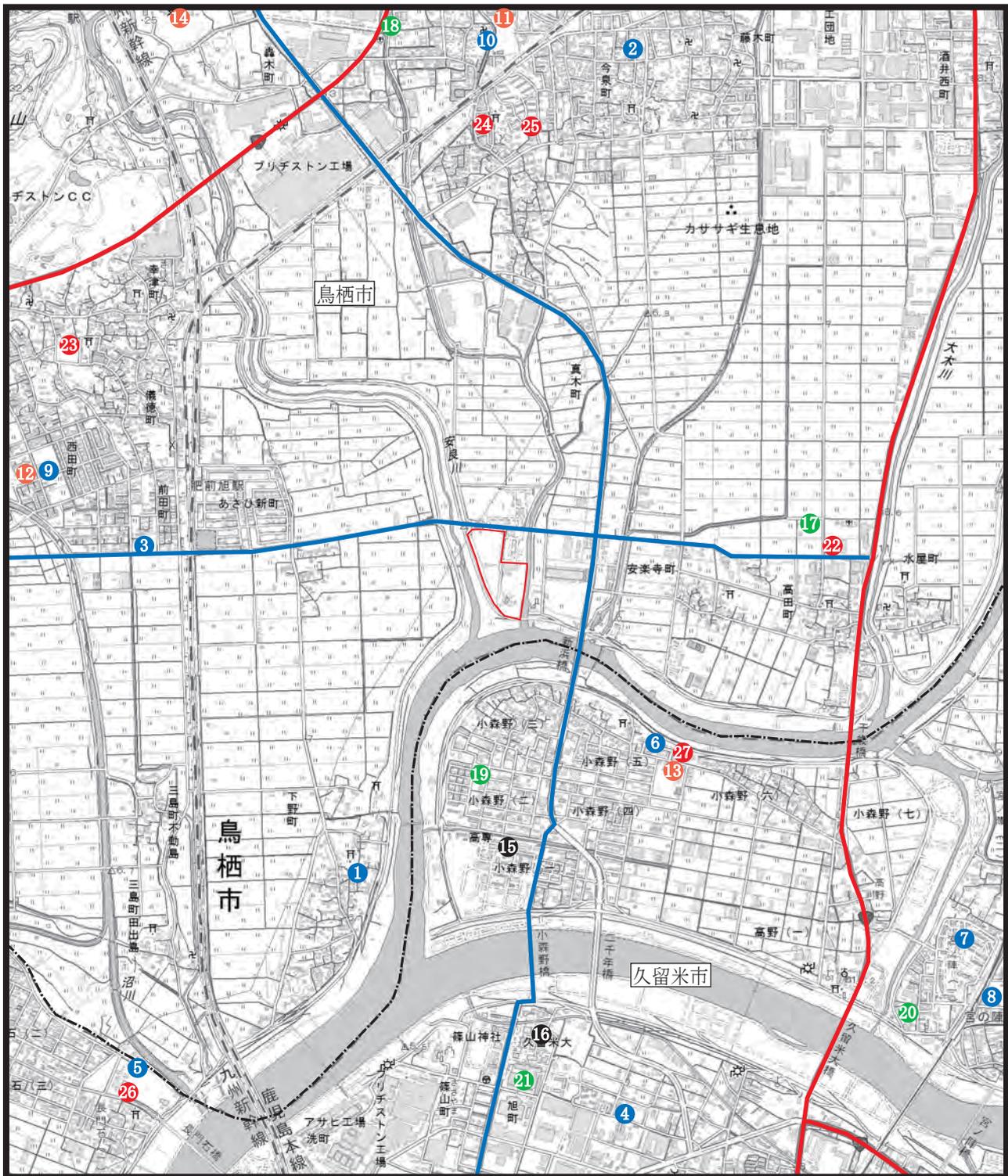
2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況の状況

対象事業実施想定区域周辺の学校、病院等の位置を図 3.2.5-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺には、保育園・幼稚園が 10 施設、小学校中学校が 4 施設、高専・大学が 2 施設、病院が 5 施設、福祉施設等が 6 施設位置している。

表 3.1.3-13 学校等の環境の保全に特に配慮する施設等の分布の状況

地点番号	施設等区分	名 称	所 在 地	対象事業実施想定区域からの距離(km)
1	保育園・幼稚園	下野園	鳥栖市下野町 2587	1.3
2		鳥栖いづみ園	鳥栖市藤木町 2362-2	2.1
3		あいあい保育園	鳥栖市儀徳町 2213-1	1.3
4		わんぱく保育園	福岡県久留米市東櫛原町 738-1	2.1
5		西久留米保育園	福岡県久留米市長門石 1 丁目 1-57	2.5
6		小森野保育園	福岡県久留米市小森野 5 丁目 19-32	0.8
7		かおり保育園	福岡県久留米市宮ノ陣 1 丁目 12-10	2.3
8		かおりガーデン保育園	福岡県久留米市宮ノ陣 4 丁目 2-21	2.5
9		あさひ幼稚園	鳥栖市儀徳町 2609	1.7
10		鳥栖ルンビニ幼稚園	鳥栖市轟木町 1327	2.2
11	小学校	鳥栖小学校	鳥栖市元町 1162 番地	2.3
12		旭小学校	鳥栖市村田町 109 番地 1	1.8
13		小森野小学校	福岡県久留米市小森野 5 丁目 21-23	0.9
14	中学校	鳥栖西中学校	鳥栖市蔵上町 77 番地 1	2.0
15	高専・大学	久留米工業高等専門学校	福岡県久留米市小森野 1 丁目 1-1	1.0
16		久留米大学	福岡県久留米市旭町 67 番地	1.7
17	病院	すむのさと高尾病院	佐賀県鳥栖市高田町 210-1	1.3
18		今村病院	佐賀県鳥栖市轟木町 1523-6	2.1
19		久留米中央病院	福岡県久留米市小森野 2 丁目 3-8	0.7
20		宮の陣病院	福岡県久留米市宮ノ陣 1 丁目 1-70	2.3
21		久留米大学病院	福岡県久留米市旭町 67	1.9
22	介護老人福祉施設	寿夢の郷	鳥栖市高田町 205-1	1.4
	グループホーム	すむのさと		
23	その他福祉施設	旭まちづくり推進センター	鳥栖市儀徳町 3155 番地 2	2.0
24		鳥栖まちづくり推進センター分館	鳥栖市真木町 2112	1.8
25		鳥栖まちづくり推進センター	鳥栖市今泉町 2172 番地 2	1.8
26		久留米市総合福祉会館	福岡県久留米市長門石 1-1-32	2.6
27		小森野老人いこいの家	福岡県久留米市小森野 6-3-46	0.8



凡例

- : 対象事業実施想定区域
- : 市町界
- : 国道
- : 県道
- : 保育園・幼稚園
- : 小学校・中学校
- : 高専・大学
- : 病院
- : 福祉施設等

注) 図中の番号は表3.2.5-1の番号を示す。



S = 1:25,000



図3.2.5-1 学校等の環境の保全に特に配慮する施設等の分布の状況網

2.6 下水道の整備の状況

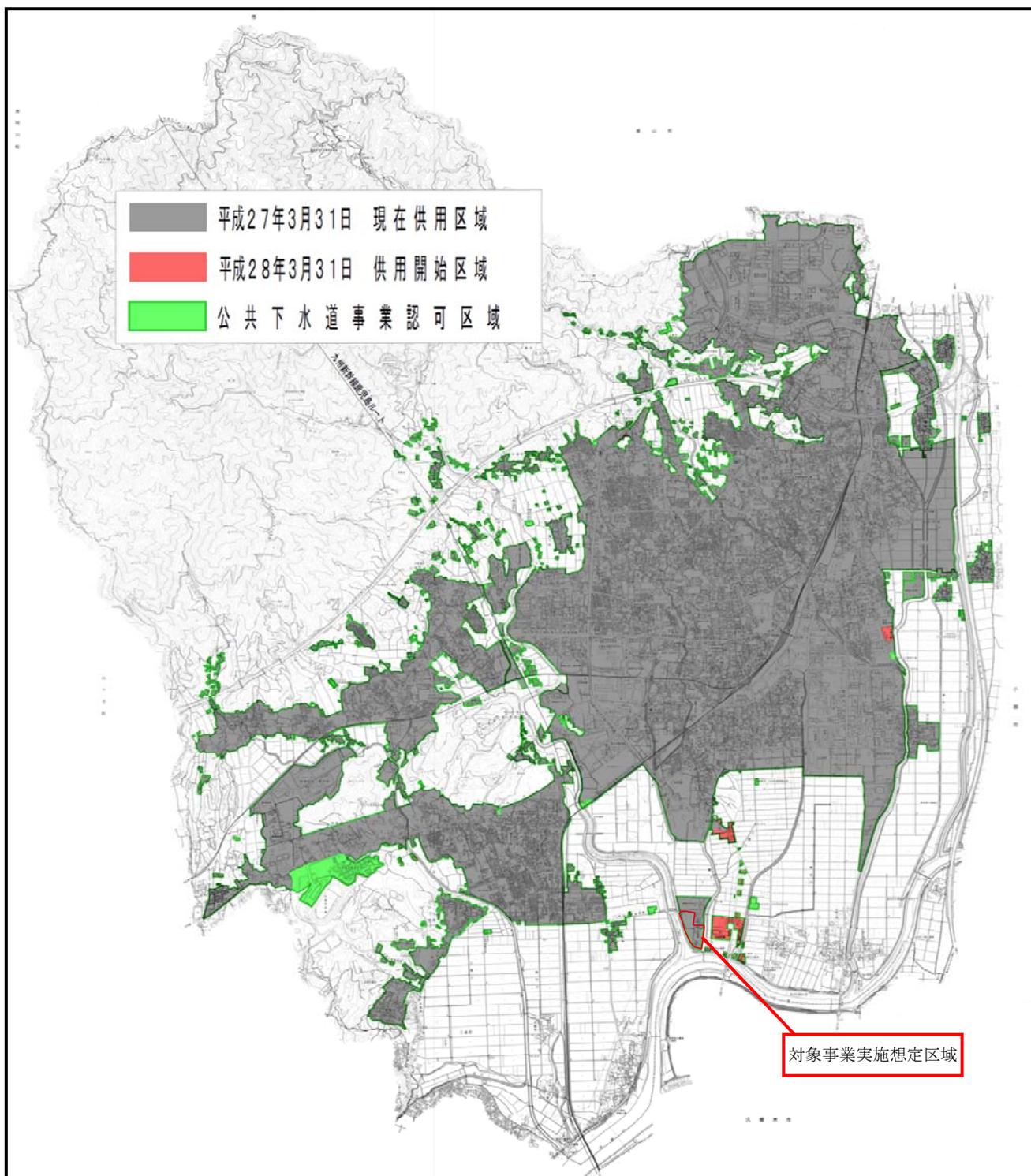
鳥栖市の下水道の普及状況は、表 3.2.6-1、図 3.2.6-1 に示すとおりであり、下水道普及率は 97.4% となっている。

なお、対象事業実施想定区域は既に下水道の供用区域となっている。

表 3.2.6-1 下水道の普及状況

年度	供用区域面積 (ha)	普及人口 (人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
平成 22 年度	2,032.2	63,893	93.0	54,500	85.3
平成 23 年度	2,058.8	65,327	93.8	56,342	86.2
平成 24 年度	2,102.1	67,475	94.9	58,882	87.3
平成 25 年度	2,150.7	68,514	95.6	60,653	88.5
平成 26 年度	2,190.3	69,966	97.4	63,171	90.3

出典：平成 27 年版鳥栖市統計書



出典：鳥栖市ホームページ（鳥栖市公共下水道供用開始区域）

図 3.2.6-1 下水道の整備の状況(平成 28 年 3 月末現在)

2.7 歴史的文化的遺産の状況

鳥栖市の文化財としては、重要文化財、民俗文化財、史跡及び天然記念物が表 3.2.7-1 に示すとおり指定されており、国指定が 9 件、県指定が 11 件、市指定が 24 件ある。また、久留米市の文化財としては、国宝、重要文化財、民俗文化財、有形文化財、史跡・名勝及び天然記念物が表 3.2.7-2 に示すとおり指定されており、国指定が 36 件、県指定が 46 件、市指定が 92 件ある。

対象事業実施想定区域及びその周辺の遺跡は、図 3.2.7-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺には、不動島遺跡、真木遺跡、上分遺跡がある。また、国により天然記念物に指定されているカササギ生息地は佐賀県内では 16 市町が指定されており、鳥栖市を含め、構成市町の神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町も指定されている。さらに久留米市も同様に指定されている。

表 3.2.7-1 鳥栖市の指定文化財

区分	重要文化財	民俗文化財 (無形民俗文化財)	史跡	天然記念物
国指定	5	—	3	1
県指定	7	1	3	—
市指定	19	4	—	1

出典：鳥栖市ホームページ（鳥栖の文化財）

表 3.2.7-2 久留米市の指定文化財

区分	国宝	重要文化財	民俗文化財 (無形民俗文化財)	有形文化財	史跡・名勝	天然記念物
国指定	1	22	2	—	8	3
県指定	—	—	3	27	6	10
市指定	—	—	6	63	8	15

出典：久留米市ホームページ（郷土の文化財）

2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1) 公害防止に関する地期等の状況

(1) 大気質

① 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-1 に、有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3.2.8-2 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2.8-3 に示すとおりである。

なお、大気汚染に係る環境基準等には、指定類型はない。

表 3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法

大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日

二酸化窒素に係る環境基準について 環境庁告示第38号 昭和53年7月11日

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 環境省告示第33号 平成21年9月9日

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

表 3.2.8-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

環境庁告示第4号 平成9年2月4日

ジクロロメタンは、環境庁告示第30号 平成13年4月20日による

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.2.8-3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値	測定方法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

② 大気汚染の防止に係る規制状況

本対象事業の計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素の排出基準が適用される。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

なお、鳥栖市は、「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制地域には指定されていない。

ア 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

K値は、地域ごとに定められる値であり、対象事業実施想定区域の位置する鳥栖市では 17.5 となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の排出量（m³N/時）

K：地域ごとに定められた定数（17.5）（大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

H_e：補正された排出口の高さ（m）

イ ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.2.8-4 に示すとおりである。

表 3.2.8-4 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

施設の種類	規模 (t/時)	排出基準 (g/m ³ N)	
		H10.6.30 以前に設置	H10.7.1 以降に設置
廃棄物焼却炉	4以上	0.08	0.04
	2以上4未満	0.15	0.08
	2未満	0.25	0.15

大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号

注：ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times C_s$$

C：ばいじん量 (g/m³N)

C_s：測定時のばいじん量 (g/m³N)

0_n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0_s：測定時の酸素濃度 (%)

ウ 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.2.8-5 に示すとおりである。

表 3.2.8-5 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

施設の種類	規模 排出ガス量 (万m ³ N/時)	排出基準 (ppm)		
		S52.6.17 以前に設置	S52.6.18～ S54.8.9に設置	S54.8.10 以降に設置
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	300	250	
	4未満	300		250

大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号

注：窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-0n) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)

Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

エ 塩化水素

「大気汚染防止法」では施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.2.8-6 に示すとおりである。

表 3.2.8-6 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	700

大気汚染防止法施行規則 昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号

注：廃棄物焼却炉に係る塩化水素の補正は次の算式により換算するものとする

$$C = \{ (21-12) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：塩化水素の量 (mg/m³N)

Cs：排ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)

0s：排ガス中の酸素濃度 (12%)

オ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.2.8-7 に示すとおりである。

表 3.2.8-7 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設規模 (焼却能力 ^{注：1)})	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{注：2)}	
	H12.1.15 以後に設置	H12.1.14 以前に設置
4 t /時以上	0.1	1
2 t /時以上4 t /時未満	1	5
2 t /時未満	5	10

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 平成11年12月27日 総理府令第67号

注：1) 火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50k g /時以上について適用される。

2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-0n) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m³)

Cs：測定時のダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m³)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

(2) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3.2.8-8 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周辺は、市街化調整区域であること、また、規制地域が第2種区域であること（図3.2.8-1参照）から、A類型に指定されており、久留米市では、対象事業実施想定区域の周辺はA類型及びB類型に指定されている。

表 3.2.8-8(1/2) 騒音に係る環境基準(鳥栖市)

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日

環境基準の類型を当てはめる地域 鳥栖市告示第16号 平成24年3月30日

AA：鳥栖市については、該当する地域は無い。

A：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年鳥栖市告示第14号）により定められた規制地域（以下「規制地域」という。）（図3.2.8-1(1/2)参照）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号（以下「都市計画法」という。）の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に限る。）として定められた区域

B：規制地域のうち、第2種区域（A類型を当てはめる地域を除く。）として定められた区域

C：規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域（第4種区域にあつては、都市計画法の規定により定められた工業専用地域を除く。）として定められた区域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線道路を担う道路に近接する地域

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

注：2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る）。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第9号）第7条第1項に定める自動車専用道路。

表 3. 2. 8-8(2/2) 騒音に係る環境基準(久留米市)

道路に面する地域以外の地域 (一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日

環境基準の類型を当てはめる地域

AA：久留米市については、該当する地域は無い。

A：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年鳥栖市告示第14号）により定められた規制地域（以下「規制地域」という。）（図3.2.8-1(2/2)参照）のうち、第1種区域として定められた区域

B：規制地域のうち、第2種区域として定められた区域

C：規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域として定められた区域

ただし、次に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日

注：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線道路を担う道路に近接する地域

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下

騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第9号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

① 騒音の防止に係る規制状況

ア 特定工場等に係る規制基準

特定工場等に係る騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.2.8-9 に示すとおりである。

適用する区域の区分は図 3.2.8-1 に示すとおりであり、対象事業実施想定区域は第 2 種区域の基準が適用されており、久留米市では、対象事業実施想定区域の周辺は第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

表 3.2.8-9(1/2) 特定工場等に係る騒音の規制基準(鳥栖市)

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～23時)	夜間 (23時～6時)
第 1 種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第 2 種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	50デシベル
第 3 種区域	65デシベル	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第 4 種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	65デシベル

厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号 昭和43年11月27日

鳥栖市告示第18号 平成28年4月1日

注：1) 第3種区域、第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2) 特定工場等とは、以下の特定施設を設置する工場または事業場である。
- (1) 騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令324号）に定める特定施設
 - (2) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年3月26日規則第11号）で定める特定施設

表 3.2.8-9(2/2) 特定工場等に係る騒音の規制基準(久留米市)

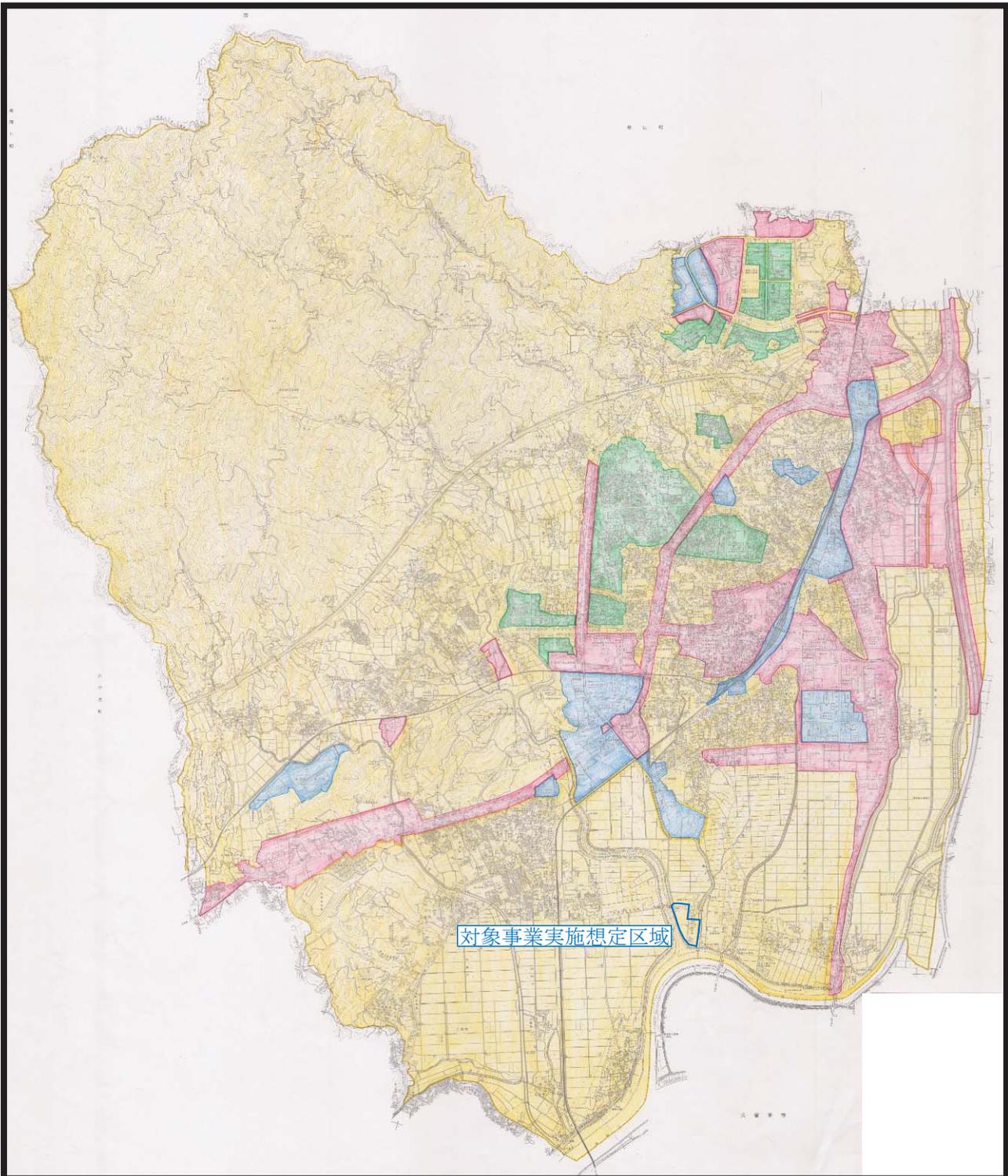
時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～23時)	夜間 (23時～6時)
第 1 種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第 2 種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	50デシベル
第 3 種区域	65デシベル	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第 4 種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	65デシベル

厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号 昭和43年11月27日

久留米市市告示第127号 平成24年4月1日

注：1) 第3種区域、第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2) 特定工場等とは、以下の特定施設を設置する工場または事業場である。
- (1) 騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令324号）に定める特定施設
 - (2) 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例で定める特定施設



凡例

特定工場等の規制に伴う地域区分	特定建設作業の規制に伴う地域区分	色別
第1種区域	第1号区域	
第2種区域		
第3種区域	第2号区域	
第4種区域		

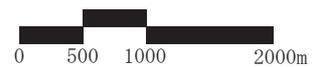
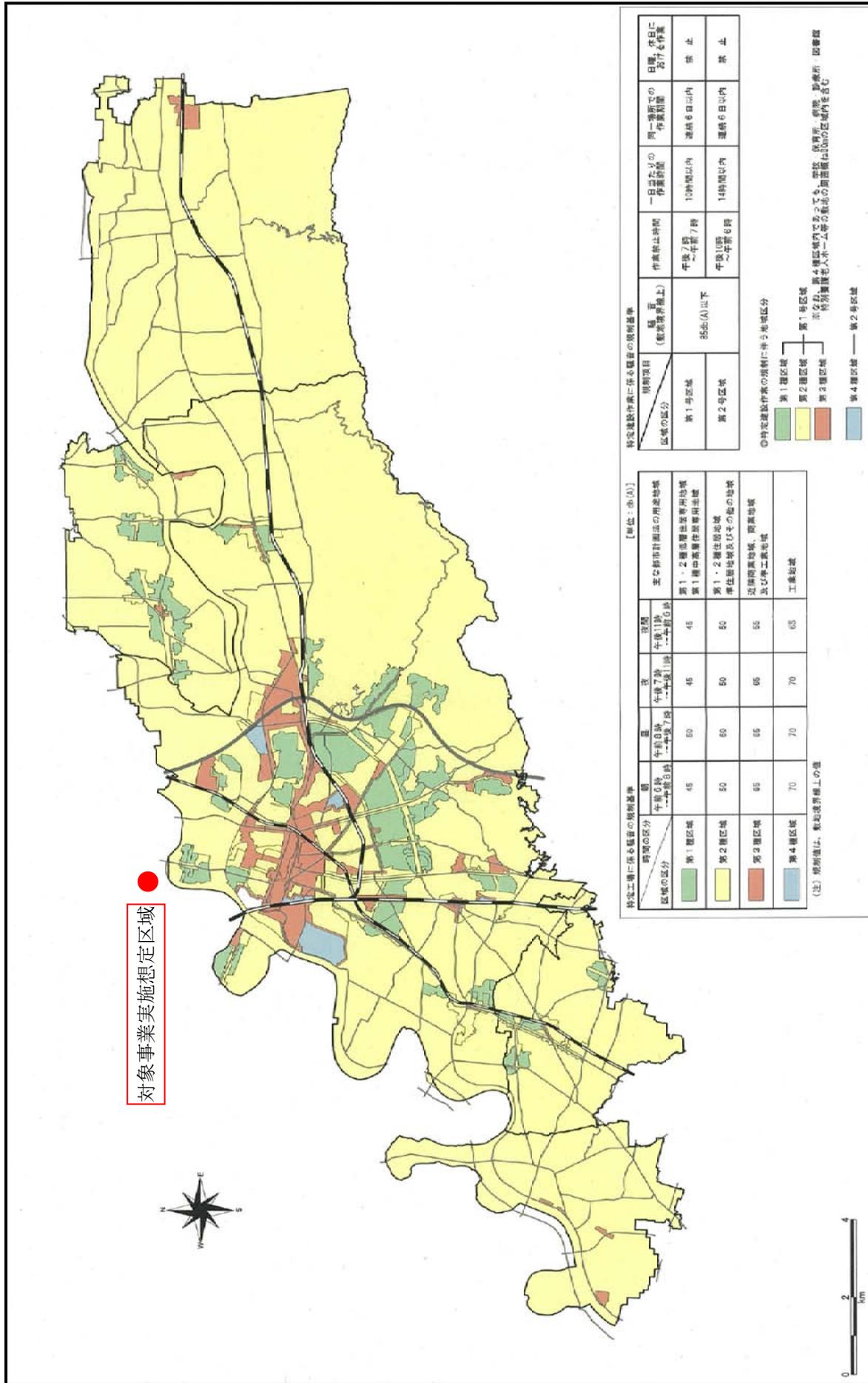


図3.2.8-1(1/2) 騒音規制法に係る
規制地域の指定状況(鳥栖市)



対象事業実施想定区域

【単位：分(d)】

特定工場に係る騒音の規制基準		特定自動車に係る騒音の規制基準	
時間区分	昼	夜	騒音
時間帯	午前0時～午前7時	午後7時～午後11時	午前11時～午後11時
区域区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	45	50	45
	50	50	45
	55	55	50
	60	60	55
	65	65	60
	70	70	65

(注) 規制値は、騒音規制上の値

別所項目	騒音	一日あたりの作業時間	同一場所での作業期間	日曜、休日にあける作業
区域区分	(騒音規制基準上)	作業禁止時間	連続6日以内	禁止
第1号区域	85dB(A)以下	午後7時～午前7時	連続6日以内	禁止
第2号区域		午後11時～午前6時	連続6日以内	禁止

◎特定建設作業の規制に伴う地域区分

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

※なお、第4種区域内であっても、市区、保界所、病院、診療所、図書館、特別養老ホーム等特定の施設のある区域は0mの区域内を占む

図 3. 2. 8-1 (2/2) 騒音規制法に係る規制地域の指定状況 (久留米市)

イ 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.2.8-10 に示すとおりである。

適用する区域の区分は図 3.2.8-1 に示すとおりであり、対象事業実施想定区域及びその周辺は第 1 号区域の基準が適用されており、久留米市でも対象事業実施想定区域の周辺は第 1 号区域に指定されている。

表 3.2.8-10(1/2) 特定建設作業騒音の規制基準(鳥栖市)

	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	85 d B (作業場所の敷地境界において)	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1 日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

厚生省・建設省告示第1号 昭和43年11月27日

区域区分の指定：鳥栖市告示第19号 平成28年4月1日

第1号区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成28年鳥栖市告示第18号。以下「鳥栖市指定告示」という。)により第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：鳥栖市全域のうち、第1号区域を除いた区域

表 3.2.8-10(2/2) 特定建設作業騒音の規制基準(久留米市)

	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	85 d B (作業場所の敷地境界において)	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1 日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

厚生省・建設省告示第1号 昭和43年11月27日

区域区分の指定：久留米市告示第127号 平成24年4月1日

第1号区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準により第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに指定告示により第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：久留米市指定告示により定められた全域のうち、第1号区域を除いた区域

ウ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.2.8-11 に示すとおりである。
適用する区域については、対象事業実施想定区域周辺は b 区域に該当する。

表 3.2.8-11(1/2) 自動車騒音の要請限度(鳥栖市)

区 域 の 区 分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

総理府令第15号 平成12年3月2日

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域区分の指定：鳥栖市告示第17号 平成24年3月30日

a区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成28年鳥栖市告示第18号。以下「鳥栖市指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域

b区域：鳥栖市指定告示により第2種区域として定められた区域

c区域：鳥栖市告示により第3種区域及び第4種区域として定められた区域

ただし、環境基本法第16条第2項第2号イの規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域(平成24年鳥栖市告示第16号)により地域の類型をあてはめられた地域については、上記に関わらず、次のとおりとする。

a区域：A類型をあてはめられた地域

b区域：B類型をあてはめられた地域

c区域：C類型をあてはめられた地域

表 3.2.8-11(2/2) 自動車騒音の要請限度(久留米市)

区 域 の 区 分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

総理府令第15号 平成12年3月2日

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域区分の指定

a区域：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準(平成27年久留米市告示第127号)により第1種区域として定められた区域

b区域：久留米市指定告示により第2種区域として定められた区域

c区域：久留米市告示により第3種区域及び第4種区域として定められた区域

(3) 振動

① 振動の防止に係る規制状況

ア 特定工場等に係る規制基準

特定工場等に係る振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.2.8-12 に示すとおりである。

適用する区域の区分は図 3.2.8-2 に示すとおりであり、対象事業実施想定区域及びその周辺は第 1 種区域の基準が適用されており、久留米市では、対象事業実施想定区域の周辺は第 1 種区域に指定されている。

表 3.2.8-12(1/2) 特定工場等に係る振動の規制基準(鳥栖市)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第 1 種区域	60デシベル	55デシベル
第 2 種区域	65デシベル	60デシベル

環境庁告示第90号 昭和51年11月10日

鳥栖市告示第20号 平成28年4月1日

注：1) 第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2) 特定工場等とは、振動規制法施行令(昭和51年10月22日政令280号)に定める特定施設を設置する工場または事業場である。

表 3.2.8-12(2/2) 特定工場等に係る振動の規制基準(久留米市)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第 1 種区域	60デシベル	55デシベル
第 2 種区域	65デシベル	60デシベル

環境庁告示第90号 昭和51年11月10日

久留米市告示第409号 平成22年9月27日

注：1) 第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2) 特定工場等とは、振動規制法施行令(昭和51年10月22日政令280号)に定める特定施設を設置する工場または事業場である。

イ 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.2.8-13 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は第 1 号区域の基準が適用されており、久留米市でも対象事業実施想定区域の周辺は第 1 号区域に指定されている。

表 3.2.8-13(1/2) 特定建設作業振動の規制基準(鳥栖市)

	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	75 d B (作業場所の敷地境界において)	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1 日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

総務省令第58号 昭和51年11月10日

区域区分の指定：鳥栖市告示第21号 平成28年4月1日

第1号区域：振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成28年鳥栖市告示第20号。以下「鳥栖市指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域の全域並びに鳥栖市指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域

- 1 鳥栖市指定告示に係る図面において赤で着色して示す区域
- 2 鳥栖市指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：鳥栖市指定告示により定められた全域のうち、第1号区域を除いた区域

表 3.2.8-13(2/2) 特定建設作業振動の規制基準(久留米市)

	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	75 d B (作業場所の敷地境界において)	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1 日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

総務省令第58号 昭和51年11月10日

区域区分の指定：久留米市告示第409号 平成22年9月27日

第1号区域：振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成 年久留米市告示第 号。以下「久留米市指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域の全域並びに久留米市指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：久留米市指定告示により定められた全域のうち、第1号区域を除いた区域

ウ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.2.8-14 に示すとおりである。
対象事業実施想定区域周辺は第 1 種区域に該当する。

表 3.2.8-14(1/2) 道路交通振動の要請限度(鳥栖市)

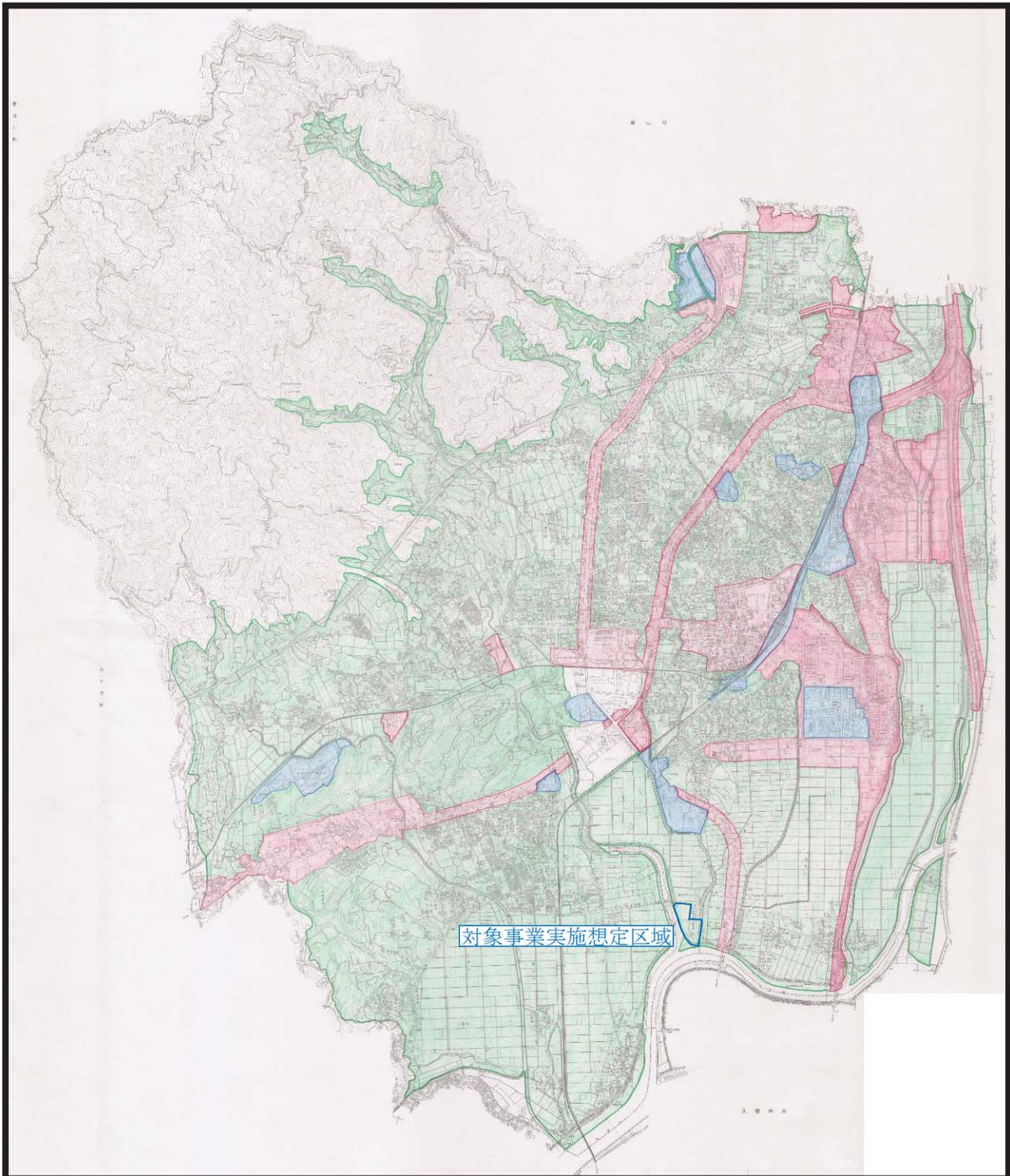
時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第 1 種区域	65デシベル	60デシベル
第 2 種区域	70デシベル	65デシベル

振動規制法施行規則 総務省令第58号 昭和51年11月10日
鳥栖市告示第20号 平成24年3月30日

表 3.2.8-14(2/2) 道路交通振動の要請限度(久留米市)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第 1 種区域	65デシベル	60デシベル
第 2 種区域	70デシベル	65デシベル

振動規制法施行規則 総務省令第58号 昭和51年11月10日

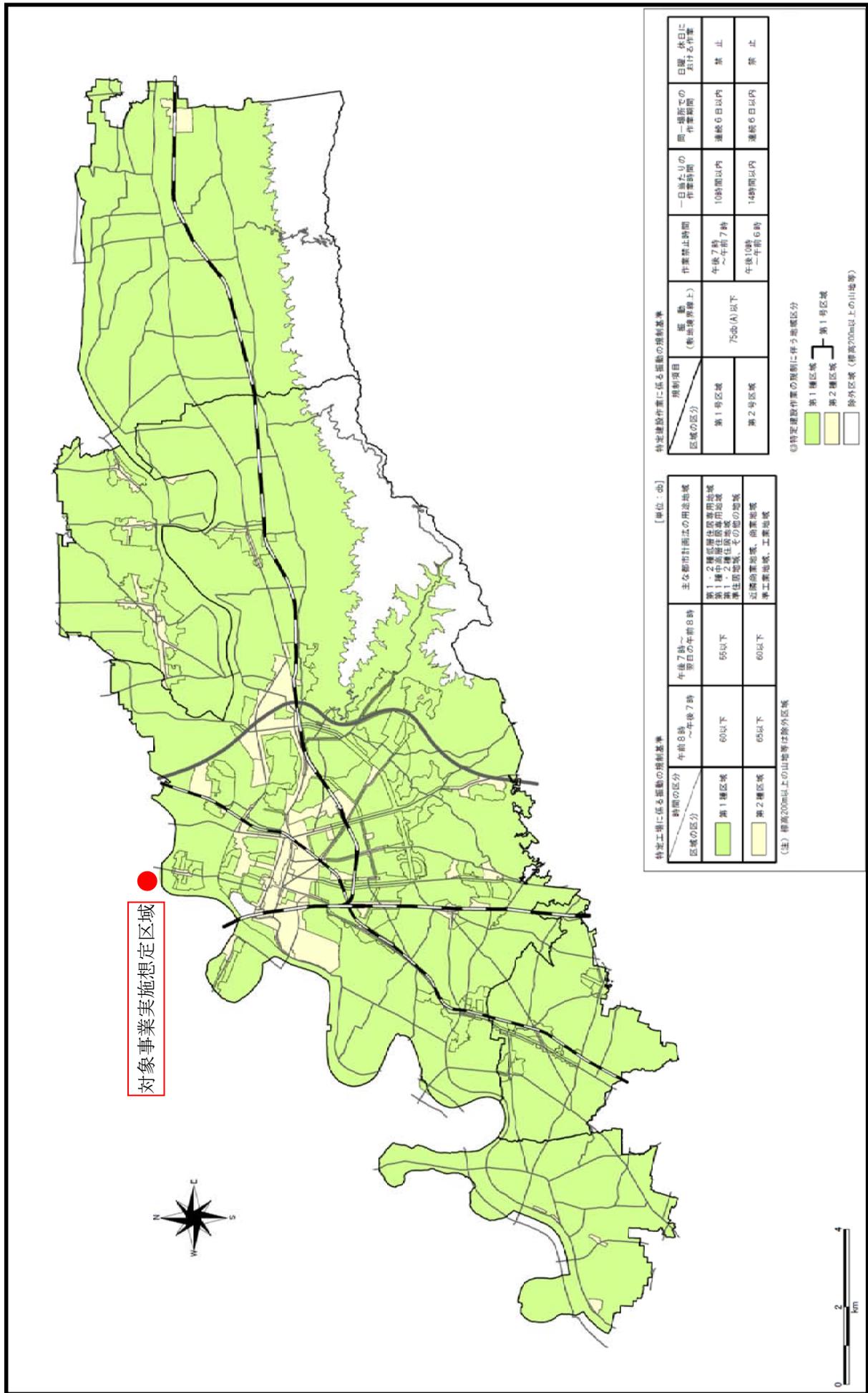


凡例

特定工場等の規制に伴う地域区分	特定建設作業の規制に伴う地域区分	色別
第1種区域	第1号区域	
第2種区域	第2号区域	
		



図3.2.8-2(1/2) 振動規制法に係る
規制地域の指定状況(鳥栖市)



対象事業実施想定区域

特定建設作業に係る振動の規制基準

時間区分	午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時	主な都市計画法の用途地域	制限項目 (敷地境界線上)	一日当たりの作業時間	連続作業期間	日曜、休日に行われる作業
区域区分	第1種区域 60以下	55以下	第1・2種近隣住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 準住居地域、その他の地域	75db(A)以下	10時間以内	連続6日以内	禁止
区域区分	第2種区域 65以下	60以下	工業専用地域、商業地域 準工業地域、工業地域		14時間以内	連続6日以内	禁止

【単位：db】

特定建設作業の規制に伴う地域区分

- 第1種区域 (緑色)
- 第2種区域 (黄色)
- 除外区域 (標高200m以上の山地等) (白色)

(注) 標高200m以上の山地等は除外区域

図 3. 2. 8-2 (2/2) 振動規制法に係る規制地域の指定状況(久留米市)

(4) 悪臭

悪臭に係る規制基準として、悪臭防止法等において、「敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」、「排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準」及び「排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」が定められている。

① 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

敷地境界線における特定悪臭物質の濃度については、「悪臭防止法」等で規制されており、規制基準は表 3.2.8-15 に示すとおりである(鳥栖市、久留米市ともに同じ規制基準値である。)

鳥栖市における規制区域は図 3.2.8-3 に示すとおりであり、対象事業実施想定区域は規制区域には指定されていない。

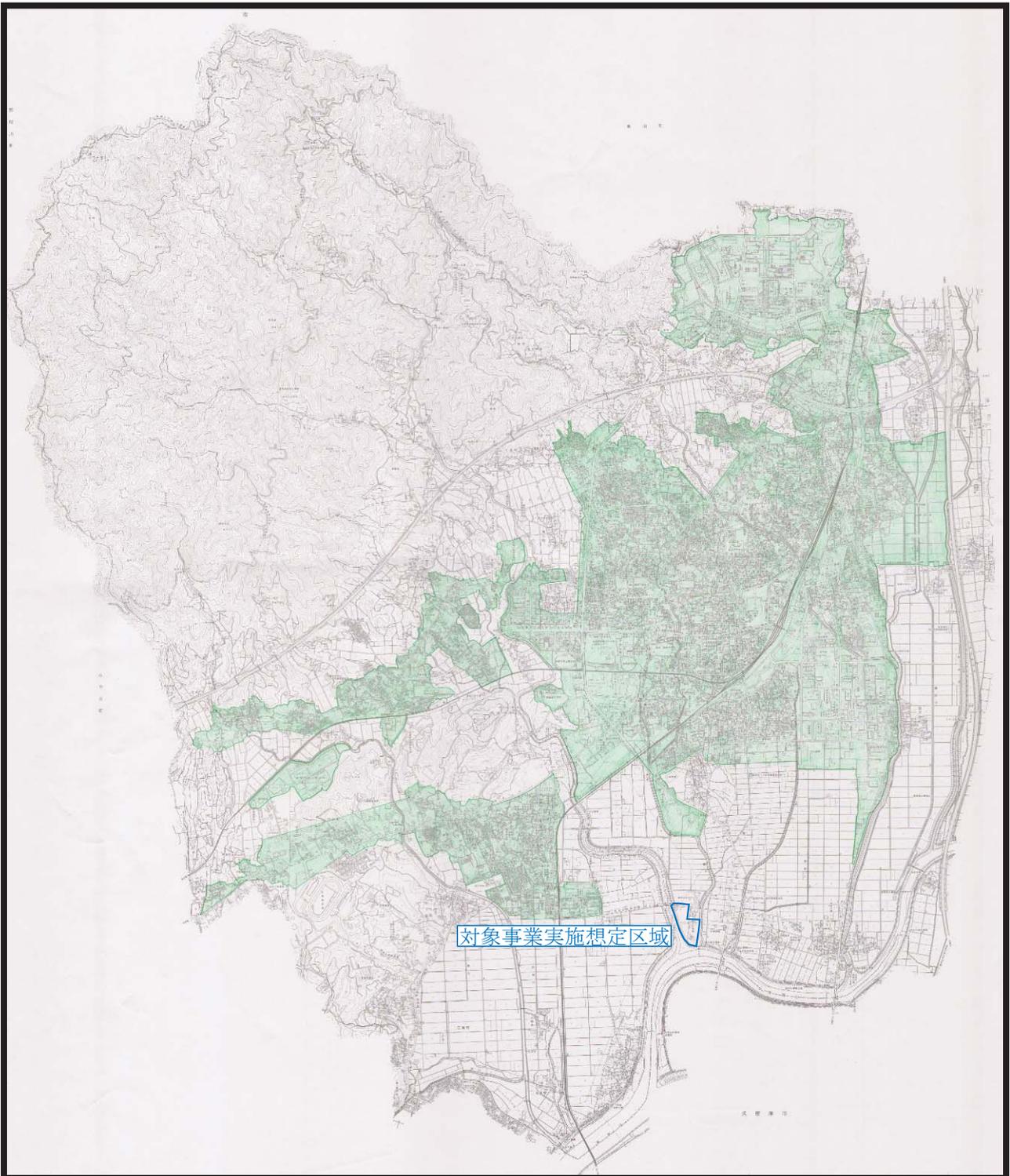
また、久留米市は、市内全域を規制区域に指定しており、表 3.2.8-15 に示した基準が適用される。

なお、鳥栖市、久留米市ともに臭気指数に係る規制は行われていない。

表 3.2.8-15 悪臭の規制基準

物質名	規制基準
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

悪臭防止法施行規則 昭和47年5月30日
鳥栖市告示第21号 平成24年3月30日
久留米市告示第87号 平成13年4月1日



凡例

: 規制地域

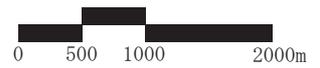


図3.2.8-3 悪臭に係る規制地域図(鳥栖市)

② 排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q：悪臭物質の流量（0℃、1気圧のm³/時）

H_e：補正された気体排出口の高さ（m）

C_m：敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H_e）が5m未満となる場合については、この式は適用しない。

イ 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{QV}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} Q (T - 228) \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1460 - 296 \frac{V}{T - 288}}{\sqrt{QV}} + 1$$

H_e：補正された気体排出口の高さ（m）

H_o：気体排出口の実高さ（m）

Q：温度15度における排出ガスの流量（m³/秒）

V：排出ガスの排出速度（m/秒）

T：排出ガスの温度（絶対温度）

③ 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1Lにつき0.002mg未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、1Lにつき0.002mgとする。

$$C L m = k \times C m$$

この式において、CLm、k及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm：排出水中の濃度（単位：1Lにつきmg）

k：表3.2.8-16に示す値（単位 1Lにつきmg）

Cm：「1 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質および規制基準」に規定する特定悪臭物質の許容限度（単位：ppm）

表 3.2.8-16 排水中の濃度を求める式におけるkの値

特定悪臭物質	排水の量	k
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9

(5) 水質

① 環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は、表 3.2.8-17 に、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、河川に係る環境基準は表 3.2.8-18 に示すとおりである。

環境基準に係る類型指定について、対象事業実施想定区域周辺を流れる宝満川はB類型（原川合流点より下流）が指定されており、宝満川全域には生物B類型に指定されている。なお、宝満川が合流する筑後川は、宝満川との合流地点付近（松原ダムから宝満川合流点より約 2 km 下流の豆津橋まで）は、A類型に指定されている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2.8-19 に示すとおりである。

表 3.2.8-17 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日

- 注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.2.8-18(1/2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日

注：1) 基準値は、日間平均値とする。

2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3) 「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3.2.8-18(2/2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示59号 昭和46年12月28日

注：基準値は、年間平均値とする。

表 3.2.8-19 ダイオキシン類に係る環境基準（水質）

媒体	基準値	備考
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について
環境庁告示第68号 平成11年12月27日

注：基準値（水底の底質を除く）は、年間平均値とする。

② 水質汚濁の防止に係る規制状況

ア 公共用水域に係る排水基準等

計画施設からの排水等の有無、排水の量又は放流先等については未定である。

計画施設は一般廃棄物焼却施設であり、水質汚濁防止法施行令(昭和46年6月17日)に基づく「特定施設」に該当する。

特定施設から公共用水域に処理水等を放流する場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。

排水基準には、全ての特定施設からの排出水を対象とした排水基準(有害物質)(表3.2.8-20参照)と1日当たりの排出水の平均量が50m³を超える場合に対象となる排水基準(その他の項目)(表3.2.8-21)があり、排水基準(その他の項目)には、佐賀県条例に基づく、上乘せ排水基準(表3.2.8-21参照)がある。

また、計画施設はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日)に基づく特定施設(廃棄物焼却炉等)に該当するため、本法に基づく、排水基準(表3.2.8-22参照)が適用される。

表 3.2.8-20 排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1 mg CN/L	
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10 mg B/L
	海域に排出されるもの:	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8 mg F/L
	海域に排出されるもの:	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、	100mg/L
	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

表 3.2.8-21 排水基準（その他の項目）

項目		許容限度	上乗せ排水基準
水素イオン濃度 （水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8以上8.6以下	—
	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下	—
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）	30 （日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）	—
浮遊物質量（SS）		200mg/L （日間平均 150mg/L）	100mg/L （日間平均 70mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L	—
フェノール類含有量		5mg/L	—
銅含有量		3mg/L	—
亜鉛含有量		2mg/L	—
溶解性鉄含有量		10mg/L	—
溶解性マンガン含有量		10mg/L	—
クロム含有量		2mg/L	—
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³	—
窒素含有量		120mg/L （日間平均 60mg/L）	—
燐含有量		16mg/L （日間平均 8mg/L）	—

排水基準を定める省令 昭和46年6月21日

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（佐賀県条例第12号）昭和48年3月30日

- 注：1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7) 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表 3.2.8-22 排水基準（ダイオキシン類）

項目名	排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 平成11年12月27日 総理府令第67号

イ 下水道等への放流に係る排除基準

計画施設からの処理水等を下水道へ放流する場合には、下水道法（昭和33年4月24日）及び鳥栖市下水道条例（昭和63年12月21日）等に基づき、表3.2.8-23に示す下水排除基準が適用される。

表 3.2.8-23 下水排除基準

法令	項目	下水排除基準値
下水道条例	水素イオン濃度	水素指数5以上9以下
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L以下
	浮遊物質	600 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下
	有機燐化合物	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	ベンゼン	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
	ほう素及びその化合物	10 mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
	フェノール類	5 mg/L以下
	銅及びその化合物	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
クロム及びその化合物	2 mg/L以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

下水道法施行令 昭和34年4月22日
鳥栖市下水道条例 昭和63年12月21日

(6) 地下水

① 環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.8-24 に示すとおりである。

表 3.2.8-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

地下水の水質の汚濁に係る環境基準について 環境庁告示第10号 平成9年3月13日

注：1) 基準値は年間平均とする。ただし全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(7) 土壌

① 環境基準

土壌汚染に係る環境基準及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2.8-25 に示すとおりである。

表 3.2.8-25 土壌汚染に係る環境基準及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

土壌の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第46号 平成3年8月23日

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準 環境庁告示第68号 平成11年12月27日

- 注：1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 6) 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

② 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日)では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模(3,000m²)以上の土地の形質の変更が行われる場合、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、必要に応じて調査を実施する必要がある。

対象事業実施想定区域については、3,000m²を超える土地の形質変更を行うことから、土地の形質変更に着手する 30 日前までに、その旨を佐賀県に報告する必要がある。

なお、対象事業実施想定区域は土壤汚染対策法に基づく、形質変更時要届出区域及び要措置区域に指定されていない。

2) 自然環境保全に係る地域の状況

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく生息地等保護区の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「種の保存法」に基づく、生息地等保護区の指定はない。

(2) 文化財保護法に基づく動物の生息地（繁殖地、渡来地）、植物の自生地指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「文化財保護法」に基づく、動物の生息地（繁殖地、渡来地）、植物の自生地として、カササギ生息地が国指定天然記念物として指定されている（詳細な地点は、図 3.2.7-1 参照）。

(3) 自然環境保全法に基づく地域の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「自然環境保全法」に基づく、自然環境保全地域の指定はない。

(4) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく地域の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成 14 年 10 月 7 日）」に基づく、県自然環境保全地域の指定はない。

(5) 自然公園法に基づく地域の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園の指定はない。

(6) 佐賀県立自然公園条例に基づく地域の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「佐賀県立自然公園条例」に基づく県立自然公園の指定はない。

(7) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「都市計画法」に基づく、風致地区の指定はない。

(8) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく希少野生動植物保護区の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に基づく希少野生動植物保護区の指定はない。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づく、鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2.8-26、表 3.2.8-27 及び図 3.2.8-4 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺には、隣接して安良川河川敷き等に鳥獣保護区として朝日山鳥獣保護区、久留米市に高良山鳥獣保護区が指定されている。

また、対象事業実施想定区域周辺には特定猟具使用禁止区域（銃）として鳥栖基山特定猟具使用禁止区域（銃）と筑後川河川敷特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されている。

表 3.2.8-26(1/2) 県指定鳥獣保護区の指定状況(佐賀県)

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期限
23	朝日山鳥獣保護区	鳥栖市	160	H34.10.31

出典：佐賀県ホームページ（鳥獣保護区等の指定状況、鳥獣保護区等位置図）
（平成26年10月9日最終更新 佐賀県）

注)番号は図3.2.8-4(1)中の番号を示す。

表 3.2.8-26(2/2) 県指定鳥獣保護区の指定状況(福岡県)

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期限
9	高良山鳥獣保護区	久留米市	1,186	H30.11.14

出典：福岡県ホームページ（平成28年度福岡県鳥獣保護区等位置図）（平成28年8月 福岡県）

注)番号は図3.2.8-4(2)中の番号を示す。

表 3.2.8-27(1/2) 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況(佐賀県)

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期限
15	鳥栖基山特定猟具使用禁止区域（銃）	鳥栖市、基山町、 みやき町	4,172	H34.10.31
16	筑後川河川敷特定猟具使用禁止区域（銃）	鳥栖市、みやき町	82	H32.10.31

出典：佐賀県ホームページ（鳥獣保護区等の指定状況、鳥獣保護区等位置図）
（平成26年10月9日最終更新 佐賀県）

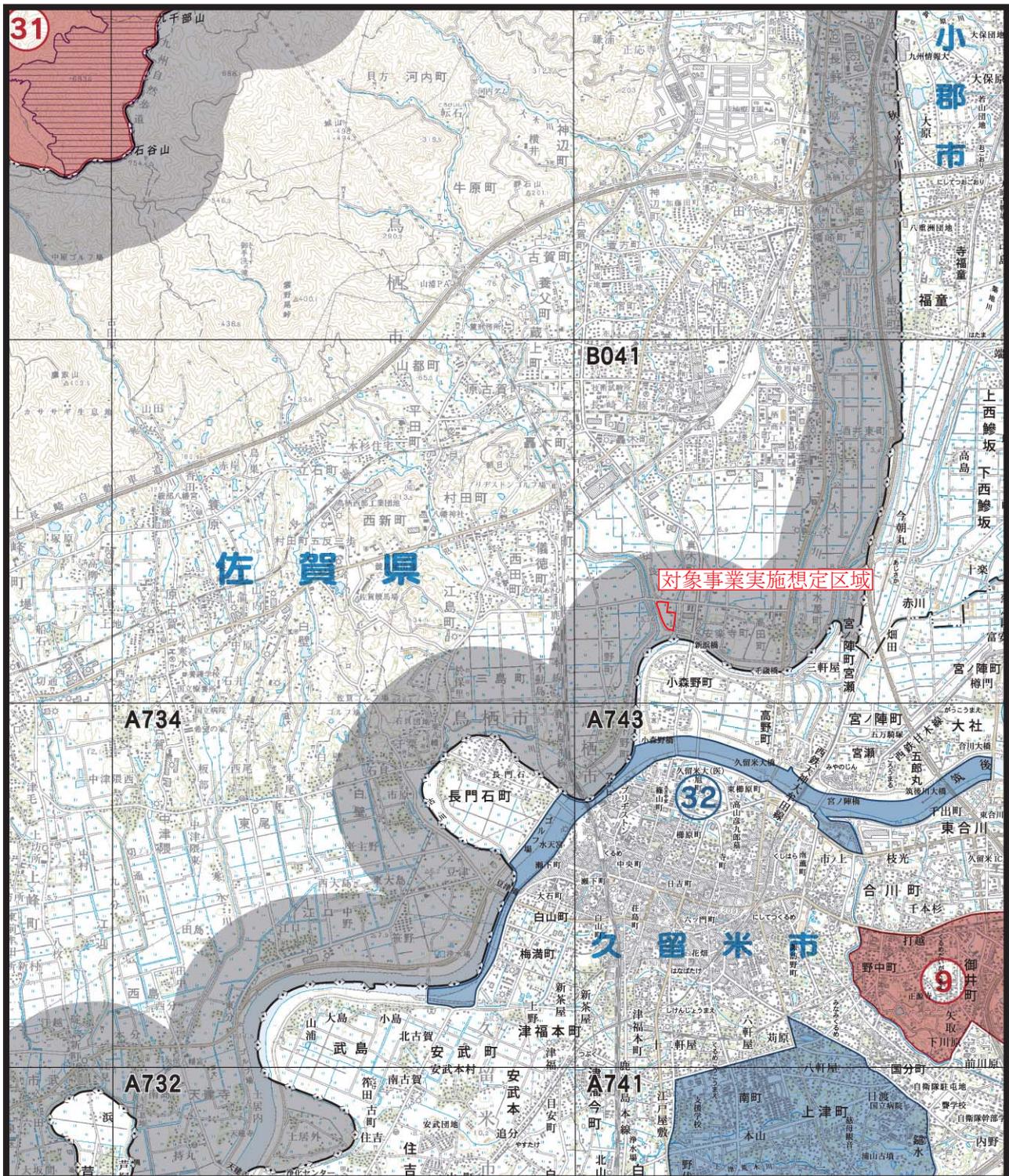
注)番号は図3.2.8-4(1)中の番号を示す。

表 3.2.8-27(2/2) 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況(福岡県)

番号	名称	所在地	面積 (ha)	期限
18	久留米特定猟具使用禁止区域（銃）	久留米市	1,200	H31.11.14
32	筑後川河川敷特定猟具使用禁止区域（銃）	久留米市	300	H32.11.14

出典：福岡県ホームページ（平成28年度福岡県鳥獣保護区等位置図）（平成28年8月 福岡県）

注)番号は図3.2.8-4(2)中の番号を示す。



凡例

色別	区域名
	鳥獣保護区
	特定猟具(銃器)使用禁止区域



図3.2.8-4(2/2) 鳥獣保護区等の指定状況(福岡県)

3) 災害防止に関する地域等の状況

(1) 砂防法に基づく指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺では、「砂防法」に基づく砂防指定地は存在しない。

(2) 地すべり防止法に基づく指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺では、「地すべり防止法」に基づく地すべり防止地区に指定された区域は存在しない。

(3) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺では、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

(4) 森林法に基づく指定状況

対象事業実施想定区域には「森林法」に基づく保安林に指定された森林は存在しない。

4) その他環境保全に係る事項

(1) 地域の環境基本計画等環境の保全に係る方針等

① 佐賀県環境基本計画

「佐賀県環境保全計画」は「佐賀県環境基本条例」第 11 条の規定に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、策定されたものであり、平成 28 年 3 月に「第 3 期佐賀県環境基本計画～明日へとつなぐ“さかの環境”～」(平成 28 年 3 月)(以下、「佐賀県環境基本計画」という。)が策定されている。

<計画の役割>

- ・県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、県政を推進するための環境の面からみた長期的な大綱
- ・県民・CSO*・事業者・行政など、すべての主体が環境に関する施策・取組を計画、実施する際の指針となるもの

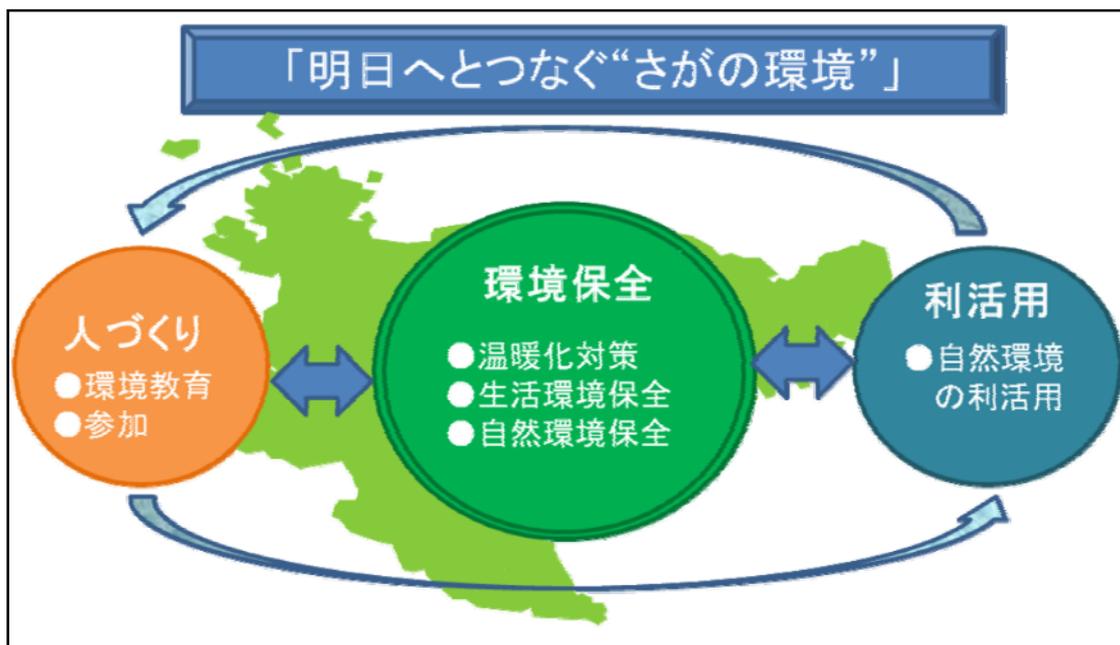
※：CSOとは、Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて「CSO」と呼称している。

<計画の対象期間>

平成 28 年度から概ね 5 年間

<計画のイメージ>

豊かな佐賀の環境、文化を守り、育んでいくための基盤である「人づくり」を積極的に推進することで、次の世代へ繋げていきたいという想いをこめ、第 3 期環境基本計画のキャッチフレーズを「明日へとつなぐ、”さかの環境”」とし、計画のイメージは図 3.2.8-5 に示すとおりとしている。



出典：第 3 期佐賀県環境基本計画～明日へとつなぐ“さかの環境”～(平成 28 年 3 月)

図 3.2.8-5 第 3 期環境基本計画のイメージ図

<計画実現の主体と役割>

計画の実現にあたって、県民、CSO、事業者、行政などの各主体が自主的、積極的に、また、それぞれの役割に応じ、相互に連携しながら一体となって日常的な活動のなかで環境をよくする行動を実践することとしている。

計画実現の主体と役割は表 3.2.8-28 に示すとおりである。

表 3.2.8-28 計画実現の主体と役割

主体		役割
県民		人と環境との関わりについて理解を深め、地球環境を視野に入れながら、まずは日常生活の中で、身近な環境をよりよいものにしていくための取組を、自らできることから実践していくことや、CSO、行政等が中心となった環境活動への積極的な参加を期待
CSO		地域の課題等の解決に向けて、県民への啓発活動や地域の環境活動などに自主的かつ積極的に取り組むとともに、様々な主体と連携して、環境保全等に向けた取組を推進することを期待
事業者		事業活動に当たって、公害の発生や自然破壊の防止はもとより、資源・エネルギーの効率的利用などを進め、環境への負荷の低減に努めることや、企業の社会的責任（CSR）に基づく環境に関する社会貢献活動を進めることを期待
行政	県	環境を保全し、創造、活用するための施策を推進します。また、県民、事業者及びCSOの行う環境保全行動を積極的に支援し、自らも事業者・消費者としてよりよい環境を実現するため率先行動し、県民に対しては、低炭素・循環型・自然共生の社会づくりにむけた普及啓発を行うとともに、生活環境の安全・安心情報を提供
	市町	地域の環境特性を十分考慮した施策を展開するとともに、率先して環境への負荷の低減に取り組むことや、住民への普及啓発や施策の実施など、よりよい環境づくりの先導的役割を期待

出典：第3期佐賀県環境基本計画～明日へとつなぐ“さかの環境”～」（平成28年3月）

< 施策の展開方向 >

佐賀県の目指す姿を実現するため、6つの施策展開方向に沿って、表 3.2.8-29 に示すとおり、総合的に施策を展開することとしている。

表 3.2.8-29 施策の展開方向

施策	展開方向
地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	<p>国においてエネルギーミックス及びエネルギーの利用のあり方が見直され、省エネ型の生活様式及び事業様式が浸透するなかで、経済や地域社会を活性化させながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する仕組みを作っていくことを目指す。その際、再生可能エネルギーの加速度的普及に努める。</p> <p>①地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギー等の推進</p>
安全・安心で快適な生活環境の保全	<p>大気・水・土壌などの生活環境の保全対策を通じ、すがすがしい空気や良質な水質等の維持、安全・安心で豊かなくらしや産業の基盤となる環境の確保、また、動植物の生息・生育環境が継続的に確保されることを目指す。危機事象の発生に際しては、迅速な対応と正確な情報の提供に努める。</p> <p>①大気環境（大気、騒音、振動、悪臭、光害）の保全 ②水環境・土壌環境の保全 ③玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ④化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組</p>
循環型社会の実現	<p>くらしや経済活動のあらゆる場面で、資源の循環を基調とした行動がとられる地域社会の実現に向けた取組を推進する。 廃棄物の適正処理、不法投棄の減少に向けた取組を引き続き推進する。</p> <p>①循環型社会の形成促進 ②安全・安心な廃棄物対策</p>
多様な自然環境の保全・活用	<p>「生物多様性佐賀県戦略」として生物多様性の保全・再生を推進し、持続可能な利用の実現を目指す。有明海再生の観点から、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、生物の生息、生育の場として重要な干潟を良好な状態で保全するための取組を促進する。 また、佐賀県の地域特性を活かし、公益機能を持つ森林を含んだ山々や、里地里山の保全と活用などに取り組むとともに、農地や山林、水辺等の自然資産を活用した地域の魅力づくりに努める。</p> <p>①生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～ ②有明海の再生 ③地域環境の保全と再生 ④自然環境の利活用</p>
環境を考えて行動する人づくり	<p>本県のよりよい環境づくりを促進するため、県民全体の意識向上や取組の推進を担う人材の育成、地域や事業所等での主体的な活動を推進するとともに、家庭、CSO、学校、事業者そして行政が相互に協力して取組の輪が大きく広がるよう、県民協働による各主体のネットワーク化等推進体制づくりを進める。</p> <p>①環境教育・環境学習等の推進 ②各主体のネットワークによる環境への取組の推進</p>
環境を考えた地域づくり	<p>環境を考えた地域づくりを進めるため、制度、体制等を充実させる。いつでも誰でも、環境の状況や推移、先端的な環境の知識など必要な環境情報を得ることができる社会、環境に関することについて安心して暮らせる社会、各主体が自主的によりよい環境を実現する取組を行うことが当たり前になる社会に向けたしくみづくりを推進する。</p> <p>また、様々な産業においては、廃棄物の再利用など環境負荷の低減を図ることにより、環境と経済の統合的向上を促進します。緑化の推進、地域のシンボルとなっている歴史的建造物、美しい景観の保全と創出に努めるとともに、くらしや移動において環境負荷が低減されるまちづくり、交通体系づくりに取り組む。</p> <p>①環境情報の充実と発信 ②危機管理体制の充実 ③多様な環境保全の手法の活用 ④環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ⑤豊かで潤いのある地域づくり ⑥環境負荷低減に向けた生活圈・交通体系づくり ⑦広域的取組（共同調査研究など）</p>

出典：第3期佐賀県環境基本計画～明日へとつなぐ“さかの環境”～（平成28年3月）

② 鳥栖市環境基本計画

「鳥栖市環境基本計画」は「鳥栖市環境基本条例」（平成 14 年 9 月）第 8 条の規定に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めており、平成 24 年 3 月に「環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐための計画～第 2 次鳥栖市環境基本計画～」(平成 24 年 3 月) (以下、「鳥栖市環境基本計画」という。) が策定されている。

< 計画の役割 >

- ・ 鳥栖市環境基本条例の基本理念（良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく）を実現する
- ・ 第 6 次鳥栖市総合計画を環境面から実現する
- ・ 市民・事業者・行政が一体となって取組を進めるための指針となる

< 計画の対象期間 >

平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間

< 計画の理念 >

計画の理念は、以下のとおりとしている。

《 計画の理念 》
私たち市民一人ひとりが、
環境を守り、育て、
子どもたちに引き継ぎます

<めざすべき環境将来像>

将来世代に引き継ぐべき環境のイメージとして、4つのめざすべき環境将来像を表3.2.8-30に示すとおりとしている。

表 3.2.8-30 めざすべき環境将来像

区 分		イメージ
環境将来像①	豊かな自然の恩恵をうけるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥栖市を特徴づける山地・丘陵などの多様な自然環境・生態系が、良好な状態に保全されていること。 ・街なかにおいても、生垣や花壇、公園の緑など、身近な自然とふれあうことができること。 ・人々が水の大切さを理解し、節水や水質の保全に努めている。そのため、川や池がきれいに保たれていること。 ・川にはごみが落ちていないこと。人々が身近な川や生き物に親しみを感じていること。 ・人々が自然の価値を理解し、その恩恵を受けるとともに、環境保全の活動に積極的に参加していること。
環境将来像②	健康で快適に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は今より増えているが、無秩序な市街化が避けられ、自然と調和した街なみが広がっていること。 ・建物や広告物の多くは、色彩や高さが景観に配慮したものとなっていること。 ・街の美化活動が広がっており、ポイ捨てや不法投棄が減少していること。 ・エコドライブ^{※1}や、徒歩・自転車・公共交通機関などの利用が普及していること。大気汚染や騒音など、車に由来する環境問題は減少し、きれいな空気と静かな生活環境があること。
環境将来像③	一人ひとりが環境負荷の削減に努めるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者それぞれが、生活・事業活動に伴うエネルギーや資源の使用量を認識し、その低減に努めていること。 ・「もったいない」の精神が多くの人々の市民・事業者に広がり、ごみの発生が抑制され、資源循環型社会が形成されていること。 ・買い物の際は、多くの人々が、省エネルギー型の製品や、環境に配慮した商品・サービスを選んで購入していること。 ・住宅・事業所・工場などの設備は、エネルギー効率が高く、CO₂排出量が少ないものに順次切り替わっていること。 ・人口が増え、まちが発展しているが、市民1人当たり、事業所1社当たりのエネルギー使用量やごみ排出量は低い水準を維持していること。
環境将来像④	自ら環境を守り、それを支えていくまち	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場では、自然体験活動などの豊かな環境教育が行われていること。成長した子ども・若者たちの中から、次世代の環境リーダーを担う人材が生まれていること。 ・環境教育の場として、図書館・リサイクルプラザ・地区公民館（まちづくり推進センター）・事業所など、様々な場所が活用されていること。市民活動団体^{※2}や事業者などが、環境教育の講師として活躍していること。 ・環境情報が身近なものになり、環境を守るために行動する人が増えていること。また、街なかで「環境」に関する会話がふえていること。 ・市民活動団体が新しい公共の担い手として活躍していること。市民・事業者・行政との交流拠点として、とす市民活動センターが活用されていること。 ・事業者が環境配慮の意識が浸透し、環境保全と経済活動の両立がなされていること。また、事業者が環境に配慮した商品・サービスをつくり、消費者がそれを購入していること。

※1 エコドライブ：停車時にアイドリングストップをする、急加速を少なくする、エアコンの使用を控えめにするなど、環境に配慮した自動車の運転のこと。

※2 市民活動団体：本計画では、自治会やPTA など、居住地域の市民が参加し、当該地域の課題に対する活動を行う組織である地縁的団体と、ボランティア団体や NPO 法人など、有志が参加し、特定のテーマに特化した活動を行う志縁的団体を総称している。

(2) 環境保全に関する取組状況等

① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では「(1) 地域の環境基本計画等環境の保全に係る方針等 ①佐賀県環境基本計画」に示したように、「佐賀県環境基本計画」の推進にあたっては、施策の展開方向と施策の方向として、表 3.2.8-31 に示したとおり設定されている。

表 3.2.8-31 佐賀県環境基本計画に基づく施策の方向

施 策	施策の展開方向	施策の方向	
地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進	①省資源・省エネルギー等を通じた低炭素化の推進 ②フロン類、メタンなどの排出抑制の推進 ③森林整備等を通じた吸収源対策等の推進 ④地球温暖化適応策	
	再生可能エネルギー等の推進	①再生可能エネルギーの加速度的普及の促進	
安全・安心で快適な生活環境の保全	大気環境の保全	<大気対策> ①大気環境の監視 ②工場・事業場ばい煙等対策の推進 ③自動車公害対策の推進 ④大気環境における危機事象への対応	
		<悪臭・騒音・振動・光害対策> ①悪臭対策の推進 ②騒音・振動対策の推進 ③良好な照明環境の形成	
		①河川等の公共用水域や地下水の水質保全対策 ②生活排水対策 ③工場・事業場排水対策 ④水質浄化能力と健全な水循環の確保 ⑤地盤沈下対策 ⑥水環境等における危機事象への対応	
		①化学物質の適正管理・適正利用の推進 ②食品中の有害物質や残留農薬の調査の実施	
	水環境・土壌環境の保全	①河川等の公共用水域や地下水の水質保全対策 ②生活排水対策 ③工場・事業場排水対策 ④水質浄化能力と健全な水循環の確保 ⑤地盤沈下対策 ⑥水環境等における危機事象への対応	
	玄海原子力発電所周辺環境安全対策	・環境放射能調査等の適切な実施 ・環境放射能調査結果等の情報提供	
循環型社会の実現	循環型社会の形成促進	①3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 ②地域循環圏 ^{※1} の形成促進	
	安全・安心な廃棄物対策	①適正処理の推進 ②「佐賀県ごみ処理広域化計画」に基づく市町等への技術的支援 ③安全・安心な産業廃棄物処理の基盤確保・適正処理 ④非常時等の廃棄物等対策	
多様な自然環境の保全・活用	生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～	①情報の集約による現状把握 ②保全・維持が必要な種の選定 ③生息・生育環境の保全・再生・創出 ④普及と活用	
	有明海の再生	①原因究明のための調査研究等の推進、再生策の検討 ②有明海再生に関する佐賀県計画の推進 ③有明海再生のための環境保全活動の推進	
	地域環境の保全と再生	①多様な森林（もり）・緑づくり ②農地の保全と活用 ③水と緑のネットワーク ④農地等の防災保全（農地の防災対策、水と土の保全） ⑤干潟・海岸域などの保全	
	自然環境の利活用	①生物多様性の活用 ②地域資源の利活用	
環境を考えた行動する人づくり	環境教育・環境学習等の推進	①幼児期からはじめる環境教育の推進 ②県民に開かれた環境学習の機会の提供と活用 ③環境について教えることができる人材の育成と活用	
	各主体のネットワークによる環境への取組の推進	①県民・CSOの環境保全活動の推進とネットワーク化の推進 ②事業者の自主的活動の推進 ③県・市町の環境保全率先行動の推進	
環境を考えた地域づくり	環境情報の充実と発信	①環境情報の体系的な整備・提供 ②監視・観測の充実 ③調査研究の推進	
	危機管理体制の充実	①危機管理体制の構築	
	多様な環境保全の手法の活用	①規制的手法の推進 ②誘導的手法の推進 ③予防的・予見的手法の推進 ④環境問題による被害の救済措置の推進 ⑤環境に関する制度の周知	
		環境関連・環境負荷の少ない産業の振興	①環境保全型・省資源型農水産業の取組拡大 ②森林資源の循環利用の推進 ③安全・安心な農水産物の生産・供給、地産地消の推進 <第二次産業・第三次産業> ①ものづくり企業への環境ビジネス支援 ②職業訓練による環境産業人材の育成 ③リサイクル等静脈産業の育成
		豊かで潤いのある地域づくり	①緑化の推進とゆとり空間の創造 ②佐賀らしい景観の保全と創造 ③歴史的・文化的遺産の保存と活用 ④空き家対策
	環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり	①各拠点に応じた都市機能の集積 ②交通基盤整備 ③環境負荷低減に向けた住環境対策	
	広域的取組（共同調査研究など）	①国際的連携の推進 ②諸外国の活動への協力	

※1 地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成することが重要とされる。「地域」の範囲としては、おおまかに、「コミュニティ資源循環」、「地域資源循環」（県の範囲）、「ブロック内地域循環」（九州一円など）、「国内資源循環」、「国際資源循環」がある。

出典：「第3期佐賀県環境基本計画～明日へとつなぐ“さかの環境”～」(平成28年3月)（佐賀県ホームページ）

② 鳥栖市環境基本計画

鳥栖市では「(1) 地域の環境基本計画等環境の保全に係る方針等 ②鳥栖市環境基本計画」に示したように、「鳥栖市環境基本計画」の推進にあたっては、表 3.2.8-32 に示したとおり、目指すべき将来像の実現に向け、それぞれに対して目標達成に向けた取組を示している。

表 3. 2. 8-32(1/2) 鳥栖市環境基本計画に基づく取組と具体的行動

将来像	取組みの柱	取り組みの方向性	取り組み	主体
環境将来像①「豊かな自然の恩恵をうけるまち」	みどり・生き物を大切にす	山林・丘陵などの保全、自然環境と調和した市街地形成	自然環境保全活動に参加します。	市民
			山林・丘陵などをフィールドとする環境保全活動を企画・実施します。	市民事業者
			山林・丘陵などの自然環境を保全します。	市民事業者行政
			「第6次鳥栖市総合計画」で示される土地利用計画などに基づき、自然環境と調和した市街地形成を誘導します。	行政
		街なかの緑の保全・創出	身の回りの緑や花を増やします。	市民事業者
			市街地に残る貴重な樹林地や名木を保存します。	行政
			道路や公共施設の緑化を進めるとともに、住宅や事業所に対する緑化の普及啓発を進めます。	行政
		自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり	近所の公園や、朝日山、市民の森などへ出かけ、自然と親しみます。	市民
			自然や生き物に親しむ活動へ積極的に参加・協力します。	市民事業者
			従業員や顧客に対し、自然に親しむ機会を提供します。	事業者
	市民のレクリエーションの拠点となる場を整備します。		行政	
	市全域の自然環境・生き物の情報を把握し、分かりやすく紹介します。		事業者行政	
	水を大切にす	節水意識の向上	水資源を有効に使います。	市民事業者
			市民・事業者に対し、節水の普及啓発を進めます。	行政
		排水などによる水環境への負荷の削減	生活の中で発生する環境負荷を減らします。	市民
			下水道供用開始区域では、下水道に接続します。	市民
			事業活動に伴って発生する排水などを減らします。	事業者
			農薬や肥料の使用を、できる限り減らします。	事業者
		水環境の調査・監視	環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、法令に基づく指導や啓発を行います。	行政
			生活排水対策（公共下水道・合併浄化槽・農業集落排水）の整備、普及啓発を進めます。	行政
行政が行う水質調査などに協力します。			市民	
工場・作業場などから発生する排水などの実態やその低減対策の情報を積極的に開示します。			事業者	
水辺の生き物とふれあい、守る機会の増加	水質・有害化学物質などの環境調査を行い、県や周辺市町と連携した観測体制の充実を図ります。	行政		
	水環境保全活動に積極的に参加します。	市民		
	山林・川・池などをフィールドとする水環境保全活動を進めます。	市民		
	市民活動団体などが行う水環境保全活動に対し、積極的な支援・協力を進めます。	事業者		
環境将来像②「健康で快適に暮らせるまち」	きれいな街なみをつくる	市全域における景観保全の方針づくり	景観保全の方針づくりに協力します。	市民事業者
			市全域における景観保全の方針をつくりまします。	行政
		景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上	住宅の新築・改築する際には、周辺の街なみに配慮した外観や色彩にします。	市民
			街の景観に関心をもち、景観資源を大切にします。	市民
			必要に応じ、地区計画制度 ^{※1} などのしくみを活用し、地域単位で景観資源を保全します。	市民
			事業所を新築・改築する際や、看板などの広告物を設置する際には、周辺の街なみに配慮した外観や色彩にします。	事業者
			市民が郷土の景観・街なみに対し、関心・愛着をもち理解を深められるよう、普及啓発を進めます。	行政
			郷土の景観・街なみを、学校教育や観光振興の題材としても活用します。	行政
		ポイ捨てや不法投棄対策の推進	地域単位の景観づくりを支援します。	行政
			街の美化活動に積極的に参加します。	市民事業者
	ポイ捨て防止啓発や不法投棄防止のためのパトロールを行います。		行政	
	関係機関や近隣自治体と連携し、監視体制を強化します。		行政	
	住環境を守る	住環境への負荷の削減	生活の中で発生する環境負荷を最小限にとどめます。	市民
			事業活動に伴って発生する排気ガス・騒音などを減らします。	事業者
		大気・騒音などの調査・監視	環境負荷の発生源となる工場・事業所に対し、法令に基づく指導や啓発を行います。	行政
			行政が行う大気調査などに協力します。	市民
			工場・作業場などから発生する排気ガス・騒音などの実態やその低減対策の情報を積極的に開示します。	事業者
			大気・騒音・有害化学物質などの環境調査を行います。県や周辺市町と連携し、観測体制の充実を図ります。	行政
		エコドライブやエコカーの普及	エコドライブに努めます。	市民事業者
			車を買換える際には、エコカーを優先的に選びます。	市民
事業用車両の生活道路への進入をできるだけ避けます。			事業者	
事業用車両をエコカーへ更新します。			事業者	
公共交通や自転車などの利用促進	エコドライブの普及啓発や、エコカーの普及を進めます。	行政		
	できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使います。	市民事業者		
	従業員に対し、車以外の通勤を奨励します。	事業者		
	「地域公共交通総合連携計画」に基づき、地域公共交通の利用を促進します。	行政		
		徒歩や自転車を利用しやすい環境を整えます。	行政	

出典：「環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐための計画 ～第2次鳥栖市環境基本計画～」(平成24年3月)(鳥栖市ホームページ)

表 3. 2. 8-32(2/2) 鳥栖市環境基本計画に基づく取組と具体的行動

区分	取組みの柱	取り組みの方向性	取り組み	主体		
環境将来像③「一人ひとりが環境負荷の削減に努めるまち」	地球温暖化を防ぐ	「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編（仮）」の策	「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編（仮）」の策定・運用に協力します。 「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編（仮）」を策定・運用します。	市民 事業者 行政 市民		
		エコライフの推進	エネルギーや資源を無駄にしないエコライフを送ります。 エネルギーや資源を無駄にしない事業活動を行います。 環境マネジメントシステム※12を導入します。 市報などによりエコライフの普及啓発を進めます。 事業者の環境マネジメントシステム導入を支援します。	事業者 事業者 行政 行政		
		省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及	家電などを買い替える際は、エネルギー効率の高いものを選びます。 住宅を新築・改築する際は、高断熱化や、省エネ設備の導入、地域産材の採用など、環境に配慮します。 設備を更新する際は、エネルギー効率の高いものを選びます。 事業所を新築・改築する際は、高断熱化や、エネルギー管理システムの導入など、環境に配慮します。 省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及啓発を進めます。	市民 事業者 事業者 行政		
		環境に優しい移動手段の普及	車を買換える際は、エコカーを優先的に選びます。 できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使います。 エコドライブに努めます。 事業用車両をエコカーに更新します。 自転車・バス・電車など環境に優しい移動手段の普及啓発を進めます。	市民 市民 事業者 事業者 行政		
		ごみを減らす	4R運動の推進	4R 運動を進めます。 4R の取組を行う小売店・スーパーなどで積極的に買物をします。 フリーマーケットなどのイベントを開催・支援します。 環境マネジメントシステムを導入します。 量り売りやバラ売りを積極的にを行います。 レジ袋を使用しない買物客を優遇するサービスを行います。 小売業と連携し、自社の製造品などを自社で回収・再資源化するしくみをつくります。 市民・事業者に対し、4R 運動の普及啓発を進めます。 鳥栖・三養基西部環境施設組合のごみ減量化部会において広域的なごみ処理体制の構築・強化を進めます。 小売業者・業界団体などと連携し、過剰包装の抑制を呼びかけます。	市民 事業者 市民 市民 事業者 事業者 行政 行政	
			資源回収の推進	資源回収に協力・参加・実施等します。	市民 事業者 行政	
			ごみ処理に関する新たな取組の検討	ごみ処理に関する新たな取組の検討・実施に協力します。 行政と連携し、バイオマス資源※ 16の有効活用を検討します。 ごみおよび資源物のよりよい収集・処理方法を検討します。 事業者と連携し、バイオマス資源の有効活用を検討します。	市民 事業者 行政 行政	
			環境将来像④「自ら環境を守り、それを支えていくまち」	行動する人を育てる	ライフステージや立場に応じた環境教育の実施 環境教育を実施・支援を行います。 教育現場における環境教育の推進 専門知識をもつ人材の派遣など、教育現場における環境教育を支援します。 教育現場における環境教育を進めます。 環境教育の拠点づくり 様々な場所で行われる環境教育に積極的に参加します。 所有する施設や土地などを、環境教育の場として開放します。また、それらを活用した環境教育を行います。 環境情報の提供体制の充実 既存施設において、環境教育が実施できるようにします。 環境情報を入力し、学びます。 「環境レポート」などを通じ、環境情報を広く提供します。	市民 事業者 行政 市民 事業者 行政 市民 事業者 行政
				環境を守る取組を応援する	市民活動団体が行う環境保全取組の応援 市民活動団体が行う環境保全活動に積極的に参加・支援します。 市民活動に関する情報源として、とす市民活動センターを積極的に利用します。 応援したい市民活動団体に対し、資金や物資を寄附します。 市民活動団体に関する情報を広くPR します。 とす市民活動センターが行う事業を推進します。あわせて、各団体に利用してもらえるよう働きかけます。 市民活動団体に対し、市民活動支援補助金を交付します。 環境保全の取組のうち、市民活動団体と協働できるものは、積極的に協働で行います。 環境に配慮した商品・サービスを優先して購入します。 有機栽培・低農薬栽培や、地元で栽培された農産物を優先的に購入します。 事業者が行う環境保全取組の応援 環境に配慮した商品・サービスを開発・提供します。 CSR 活動の一環で、環境保全の取組を行います。 環境に配慮した商品・サービスなどを提供する事業者を広くPR します。 環境保全の取組を行う事業者を支援します。	市民 事業者 市民 行政 行政 行政 市民 市民 事業者 事業者 行政 行政
				鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全取組の応援	鳥栖市環境保全協議会が行う啓発活動に参加します。 鳥栖市環境保全協議会と連携した啓発活動を進めます。	市民 事業者 行政

出典：「環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐための計画 ～第2次鳥栖市環境基本計画～」（平成24年3月）（鳥栖市ホームページ）

③ 一般廃棄物処理基本計画

2市3町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により「一般廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に策定しており、ごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を示している（表3.2.8-33参照）。

表 3.2.8-33 一般廃棄物処理基本計画の概要

区分		鳥栖市	上峰町	みやき町	神埼市	吉野ヶ里町
ごみ処理に関する課題	ごみの排出に関する事項	ごみの減量が必要				
		—	ごみの排出方法等の統一が必要		—	—
	再資源化に関する事項	分別徹底が必要				
	中間処理に関する事項	安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要				
	最終処分に関する事項	最終処分量ゼロの維持が必要				
基本理念		資源循環型社会の構築			環境負荷の少ない循環型社会の形成	
基本方針		市民・住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進				
		ごみの減量化及び資源化の促進	ごみの減量化及び資源化のための3R運動の推進	ごみの減量化及び資源化の促進		
		適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築				
目標値	現況年次	2015				
	目標年次	2025				
	行政区域内人口（人）	71,813	9,536	25,598	32,400	16,131
		73,733	9,084	22,634	30,061	16,577
	総排出量（t/年）	29,235	2,766	7,085	8,817	4,504
		28,760	2,593	6,160	8,133	4,452
	1人1日あたり排出量（g/人・日）	1,115.3	794.6	758.3	745.6	765.0
		1,068.7	782.1	745.6	741.2	735.8
	再生利用量（t/年）	8,238	636	1,735	2,402	1,263
8,174		596	1,501	2,256	1,281	
総排出量に対する資源化率（%）	28.2	23.0	24.5	27.2	28.0	
	28.4	23.0	24.4	27.7	28.8	
ごみ処理施設整備	施設区分	エネルギー回収型廃棄物処理施設			鳥栖・三養基西部環境施設組合との広域化処理も視野	
	処理対象物	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物				
	施設区分	マテリアルリサイクル推進施設				
	処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、（紙類、白色トレイ、布類、廃食用油、乾電池、缶類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック等）				
災害廃棄物の処理に対する基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携スキームに沿った円滑な協力体制を確保する。 ・ 災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行う。 ・ 災害発生時のごみ排出方法を周知徹底する。 ・ 廃棄物の分別を徹底する。 ・ 処理にあたっては作業者の安全性を確保する。 				

出典：各市町一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）